★一局複数会制の
　早期実現をはかる
★税理士会の
　正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長故岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５－18－３
郵便番号 〒113-8455 公認会計士会館ビル
電話03（3816）3346
発行人　下田友吉　（１部　100円）
編集人　松木正輝　（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次
一頁…年頭所感、平成11年春の叙勲受章者紹介、持株会社の法律、会計、税務の実務対策研修会開催ご案内
二頁…研修会・定時総会両開催報告、銘語録

2000年を迎えて

第一税理士協議会
会長 下田友吉



記念すべき西暦二〇〇〇年の新春を芽出度く迎えることができましてご同慶に堪えません。

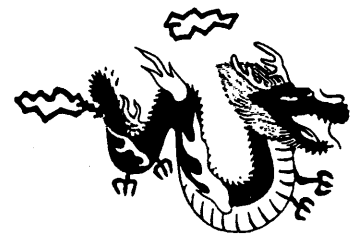
二十一世紀は正確には来年から始まるのですが、本年は所謂二千年代の初めの年でありますので、一般には本年こそ、新しい時代の幕開けの年としての感覚が強く、心身ともに奮起を覚えるのではないでしょうか。

しかしながら、国の内外の経済は未だ安定成長には程遠く、わが公認会計士の世界もバブル時機の残滓の処理に苦しみ、あまつさえ会計の急激なグローバル化への重い任務を背負って進まねばならない苦労が続いておりま す。

このような時こそ、お互いに気を引き締め、団結して助け合い、落ち度のないように心に銘記してゆかねばなりません。

わが、第一税理士協議会も本年こそ一大奮起をもって在来の老醜（陋習）を被り、新進気鋭の充ちた強い運営が望まれます。

お互いに努力を誓いましょう。



2000年

平成十一年春の叙勲受章者

〔勲五等瑞宝章〕
松木正輝氏



平成11年春の叙勲において、当会より松木正輝会員が受章されましたので、ご紹介いたします。心より、おめでとうございます。

実務に役立つ、新鮮な情報

持株会社の法律、会計、税務の実務対策研修会

開催日時　／　平成12年２月５日（土）〈法　律　面〉
　　〃　２月12日（土）〈会計・税務面〉　} 9:20～11:50
講　師　／　〈法　律　面〉弁　護　士　水野多栄子氏
　　〈会計・税務面〉公認会計士　保坂　圭作氏
場　所　／　北区滝野川会館１Ｆ大ホール（北区西ヶ原1－23－3　TEL03－3910－1651）
会　費　／　H12.２月５日・２月12日の両日とも参加　１名7,000円
　　２月５日（土）のみ参加　１名4,000円
　　２月12日（土）　〃　１名4,000円
※定員500名に達し次第、締め切らせていただきます。
問合先　／　詳しい開催案内をご送付いたしますので、恐れ入りますが、第一税理士協議会宛FAX03-3814-9454にて、ご請求下さいますようお願い申し上げます。
TEL　03(3816)3346

どなたでも参加できます
お早めにお申込を!!

はじめての方でもわかりやすく
これからの実務にプラスを!!

第一税理士協議会

会員募集中!!

第一税理士協議会は、税理士会に入会している公認会計士の団結を強化し、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展のために、活動しております。

会員に対して、次のような情報を提供し、資質の向上を図っております。

○時期に合わせた税実務的なテーマの研修会が受けられる。
○最近の税務上の諸問題に対する情報源である機関紙「第一税協」が受けられる。

皆様も是非、第一税理士協議会に入会してみませんか、

なお、詳細な点については、下記にお問い合わせ下さい。

☆会員の方にお願い

会員の方で、お知り合いに未加入の方がいらっしゃいましたら、どうぞ、ご勧誘下さいますようお願い致します。

第一税理士協議会
〒113-8455 文京区本郷５-18-3公認会計士会館内
ＴＥＬ０３（３８１６）３３４６

税効果会計を採用しても、課税計算は変わらない

十一月二十七日(土)午前九時二十分より午前十一時五十分まで、北区滝野川会館一階大ホールにて、公認会計士小松修二氏を講師に招いて「適用間近、税効果会計の実務対策研修会」が開催された。

講師作成のレジュメには、「税効果会計の意義」、「個別財務諸表における取扱い」、「連結財務諸表における取扱い」、「中間財務諸表における取扱い」の構成になっていた。特に「個別財務諸表における取扱い」では、ケーススタディによって税務申告書の書き方が説明されており、税務申告書を作成する上で大変参考になるレジュメであった。資料編として「税効果会計の適用と税務上の取扱い」、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」が配布された。

紙面の都合上、研修会の内容については割愛するが、「税効果会計は、会計上の法人税等を発生主義で認識する方法で、税効果会計を行うことによって法人税等の課税計算が変わるものではない。」と言うことを講師が一番強調していた。

講師の迫力ある説明と参加者の一言も聞き逃すまいという気迫により、時間が過ぎていくのが早く感じられる研修会であった。なお、研修会の後、来賓として参加された日本公認会計士協会の中地会長より、挨拶を戴いた。

当日の参加者は、430名を超える大盛況で、参加者にとって大変有意義な研修会であった。

（森杉　美保）



小松修二講師

《開催報告》

適用間近：税効果会計の実務対策研修会

講師：小松修二氏

会計ビッグバンを迎えての実務対策研修会

講師：小宮山賢氏

《開催報告》

第一税理士協議会研修会

実務に役立つ、新鮮な情報!!

新たな会計制度がまえ、目前に迫っております

先般開催の「適用間近、税効果会計の実務対策研修会」に引き続いて、十二月四日(土)午前九時二十分より午前十一時五十分まで、北区滝野川会館一階大ホールにて、大蔵省企業会計審議会幹事、日本公認会計士協会理事、公認会計士小宮山賢氏を講師に招いて「会計ビッグバンを迎えての実務対策研修会」が開催された。

講義は、「会計ビッグバンと新会計基準」についてであり、講師作成のレジュメの主な内容は、「会計ビッグバンの経緯」、「連結中心の開示制度の影響」、「時価会計」、「年金会計」、「その他」の構成になっていた。資料として配布された(株)税務経理協会発行の「金融商品・年金会計入門」（小宮山賢著）については、講義中に該当箇所の説明があり、大変参考になる書籍であった。なお、連結会計について説明した入門書として(株)税務経理協会発行の「対談・新連結会計入門」（中村　忠・小宮山賢著）があることも付け加えておく。

講師が、企業会計審議会幹事ということもあって、新会計基準の設定プロセスを交えた講義であり、大変興味深いものであった。

講師の迫力ある説明と参加者の一言も聴き逃すまいという気迫により、時間が過ぎていくのが早く感じられる研修会であった。

当日の参加者は、434名を超える大盛況で、参加者にとって大変有意義な研修会であった。

（森杉　美保）



小宮山　賢講師

第一税理士協議会

第31回定時総会開催される!!

第一税理士協議会第31回定時総会は、平成11年6月25日㈮午後4時50分より公認会計士会館第三会議室にて開催された。（＝写真＝）

総会に入る前に、期中物故会員に対して哀悼の意を表して黙祷が捧げられた後、下田会長の挨拶、小島昇日本公認会計士協会租税調査会担当常務理事、酒井繁同協会東京会副会長より、来賓挨拶をいただいた。

これより、総会に入り、出席者14名、委任状出席者121名の合計135名の出席者となり、本総会は適法となり、議事録署名人を指名して議事に入った。

審議事項として、

第31期事業及び会務報告の件

第1号議案　第31期決算報告書承認の件

第2号議案　第32期事業計画案承認の件

第3号議案　第32期収支予算案承認の件

第4号議案　理事補充の件

異議なく承認可決した後、総会を終了し、懇親会を開催した。



下田会長より挨拶を述べる

銘語録

「毛は自分自身を崇拝し、功績は自分によるものとし、過ちは人のせいにする」

―毛沢東秘録(上)―　林彪（りんぴょう）

産経新聞社

先の文言の前に林彪は毛沢東の性格を分析し、「まず、だれかに意見を言わせてから、批判しようとする。これは老毛（毛おやじ＝毛沢東）が「大躍進・人民公社」という政策を実行して、一九六〇年だけで、餓死、栄養失調で死者が二七百万人に達したという事実を権力闘争のなかで、えがく。

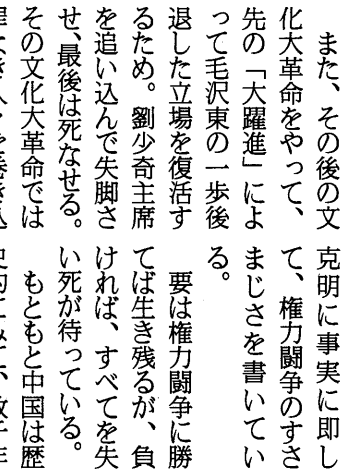
この毛沢東秘録（上）は産経新聞社付け加えておく。

講師が、企業会計審議会幹事ということもあって、新会計基準の設定プロセスを交えた講義であり、大変興味深いものであった。

講師の迫力ある説明と参加者の一言も聴き逃すまいという気迫により、時間が過ぎていくのが早く感じられる研修会であった。

当日の参加者は、434名を超える大盛況で、参加者にとって大変有意義な研修会であった。

（森杉　美保）



小宮山　賢講師

第一税理士協議会

第31回定時総会開催される!!

第一税理士協議会第31回定時総会は、平成11年6月25日㈮午後4時50分より公認会計士会館第三会議室にて開催された。（＝写真＝）

総会に入る前に、期中物故会員に対して哀悼の意を表して黙祷が捧げられた後、下田会長の挨拶、小島昇日本公認会計士協会租税調査会担当常務理事、酒井繁同協会東京会副会長より、来賓挨拶をいただいた。

これより、総会に入り、出席者14名、委任状出席者121名の合計135名の出席者となり、本総会は適法となり、議事録署名人を指名して議事に入った。

審議事項として、

第31期事業及び会務報告の件

第1号議案　第31期決算報告書承認の件

第2号議案　第32期事業計画案承認の件

第3号議案　第32期収支予算案承認の件

第4号議案　理事補充の件

異議なく承認可決した後、総会を終了し、懇親会を開催した。

下田会長より挨拶を述べる

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長故岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５－18－３
郵便番号 〒113-8455 公認会計士会館ビル
電話03（3816）3346
発行人　下田友吉（１部　100円 / 年極 1,000円）
編集人　杉村　明
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…緊急速報　中小会社外部監査の動き、新会長に、杉村明氏、第一税理士協議会の目的と基本方針
二頁…平成12年度税制改正の主要事項、第32回定時総会・研修会両開催報告

緊急速報　読者必見

中小会社外部監査の動き

日本税理士会連合会（日税連）は、昭和60年以来の懸案事項である中小会社の計算書類の公開とそれを担保する制度（当時は「会計調査人」と称した）としての中小会社外部監査の確立を図るため、平成12年3月10日に自民党所属国会議員で構成する日税連の税理士制度改革推進議員連盟に「商法改正（中小会社外部調査問題）に関するワーキンググループ」（座長・太田誠一衆議院議員）を発足させ、議員立法による法制化を推し進めようとしている。

外部監査人に税理士をねらう

ワーキンググループでは、左記の項目がテーマとなっている。

1．中小会社計算書類の公開及びその適正担保（外部監査）の制度の要否について
2．中小会社外部監査制度について
① 対象会社の範囲
② 外部監査人の業務（監査の内容、監査に要する期間、費用等）
③ 外部監査人となる資格
④ 資格の認定方法
⑤ 外部監査人の法的責任
3．外部監査制度の導入時期の問題（中小会社への影響、景気との関連等）について

この議員連盟総会には日本税理士連合会会長の森氏が参加し、税理士の職能を生かすと発言し、事実上この中小会社外部監査人に、税理士が参加する意思のあることを表明している。

日本公認会計士協会の対応

この「会計調査人」問題は公認会計士監査制度に重要な影響を与えるため、協会も昭和58年に、「会社法改正問題調査会」を設置し対応した。

今回の日税連の新たな動きに対応すべく、この「会社法改正問題調査会」を再編し「中小会社監査問題調査会」（調査会長中嶋敬雄副会長）を設置した。なお、「日税連」はこれと併せて「税理士法改正」も推進しており、「中小会社監査制度」と「税理士法改正」は一体のものと考えられるため、「中小会社監査問題調査会」では「税理士法改正」についても検討することとしている。

平成二年に問題ありとして見送りに

この「会計調査人」問題を含む「商法・有限会社法改正試案」は、昭和61年5月に公表された。この試案では、株式会社及び有限会社の規模、閉鎖性等の態様に即応した法規制並びに合併組織変更その他の事項についてその改正の方向を示しているが、この中で、商法特例法に規定する大会社以外の株式会社及び一定規模以上の有限会社に貸借対照表等の登記所における公開を、また株式会社のうち一定規模以上の会社について会計調査人による調査を義務づけていた。しかし、会計調査人による調査は、その有用性は認められず、むしろ有害であるとの公認会計士協会等の意見の正当性が認められ、平成2年の商法改正時に見送りとなっている。

「改正試案」への反対意見

昭和61年11月、日本公認会計士協会は「商法・有限会社法改正試案」（以下「改正試案」）に対する意見を公表した。「会計調査人」に関する主な意見は左記の通りである。

1．「会計調査人」による調査（以下「調査」）は、監査と同様、計算書類の適正性の担保手段となることを求めながら、監査を安易に簡易化しようとしたものであり、その有用性は認められず、むしろ利害関係者にとって有害なものになる。
2．「改正試案」では、「調査」は監査とは異なるものであるとされている。しかし、「改正試案」によれば「調査」は次の事項を「一応」吟味、確認することとされている。
ア　会計組織の整備状況
イ　期末の資産負債の実在性と網羅性
ウ　会計帳簿の記載と取引事実との対応性
これは、「一応」という部分を除けば、監査の目的・対象項目と同一であり、目的・対象項目に関する限り「調査」は監査と質的に差異がなく、何ら簡易なものとはならない。
3．「調査」では、求めるべき心証の程度が監査より低く、「一応の確からしさ」でよいとしているが、「改正試案」の「一応認められるかどうか」「一応の確からしさ」は抽象的な発想に過ぎず、実務上、統一的、客観的基準の設定は極めて困難であり、専門家の行動規範とはなり得るものではない。
4．「調査」では、実務上監査と同じ技術が必要となるにもかかわらず、その担い手として監査専門家でない税理士が予定されている。税理士は、税務の専門家としてその資格を付与されており、制度上監査に関する知識も実務経験も予定されていない。このような資格において監査を実施することは不可能である。

税理士は、監査の担い手とは、なり得ない

また「調査」は中小企業に大きな負担の増加を招くにも関わらず、かえって株主債権者等に損害を与え、その結果担い手たる職業会計人が損害賠償責任を負う事態も十分予想できる。その結果、「調査」制度が社会的な信用を失う結果になることは明らかであろう。

今回ワーキンググループで検討している「中小会社外部調査問題」も、「調査」と本質的に同じ内容である。このように、多くの問題を抱えた「調査」を復活させようという日税連の動きに、われわれは十分注意する必要があるだろう。計算の公開制度の充実のためには、「調査」のような中途半端な制度ではなく、商法特例法に定める正規の監査の範囲を徐々に拡大することによって対応すべきである。

実務に役立つ、第一税協の研修会に、ご参加を!!
（詳しくは、同封の付録をご参照下さい）

第一税理士協議会



新会長に、杉村　明氏

満場一致

平成12年6月26日（月）開催の第32回定時総会において、新会長に、杉村　明氏を選任することで、満場一致承認可決された。

※総会記事については、裏面をご参照下さい。

第一税理士協議会の目的と基本方針

【目的】

本会は、税理士の公共性に鑑み、税理士の道義を高揚し、税理士会の正常化を図り、租税制度及び税理士制度の発展並びに税務行政の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

【基本方針】

一、税理士会における指導的立場の確立
二、公認会計士たる税理士の全国的組織の確立
三、自由加入の一局複数会制度の実現
四、公認会計士の資格で税務業務が行えるための法改正運動の展開
五、商法・税理士法改正問題に関する意見公表及び対策

随時、入会を受付中!!
詳しいことは、左記までご連絡下さい。
電話　〇三（三八一六）三三四六

平成12年度 税制改正の主要事項

本年度の税制改正は、本格的な景気回復に資する等の観点から、民間投資等の促進及び中小企業・ベンチャー企業の振興を図るための措置を講ずるとともに、年金税制、法人関係税制、年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除制度等について、社会経済情勢の変化に対応するための所要の措置を講ずることとされ、改正税法は関係政省令とともに、原則として平成12年４月１日から施行されている。このうち主要な事項は、次のとおりである。

一、法人税

(一) 有価証券の評価及び譲渡損益関係

ⅰ　有価証券の譲渡損益は、従来の引渡日ではなく、原則として、譲渡契約の日の属する事業年度に計上することとされた。ただし、売買目的外有価証券については、平成12年４月１日から平成14年３月31日までに開始する事業年度は、引渡日とすることを認める経過規定が設けられている。

ⅱ　有価証券の空売りの譲渡損益は、売り付けの対価から買い戻しの対価を控除して計算し、手仕舞の契約の日に計上することとされた。また、これらの取引で期末に未決済となっているものは、決済したものとみなして損益を計上しなければならないものとされた。

ⅲ　有価証券の譲渡原価は、有価証券を①売買目的有価証券、②満期保有目的等有価証券、③その他の有価証券に区分し、移動平均法又は総平均法のいずれかを選定して計算することとされた。

ⅳ　売買目的有価証券について時価法の導入

有価証券の期末評価は、①売買目的外有価証券は、原価法又は償却原価法（満期保有債券について利息を反映させる方法）によるが、②売買目的有価証券には、時価法によるものとされたので、各事業年度に評価損益を計上しなければならないこととされた。

ⅴ　低価法の廃止

有価証券の低価法が廃止された。

(二) デリバティブ取引のみなし決済損益等に関する制度の創設

デリバティブ取引のうち、期末に未決済となっているものは、決済したものとみなして損益を計上しなければならないものとされた。資産、負債の価額変動等による損失を減少させるために行ったデリバティブ取引のうち、所定の要件を満たすものは、その損益の繰延（ヘッジ処理）をすることとされた。

(三) 外貨建取引の換算

外貨建資産、負債のすべてについての換算規定が法人税法本法に規定された。

(四) ソフトウェアの資産区分

ソフトウェアの税務上の資産区分が、繰延資産から無形固定資産（耐用年数は、複写して販売するための原本は３年、その他は５年）に変更された。

(五) 適格退職年金契約に基づく掛金の取扱い

上場株式による掛金の払込みを行った場合は、その時の株式の価額を損金に算入するものとされた。

(六) 中小企業の貸倒引当金特例制度の見直

公益法人等及び協同組合等を除き、繰入限度額を16％増とする特別措置が廃止された。

(七) 同族会社の留保金課税の特例措置

２年間の時限措置として、①設立後10年以内の新事業創出促進法の中小企業者、②新事業創出促進法の認定事業者について、同族会社の留保金課税を適用しないこととされた。

二、所得税

(一) 特定中小会社株式の譲渡益の課税の特例

中小企業・ベンチャー企業の振興策として、特定中小会社の株式の譲渡益のうち所定の要件を満たすものについては、その二分の一を譲渡所得等とする特例が設けられた。創業者利益の特例との重複が認められる場合には、譲渡益課税の負担は四分の一に軽減されることになる。

(二) 青色申告特別控除額の引上

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については、青色申告特別控除額が55万円（改正前45万円）に引き上げられた。

(三) 扶養控除制度の見直

年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除額の割増（10万円加算）の特例が廃止された。

三、相続税、贈与税

(一) 相続税の延納の利子税の軽減

相続税の延納の利子税が改正（5.4％→3.6％等）された。

(二) 相続税等の納税義務者の特例の創設

日本国内に住所を有していない相続人、受遺者又は受贈者で日本国籍を有する者のうち一定の者が取得した国外財産は、相続税又は贈与税の対象に加えることとされた。

第一税理士協議会 第32回定時総会 全議案承認可決!!

6月26日（月）午後4時50分より、第32回定時総会が開催された。

会長に、**杉村　明氏!!**
名誉会長に、**下田　友吉氏!!**

◇審議事項
第1号議案　第32期決算報告書承認の件
第2号議案　第32期事業計画案承認の件
第3号議案　第33期収支予算案承認の件
第4号議案　新会長選任の件
第5号議案　副会長補充の件
第6号議案　名誉会長選任の件
第7号議案　退任会長並びに退任会長に対する記念品贈呈の件
◇報告事項
第32期事業及び会務報告の件
第33期事業計画案承認の件

全議案とも、承認可決後、杉村新会長より下田前会長へ永年の感謝を込めて記念品を贈呈した。

なお、緊急動議は、保留とした。

懇親会も開催した。

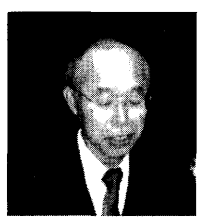


杉村新会長と下田新名誉会長

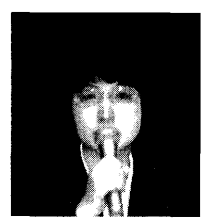
第一税理士協議会主催 研修会開催報告

実務に役立つ情報提供

本年二〇〇〇年のはじめとして、平成十二年二月五日（土）、並びに二月十二日（土）に、**「持株会社の法律、会計、税務の実務対策研修会」**を開催した。二月五日（土）では、法律面を弁護士の水野多栄子先生に、二月十二日（土）では、公認会計士の保坂圭作先生にそれぞれ講師としてお迎えして、講義を賜った。



保坂　圭作氏



水野多栄子氏

改正商法に基づく、タイムリーな研修企画であったが、ちょうど確定申告時期も間近というのに、大勢の会員の先生方が参加され、熱心に聴講されていた。

また、先月の七月一日（土）に、講師に公認会計士の藤原　哲先生をお迎えして、**「退職給付会計、金融商品の時価会計における実務対策研修会」**が開催され、講義を賜った。

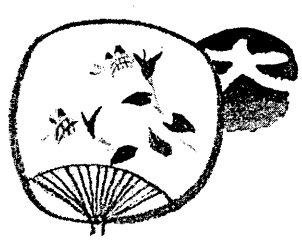


藤原　哲氏

会計ビッグバンの一環としての内容である、難解な表現をわかりやすく、そして、テキストも詳しく触れられており、聴講された会員の先生方も大いに満足されていた。

当会は、会員の先生方に、実務に役立つ情報を提供することを目的として、さらに研修会を企画・開催する予定であるが、当会会員を限定とした研修会を今後、企画・開催したいと考えている。

（森杉　美保）



気軽に税金電話相談
あなたの税の相談にコンピュータがおこたえします

タックスアンサーの電話番号（音声・ファクシミリ共通）
東京　(03) 3213-2222
横浜　(045) 641-2222
千葉　(043) 227-7799
甲府　(055) 227-1177

インターネットも利用できます
〔アドレス〕
http://www.netspace.or.jp/~taxanser





24時間利用できます！
税務署からのお知らせ

会員・準会員・一般参加者 各位

税 協 12 第 12 号
平成12年７月１日

実務に役立つ、新鮮な情報

平成12年度税制改正の実務上の諸問題

―法人税の有価証券評価・相続税の非上場株式の評価を中心に―

＜ご　案　内＞

主催／第一税理士協議会

▶開催のねらい――

第一税理士協議会に対し、いつもご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
税務の専門家として常に第一線におられ、現在、筑波大学教授としても、さらに、ご活躍されておられる品川芳宣先生をお迎えして、下記要領により研修会を開催いたします。
なお、先生方をはじめ、職員・企業・顧問先の方など多くの方々がこの研修会にご参加下さいますよう、是非お誘い合わせ下さい。

記

開催日時	平成12年11月4日（土）　13：50～16：50
講師	筑波大学教授　**品　川　芳　宣　先生**
主な内容	① 12年度税制改正の概要と問題点 ② 法人税の有価証券評価の改正 ③ 相続税の非上場株式評価の改正 ④ その他の重要改正の問題点
CPE履修単位	３単位（研修コード499898）
場所 交通機関	北区滝野川会館　１Ｆ大ホール（裏面地図掲載） 北区西ヶ原1-23-3　TEL.(3910)1651 JR京浜東北線：上中里駅下車・地下鉄南北線：西ヶ原駅下車　徒歩７分
会費及び定員	公認会計士協会会員・準会員並びに一般参加者　１名4,000円（テキスト代も含む） **定員500名に達し次第、締切らせていただきます。（先着順に）** ※ 聴講券は発行しませんが、満員の際にはご連絡いたします。
申込方法	第一税理士協議会宛　〒113-8455 文京区本郷５-18-３　公認会計士会館内 TEL.03（3816）3346　FAX.03（3814）9454 ●**下記申込書をご郵送・FAX送信後、研修会当日、会場にて直接お支払い下さい。** ※ 事前のご送金は、不要です。

略　歴

三次税務署長
大蔵省大臣官房調査企画課課長補佐
法務省訟務局租税訟務課課長補佐
国税庁直税部審理課課長補佐
金沢国税局調査査察部長
東京地方裁判所調査官
税務大学校教育第二部長
国税庁資産評価企画官
国税庁徴収課長
国税庁管理課長
高松国税局長を経て、
現在、筑波大学社会科学系教授、企業会計審議会臨時委員、㈶企業財務制度研究会（COFRI）研究員、日税連税制審議会委員、公認会計士有資格者

裏面をご参照下さい

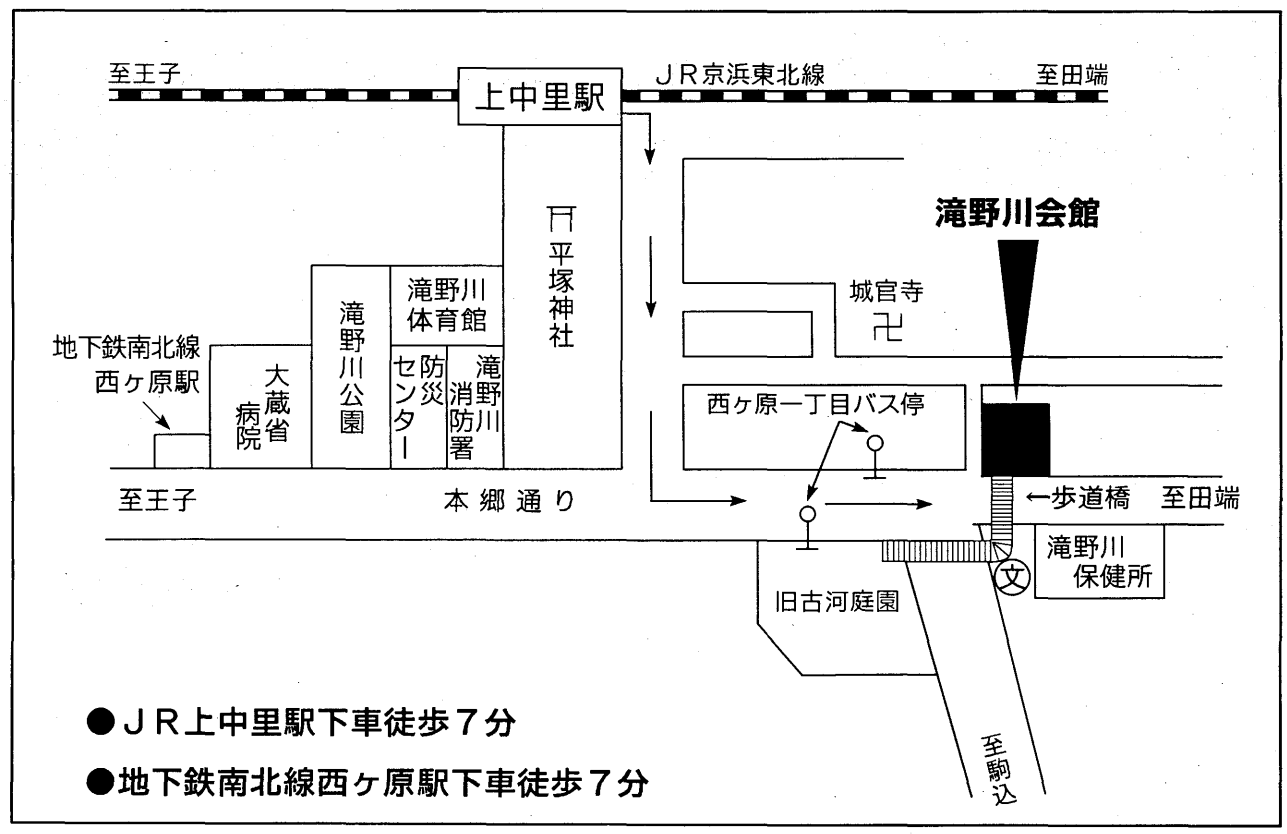
キ　リ　ト　リ　線

平成12年度税制改正の実務上の諸問題　　No.＿＿＿＿

（ふりがな） 氏　名			11月4日（土） 研修会当日、会場にて直接お支払い下さい。 ※ 事前のご送金は、不要です。
住　所	〒		
ＴＥＬ		ＦＡＸ	
研修登録番号	会員・準会員　No.		

第一税理士協議会宛　FAX 03－3814－9454

北区滝野川会館　東京都北区西ヶ原1-23-3　ＴＥＬ 3910-1651



■お願い■

1．会館への入場は 12:50 からです。
2．ホール内での飲食はできません。喫煙される方は決められた場所でお願いします。
3．交通機関をよくお確かめ下さい。タクシーを利用される方は、最寄りの JR 田端駅北口・JR 王子駅北口・JR 駒込駅北口などからお乗り下さい。（JR 上中里駅では、タクシーがほとんど来ません）
4．当日は、CPE カード（日本公認会計士協会会員・準会員の方のみ）をご持参下さい。なお、表面の申込書には研修登録番号を明記して下さい。
5．研修会当日、電話のお取り次ぎはできません。

会員・準会員・一般参加者 各位

税 協 12 第 13 号
平成12年７月１日

実務に役立つ、新鮮な情報

「資本取引の税務」の実務対策研修会（申告書との関連を含む）

＜ご 案 内＞

主催／第一税理士協議会

▶開催のねらい――

第一税理士協議会に対し、いつもご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
税務行政の第一線でご活躍され、現在、千葉商科大学の税務会計の教授として、さらにご活躍されておられる中野百々造先生から、資本取引の税務・増資・合併・解散等について、明快な御講義を賜ります。
これからの実務において、たいへん参考になります。
なお、先生方をはじめ、職員・企業・顧問先の方など多くの方々がこの研修会にご参加下さいますよう、是非お誘い合わせ下さい。

記

開催日時	平成12年11月18日（土） 13：50～16：20
講師	千葉商科大学教授 **中 野 百々造 先生**
主な内容	① 増資について ② 合併について ③ 解散について ④ 上記に関わる申告書の記載例について
CPE履修単位	３単位（研修コード499898）
場所 交通機関	労働スクエア東京ワーカーズサポートセンター（裏面地図掲載） 中央区新富1-13-14　TEL.（3552）9131　場所をまちがえないで下さい。 地下鉄日比谷線・JR 京葉線「八丁堀駅」（A3出口）下車徒歩２分、地下鉄有楽町線「新富町駅」（5番出口）下車徒歩５分、都営浅草線「宝町駅」（A1出口）下車徒歩７分
会費及び定員	公認会計士協会会員・準会員並びに一般参加者　１名4,000円（テキスト代も含む） **定員500名に達し次第、締切らせていただきます。（先着順に）** ※ 聴講券は発行しませんが、満員の際にはご連絡いたします。
申込方法	第一税理士協議会宛　〒113-8455 文京区本郷５-18-３　公認会計士会館内 TEL.03（3816）3346　FAX.03（3814）9454 ●**下記申込書をご郵送・FAX送信後、研修会当日、会場にて直接お支払い下さい。** ※ 事前のご送金は、不要です。

略 歴

元東京国税局調査審理課課長補佐
元税務大学校教育第一部教授
元東京国税局国税訟務官
元国税不服審判所（本部）国税審判官
元税務大学校研究部主任教授
元大和税務署長
現在、千葉商科大学教授

裏面をご参照下さい

キ リ ト リ 線

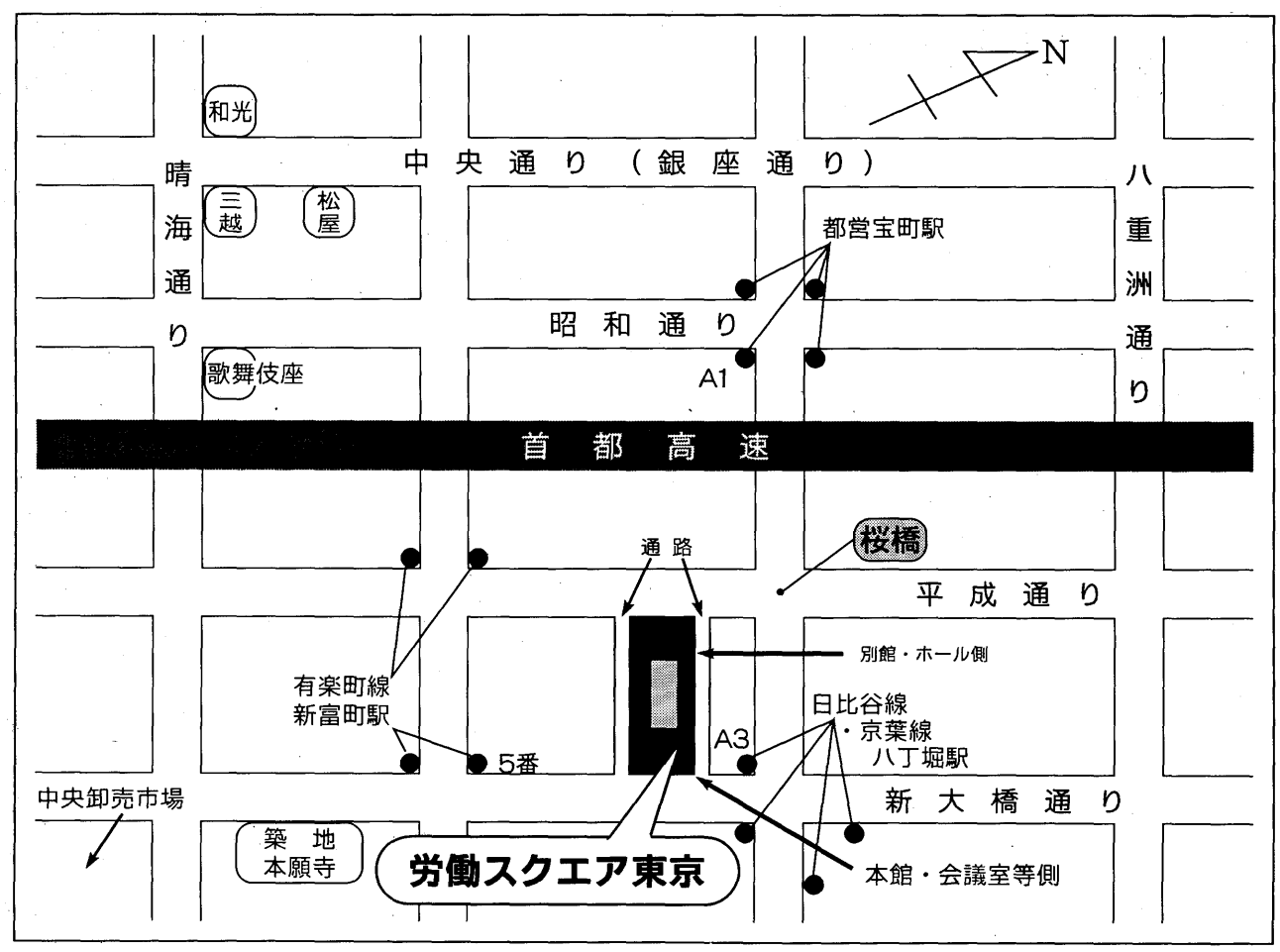
「資本取引の税務」の実務対策研修会（申告書との関連を含む）　No.＿＿＿＿

（ふりがな） 氏名			11月18日（土） 研修会当日、会場にて直接お支払い下さい。 ※ 事前のご送金は、不要です。
住所	〒＿＿＿＿		
TEL		FAX	
研修登録番号	会員・準会員　No.		

第一税理士協議会宛　FAX 03－3814－9454

労働スクエア東京ワーカーズサポートセンター

中央区新富1-13-14　ＴＥＬ 3552-9131



●地下鉄日比谷線・ＪＲ京葉線／八丁堀駅（Ａ３出口）……徒歩２分
●地下鉄有楽町線／新富町駅（５番出口）……徒歩５分
●都営浅草線／宝町駅（Ａ１出口）……徒歩７分

■お願い■

1．会館への入場は12:40からです。(12:40前の入場は不可)
2．ホール内での飲食はできません。喫煙される方は決められた場所でお願いします。
3．交通機関をよくお確かめ下さい。
4．当日は、CPEカード（日本公認会計士協会会員・準会員の方のみ）をご持参下さい。
なお、表面の申込書には研修登録番号を明記して下さい。
5．研修会当日、電話のお取り次ぎはできません。

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長故岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５－18－３
郵便番号 〒113-8455 公認会計士会館ビル
電話03（3816）3346
発行人　下田友吉
編集人　杉村　明
（１部　100円　年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次
一頁…年頭所感
二頁…〝公認会計士制度改革案の問題点〟の問題点を追求すべき、平成12年秋の叙勲受章者紹介、銘語録



新世紀を迎えて

第一税理士協議会
会長　杉村　明



明けましてお芽出度うございます。特に本年から新世紀が始まることでもあり、その思い、まことに新たなるものがあります。

「公認会計士が、公認会計士の資格において税務業務が出来る」こんな簡単な当たりまえのテーマを達成するために第一税理士協議会（略して、第一税協）は集まっているのですが、これが仲々むずかしい。

むずかしいので他のことを考える、すなわち税務研修会で会計士協会会員・準会員のみなさまのお役に立ちたい、更に枠を広げて会計、監査全般に、と希望は膨らむ。果たしてそれで良いのか、年頭に当たり胸に手をあてて考えてみる。このあたりの葛藤から二十一世紀は明けてゆくと思います。

この度、不肖私が第一税協の会長という重職に就くことに相成りました。下田前会長のご健康が勝れないということも承っておりますが、まだまだお元気。私が就任しても、たった四年しか若返りません。どうせ若返るのならば、もっと若い方にと、ぼやくのですが、何やらバトンが私の手に渡ってしまい、止むなく短期の政権ということで、しかし一生懸命相つとめることに致しました。何卒諸賢のご指導ご鞭撻の程、心よりお願い申し上げる次第でございます。

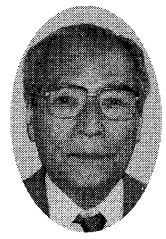
国に抱負なく、右顧左べんする時間が長く続いており、わが会計士協会全般のピンチもまだおさまらないようで、会計士協会会員一丸となって行動しなければならない時期にあたり、われわれも心より協力を惜しまない覚悟であります。

昨年の下田前会長の年頭所感に「在来の老醜（陋習）を破り新進気鋭の充ちた…」とありましたが、またもや老醜が続き陋習を破るところまで参りませんが、いま暫くお待ち下さい。皆々様の救援を心より期待し、新春の言葉と致します。

本年も、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

新しい世紀の年頭に当たり

第一税理士協議会
名誉会長　下田友吉



二十一世紀の初めの年である平成十三年の新年を迎えることができましたことを、皆様と共にお慶び申し上げます。この良き時に当たり、わが公認会計士制度の今日の隆盛を見ることができますことは、真にご同慶の至りであります。これはひとえに、二十世紀中の先輩の公認会計士の皆様のたゆまない努力の賜物であります。新年に当たり惜しみない感謝の気持ちを捧げてやみません。二十一世紀には、更なる発展を期待し、一同、心を一層引き締めて斯業に精励する覚悟を固めなければならぬものと考えます。

私こと長い年月、第一税理士協議会（略して、第一税協）の会長の職を預っておりましたところ、昨年の第三十二回定時総会において杉村先生に私の後をお引受けしていただきました。大過なく第一税協運営の責任を終えることができましたことは、会員先生方の温かいお引立を辱うしたお陰でありまして、ここに厚く衷心より御礼を申し上げる次第であります。

日本公認会計士協会の発展に伴い、第一税協の存在意義が段々薄れて来たことは避けられない事実でありますが、第一税協は税務業務に精励している公認会計士のために、日本公認会計士協会の出来ないようなサービスを提供すること、長い間培った税理士界との交流・協調による第一税協でなければできないような仕事の必要な時、公認会計士制度のために働くことなど将来必ず役立つ組織であることを再認識していただきたいと念じております。あたかも昨今、日本税理士会連合会においては税理士法の改正により公認会計士や弁護士の業域への無益な侵入が叫ばれております。税理士会は過去五十年税理士法改正を叫びながら法改正の都度、結果として失うこと多くして得る所尠い政治運動を続けております。

今度こそ日本公認会計士協会としては、第一税協が過去三十年間の基本方針である「公認会計士の資格で当然税務業務ができる」という税理士法の改正を公認会計士のためになるように、この機会を利用しなければならないと考えております。

第一税協に対する変らぬご支援をお願い申し上げます。

必読者見

“公認会計士制度改革案の問題点”の問題点を追求すべき

先般公認会計士審査会より「公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理」および「監査制度を巡る問題点と改革の方向」が公表された。

一　はじめに

みなさまは、この問題点について、どのようにお考えでいらっしゃるであろうか。

現在公認会計士監査制度の在り方に世論の厳しい目が向けられている折、現状打開する為に改革しようとする方向自体、誠に時機を得た、大いに評価すべきことである。然しこの改革案が発表された途端、他士業の特に東京税理士会の反発が強くなっている。

二　東京税理士会としては

大幅に公認会計士を増員するとは、

①公認会計士第三次試験の受験資格付与について

即ち一定の税理士に公認会計士第三次試験の受験資格を付与すれば、税理士業界の将来を担う若手税理士が、上場会社、商法監査、学校法人、株式育成会社、信用金庫、信用組合、株式公開等々の監査業務があり、特に株式の店頭公開が年々増加し、監査活動の範囲の広い公認会計士業界に大勢移行する恐れがあると懸念している現状である。この試験制度の緩和、即ち公認会計士第三次試験受験資格付与を日本税理士会連合会（日税連）では賛成しているが、東京税理士会は反対し両者の意見は一致していない状況である。

②賛成派の意見として

賛成派の人々は一定の厳格な条件のもとに公認会計士第三次試験を受験できるよう、次世代に生きる若い税理士が一定の実務経験を積んだ社会人の中に含まれれば、受験を拒む理由はないという考えは、大歓迎である。この若い人達に経験が無いというのなら、経験すればいいことであって、知識が無いというのなら、一定の試験の

三　さらに、東京税理士会としては

今回の制度改革で、公認会計士の数を増やして競争させれば自然資質は上がるが、競争すればする程、基本的に監査業務からドロップアウトする公認会計士が出るだろう、この人達が結果的に、東京税理士会に入会して来るからという問題が話題になって反対している。

①公認会計士をドロップアウト？

然し、公認会計士をドロップアウトした方が本当に税理士業務の方に入って来るというのも、これは将来のことでわからない。また必ず税理士業界に入会して来るという図式も決まっているのであろうか、これからのことで結論は出せないのではないだろうか。

四　監査法人の税務業務について

監査法人の税務業務の件として、今回の改革案の中で「監査法人は税務業務を行うことは出来ないが、個人の公認会計士と同様に監査法人も税務業務を行えるようにすることが望ましいとの指摘がある」と述べられている。

これに対し、東京税理士会は「監査法人は監査をするのが目的で人格を与えられた法人格であるのに税務業務をやらせろというのは全然筋違いである」という。これは個人の公認会計士が税理士登録でき許可公認会計士の規定があるため、現行法上、税理士業務が行えるので、大いに注視すべき問題である。

五　許可公認会計士について

特に、許可公認会計士の税理士法第三条第一項第四号がある限り、問題は解決しないのではないかとの意見が多い。これに対し税理士も、税理士法を改正し、任意な監査、簡易な監査が出来るようにしてもらいたい、既に子会社の監査、関係会社の監査も、何等かの形で行っているのに東京税理士会は何故要求しないのかという不満の声が出ている。

六　税理士の資格制度について

税理士の資格制度について申し上げる。

税理士取得制度は、その取得試験を公平なものとする必要がある筈である。

ところが修士の学位取得による試験免除規定は、税理士法第八条第一項第一号および二号の両方を修得した者の税理士登録が増加の傾向にあり、現在、税理士試験を回避の抜け穴とする制度であり、その弊害となっている。

また、税務官公署職員の試験免除については、公平性、合理性の見地から、少なくとも会計学免除の要件がある指定研修については、研修終了時に所定の試験に合格する必要があると思われる。

以上は日税連の要望であるが、試験制度は厳正にやるべきだと思う。



平成十二年秋の叙勲受章者

〔勲五等双光旭日章〕

廣瀬哲夫氏



［平成12年秋の叙勲において、当会より廣瀬哲夫会員が受章されましたので、ご紹介いたします。心より、おめでとうございます。］

銘語録

割を食う……損を蒙る。不利を受ける。懸命に骨を折ったが何の利益もなく終わったばかりか、他人を益するにとどまることを言う。

―受城異聞記―

池宮彰一郎／文芸春秋刊

このところ世の変わり方の激しさのせいか、わが公認会計士業界も、公認会計士制度の改正が公認会計士審査会から論点整理として出されて、公認会計士の数を大幅に増加させる、は、日税連も活発化し、そのため一定の実務経験を積んだ社会人や他の専門家に対し、一定の厳格な条件の下で、中小会社の外部監査資格を持つ。税理士法の改正で会計業務を拡充して監査業務に踏み込んでいく。

これらのことは、永年にわたり努力の結果が現在あるので、それを無駄にして「割を食う」ことにならないことを祈る。

（鍾　馗）

申告書は自分で書いて早めに提出

申告と納税は

所得税	2月16日から3月15日
贈与税	2月1日から3月15日
個人事業者の消費税・地方消費税	1月4日から4月2日　までです

税務署では、1月1日～3日、土曜、日曜及び祝日の窓口業務を行っておりません。
なお、書類の提出は、郵送又は時間外収受箱をご利用ください。

納税には安心、便利な　口座振替　をご利用ください

自分の申告　自分で書かなきゃ！



○　税務署や各種説明（相談）会場では、申告書を作成される方のために記載方法のアドバイスを行っています。

○　申告書の作成を税理士に依頼される際には、にせ税理士にご注意ください。

税務署からのお知らせ

東京国税局ホームページアドレス　http://www.tokyo.nta.go.jp

実務に役立つ、第一税協の研修会に、ご参加を!!

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる
右の題字は本会名誉会長故岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５－18－３
郵便番号 〒113-8455 公認会計士会館ビル
電話03（3816）3346
発行人　下田友吉（１部　100円 年極 1,000円）
編集人　松木正輝
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一～二頁…緊急速報 読者必見 税理士法改正について

読者必見

税理士法改正について

緊急速報

―許可公認会計士制度廃止が必至の情勢に―

日本公認会計士協会
常務理事
小島昇

日本税理士会連合会（以下日税連）は昨年９月21日、国税庁に「税理士法に関する改正要望書」を提出し、本年の通常国会での成立が確実視されている。この中に「許可公認会計士の特例（附則37項）を廃止する」との提案が含まれているが、この廃止案に対し日本公認会計士協会は、強く反対を表明している。

一　税理士法改正案の内容

与党三党で合意した、通常国会に政府提案される予定の項目は左記の通りである。

1. 受験資格要件の緩和
2. 試験科目免除制度の見直し
3. 税務訴訟において税理士が補佐人として訴訟代理人とともに陳述できる制度の創設
4. 登録抹消規定等の整備
5. 計算事項、審査事項等を記載した書面添付にかかる意見聴取制度の拡充
6. 研修に関する規定の整備
7. 税理士法人制度の創設
8. 紛議の調停制度の創設
9. 財務大臣による役員の解任規定の廃止
10. 税理士報酬最高限度額に関する規定の削除
11. 日税連の財務内容等に関する書類の公開
12. **許可公認会計士制度の廃止**
13. 使用人である税理士に関する規定の整備
14. 罰則について必要な見直し

二　許可公認会計士廃止が不当な理由

本来、許可公認会計士制度は、税理士法制定当初から公認会計士の資格をもって、当然、税理士業務が行えることを基盤としている制度であること及び左記理由により、その廃止は全く不当である。

①現行制度は円滑に運営され全く問題はない。

公認会計士が、日本公認会計士協会の指導、監督下において税理士業務を実施してきた実績は、通知公認会計士制度が制定された昭和31年以来、現在まですでに40年以上経過しており、また許可公認会計士制度に移行してからも20年が経過しているが、その間、税務行政上の混乱は何ら生じていない。

また、この改正は、国税当局の事務一元化のために行われるものであり、実務を十分理解したものではない。

特段変更なし）

その際に付された「当分の間」という文言について、日本公認会計士協会は公認会計士の資格のままで税理士業務が行えるよう法改正を考慮した「当分の間」であると認識している。

②許可公認会計士制度は、昭和55年の税理士法改正により廃止された通知公認会計士制度と基盤を同じくするものであり、これ以上の後退は認められない。

本来、公認会計士は、公認会計士の資格のままで税理士業務を行えるのであるが、昭和55年の税理士法改正に際して、税理士法の趣旨に照らし設けられていた業務制限のない通知公認会計士制度が廃止され、許可公認会計士制度へと後退を余儀なくされた。

（通知弁護士制度は、

③公認会計士は、本来、歴史的にみても、国際的にみても、税務業務を行い得る最適格者として認められてきたものであり、その資格をもって当然に税理士業務を行い得るものである。

公認会計士は、シャウプ勧告において、弁護士と並んで、納税者の代理人に最もふさわしい資格の一つとして認められており、数次にわたる税理士法の改正を経る中でも、公認会計士は税理士業務を行い得る者として認められてきている。

また、諸外国においい

財務詳報社の好評実務図書

会計実務指針の完全解説シリーズ
会計士協会の実務指針作成のメンバーが総力をあげて徹底解説

● 増補改訂 金融商品会計の完全解説
伊藤眞・花田重典・荻原正佳 編著　三五〇〇円＋税

● 外貨実務指針の完全解説
持永勇一・平野洋・布施伸章・村松淳哉編著　二五〇〇円＋税

● 改訂新版 税効果会計の完全解説
小林茂夫 著　二五〇〇円＋税

● 研究開発費及びソフトウェアの会計処理の完全解説
高橋寿法・飯田信夫・小池三男・佐々木真司・土屋智信・持永勇一 著　二五〇〇円＋税

最新刊
有価証券と会社税務
～有価証券の取得・区分・評価・譲渡の税務～
優成監査法人 編　三〇〇〇円＋税
● 有価証券に係る税務問題を法人税基本通達をベースに具体的な事例・仕訳・計算例を用いてわかりやすく解説



新版 キャッシュ・フロー計算書の理論と作成実務
友田和彦 著　三二〇〇円＋税

連結財務諸表作成の実務
花田重典・手塚仙夫・伊藤眞 他著　三五〇〇円＋税

Q&A 税効果会計と別表四・別表五
優成監査法人 編　三五〇〇円＋税

月刊 税務事例
● 毎月１日発行
● 予約前金購読制 ● 年極 一三、八〇〇円（〒共）
● 見本誌送呈いたします。



税務に関する裁判例、審査裁決例など、実務事例を豊富に取り上げ、詳細に分析解説する専門誌として、昭和44年に創刊。権威ある執筆陣が紹介、解説、研究する貴重なデータ専門誌として職業会計人、税務職員、経理担当者から好評を得ています。

財経詳報社　〒105-0021 東京都港区東新橋１-２-14　TEL 03(3572)0624・FAX 03(3572)5189

ても、例えば、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカなどでは、公認会計士法等に税務業務を行い得ることを定めている。

④弁護士は、税理士会に入会することなく、その資格をもって税理士業務を行うことができることとされており、公認会計士についても同様に扱うべきである。

⑤許可公認会計士制度を廃止することは、小規模に税務業務を行う公認会計士を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に二重に登録入会することを強制する結果となり、規制緩和の趣旨に反する。

三　日税連との交渉経過

平成12年9月21日

日税連は国税庁に15項目からなる「税理士法に関する改正要望書」を提出。

この中に、許可公認会計士の特例を廃止するとの提案が含まれる。

平成12年10月2日

日税連役員（久原副会長ら2名）が来会、許可公認会計士廃止を提案したことを初めて正式に当協会に説明。

当協会役員（住田副会長、小島）は詳細な理由を示してこの廃止は不当であると説明。

翻意を要望するも日税連役員は、受け入れず。

平成12年10月25日

当協会役員（住田、奥山両副会長、富山・小島両常務理事）が日税連を訪問、制度廃止の翻意を再度促すが、日税連はその場で受け入れ不可能と言明、交渉の余地を見せなかったため、話し合いは決裂した。

平成12年12月1日

日税連側の要請で再度両会が協議、この場で日税連から「廃止提案を下ろすが、その条件として両会会長名で、許可公認会計士問題その他の両会の懸案について引き続き協議するとの内容の覚書を作成するとの提案（注）あり。

当協会役員（住田副会長、小島）は、覚書の内容が適切であれば受け入れると表明。

（注）

1．3年以内に許可公認会計士の廃止を視野に入れて（前提に）両会で協議する。

2．商法改正について真摯に協議する。

3．1は付帯決議に入れる。

平成12年12月4日

12月1日の覚書の具体的原案が日税連から送られる。

当協会常務理事会にてその内容を検討したが、その内容は12月1日に提案のあった内容とは違い、「許可公認会計士制度は廃止すべきものであるとの表現があること、廃止時期を3年間遅らすだけであること、中小会社外部監査問題で、税理士が適格者であることを明示していること等」で、とうてい受け入れることはできないことを決議。

直ちに住田副会長が日税連にその旨回答。

平成12年12月7日

当協会中地会長と日税連森会長が会談（当協会は住田副会長、畑川総務局長も同席）。

その要旨は、左記の通り。

中地会長から、「公認会計士協会と税理士会は時代にマッチした融和、一体化した会計プロフェッションの組織を目指して組織改革への道を歩もうではないか」と提案。森会長同意。

また、「許可公認会計士の問題は、税理士法改正案の他の項目に比べて税理士会としては小さすぎる問題だから削っていただきたい」と中地会長は提案したが、森会長との合意できず。

平成12年12月8日

自民党税理士制度改革推進議員連盟が総会を開き、日税連提案の税理士法改正案を了解した。

平成12年12月13日

自民党、税理士法改正案を含む税制改正大綱を決定。

平成12年12月14日

連立与党は、税制改正大綱を決定するが、自民党が決定した税制改正大綱には含まれていた税理士法改正についての付記は、税制改正大綱と関係ないとの公明党、保守党の主張により、いったん削除される。

平成13年1月16日

10時より帝国ホテルにて、公明党谷口隆義代議士（連立与党プロジェクトチーム委員）の同席の上、当協会中地会長（住田、奥山両協会副会長も同席）が、日税連森会長と会談。

中地会長は、左記内容の提案書を提示する。

1．両会は、21世紀の国際社会の潮流の中で、国益に適うより良い会計プロフェッション制度の改革を目指し、その実現のため、互いの立場を理解・尊重し真摯なる協議を速やかに行うこととする。

2．このような趣旨に鑑み、現在「許可公認会計士制度」の問題に関し両会において十分なる協議がなされていないため、向こう3年以内にその存廃について十分なる協議を行い結論を出すこととする。

森会長はこれを受け入れなかった。その後、上で廃止する」との内容を含む税理士法改正案が、政府提案として通常国会に提案されることが事実上決まる。

四　公認会計士法の改正へ

今回の交渉を通じて感じたのは、協会執行部及び政連の必死の努力にもかかわらず、結果的に、日税連の誠意を信じて対応したための国税当局或いは政治家への対応の遅れである。

許可公認会計士廃止が提案され政治運動に入ったときには、自民党税理士制度改革推進議員連盟によって自民党はすべて固められてしまっていたのが現状であった。

もともと、許可公認会計士制度は税理士法の附則に定められていたところに不利な面があったのは否めない事実であるが、他の国の例を見ても、公認会計士法の業務目的に税務が入っていない国は、少なくとも先進国には皆無である。

弁護士法には、第3条2項に「弁護士は当然税理士の事務をする事ができる」と規定され、弁護士は現在でも税理士登録することなく税理士業務をすることができる。

我が国の公認会計士法には、そのような規定がないところに根本的な問題があると考えられる。

そこで、もし、許可公認会計士制度が廃止されるようなことがあれば、公認会計士法第2条（公認会計士の業務）に「公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、税務業務をすることができる」ことを求めるべきであろう。

これが、グローバル社会の中で、日本経済発展に貢献する道であると確信している。

日税連は、65、000人の会員を擁し、公認会計士は会計士補を入れても16、000人に過ぎない。政治力は圧倒的な差がある。

しかし、国民のためになる正論が、政治のパワーによって打ち消されてしまうことは絶対にあってはならないことである。

同時に、日本の政治を決めるのは国会議員であることも事実であるから、その先生方に、普段から接触し、正しい主張をいつでも聞いてもらえる状況を作る必要を痛感している。



平成13年1月18日

税理士法改正に関する与党合意がなされ、「許可公認会計士は、3年の経過措置を設けた

実務に役立つ、
第一税協の研修会に、ご参加を!!
（詳しくは、同封の付録をご参照下さい）

第一税理士協議会の目的と基本方針

【目的】

本会は、税理士の公共性に鑑み、税理士の道義を高揚し、税理士会の正常化を図り、租税制度及び税理士制度の発展並びに税務行政の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

【基本方針】

一、税理士会における指導的立場の確立
二、公認会計士たる税理士の全国的組織の確立
三、自由加入の一局複数会制度の実現
四、公認会計士の資格で税務業務が行えるための法改正運動の展開
五、商法・税理士法改正問題に関する意見公表及び対策

「定率減税」
の適用をお忘れなく！

○　平成11年以後の各年分の所得税について、定率減税が実施されています。
定率減税額は、次の①と②のいずれか少ない方の金額です。

① 平成11年以後の各年分の　所得税額　×　２０％
② ２５万円

○　所得税の確定申告書の記載に当たっては、定率減税額の控除漏れや計算誤りがないようご注意ください。



最高２５万円

税務署からのお知らせ
東京国税局ホームページアドレス　http://www.tokyo.nta.go.jp

申告書は
自分で書いて
早めに提出!!

〈お願い〉
随時、入会を受付中!!
詳しいことは、左記までご連絡下さい。
電話　〇三（三八一六）三三四六

会員・準会員・一般参加者　各位

税協12第23号
平成13年２月15日

３月決算を迎えるにあたって

実務に役立つ、新鮮な情報

有価証券と会社税務の実務対策研修会

－平成12年度税制改正項目の解説から平成13年度税制改正による影響まで－

＜ご　案　内＞

主催／第一税理士協議会

▶開催のねらい――

第一税理士協議会に対し、いつもご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
「金融商品に係る会計基準」が公表されたことにより、法人税法上会社が保有する有価証券を保有目的により区分した上で、その区分に応じた評価基準を適用することとする大改正が行われました。
そこで、有価証券に係る多様、かつ、複雑な税務上の諸問題に対しまして、学識と実務に精通されておられる講師をお迎えして、下記要領により研修会を開催いたします。
なお、先生方をはじめ、職員・企業・顧問先の方など多くの方々がこの研修会にご参加下さいますよう、是非お誘い合わせ下さい。

記

開催日時	平成13年４月７日（土）　10：00～13：30
講師	公認会計士　神門（かんど）　剛（つよし）氏
主な内容	① 取得価額の計算 ② 区分とその変更 ③ 期末評価の方法と期末時価（申告書との関連を含む） ④ 通常の譲渡 ⑤ 特殊な譲渡 ⑥ 平成13年度税制改正による影響（企業組織再編成）
CPE履修単位	４単位（研修コード499898）
場所 交通機関	北区滝野川会館１Ｆホール（裏面地図掲載） 北区西ヶ原1-23-3　TEL.(3910)1651 JR京浜東北線：上中里駅下車・地下鉄南北線：西ヶ原駅下車　徒歩７分
会費及び定員	公認会計士協会会員・準会員並びに一般参加者　１名5,000円（テキストの書籍代を含む） 定員500名に達し次第締切らせていただきます。 ※ 聴講券は発行しませんが、満員の際にはご連絡いたします。
申込方法	第一税理士協議会宛　〒113-8455 文京区本郷５-18-３　公認会計士会館内 TEL.03（3816）3346　FAX.03（3814）9454 ●下記申込書をご郵送・FAX送信後、研修会当日、会場にて直接お支払い下さい。 ※ 事前のご送金は、不要です。

裏面をご参照下さい

キ　リ　ト　リ　線

有価証券と会社税務の実務対策研修会

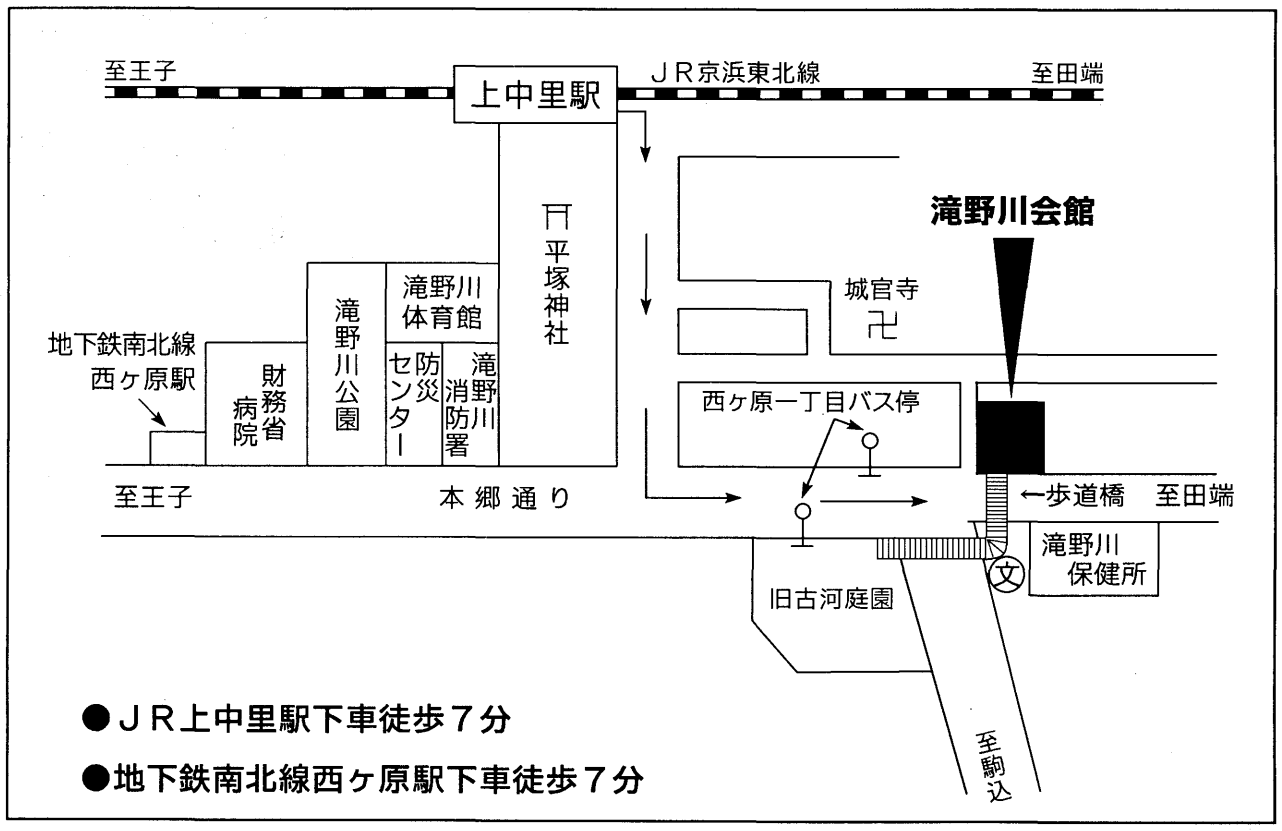
No.＿＿＿＿＿

（ふりがな） 氏名				４月７日（土） 研修会当日、会場にて直接お支払い下さい。 ※ 事前のご送金は、不要です。
住所	〒＿＿＿＿			
ＴＥＬ		ＦＡＸ		
研修登録番号	会員・準会員　No.			

第一税理士協議会宛　FAX 03（3814）9454

北区滝野川会館

東京都北区西ヶ原1-23-3　ＴＥＬ 3910-1651



■お願い■

1．会館への入場は９:10からです。（９時前の入場は不可）
2．ホール内での飲食はできません。喫煙される方は決められた場所でお願いします。
3．交通機関をよくお確かめ下さい。タクシーを利用される方は、最寄りのJR田端駅北口・JR王子駅北口・JR駒込駅北口などからお乗り下さい。(JR上中里駅では、タクシーがほとんど来ません)
4．当日は、CPEカード（日本公認会計士協会会員・準会員の方のみ）をご持参下さい。なお、表面の申込書には研修登録番号を明記して下さい。
5．研修会当日、電話のお取り次ぎはできません。

会員・準会員・一般参加者　各位

税協12第24号
平成13年２月15日

実務に役立つ、新鮮な情報

企業分割税制の実務対策研修会（申告書との関連を含む）
－会社分割、企業組織再編も盛り込んで－

＜ご　案　内＞

主催／第一税理士協議会

▶開催のねらい――

第一税理士協議会に対し、いつもご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
税務行政の第一線でご活躍され、現在、千葉商科大学の税務会計の教授として、さらにご活躍されておられる中野百々造先生から、企業分割税制の実務について、明快な御講義を賜ります。
職業会計人として、最重要に知っておかなければならない事項ですので、これからの実務において、たいへん参考になります。
なお、先生方をはじめ、職員・企業・顧問先の方など多くの方々がこの研修会にご参加下さいますよう、是非お誘い合わせ下さい。

記

開催日時	平成13年７月28日（土）　10：00～13：30
講師	千葉商科大学教授　**中　野　百々造　先生**
主な内容	**企業分割税制について** **－会社分割、企業組織再編も盛り込んで－** **（申告書との関連を含む）**
CPE履修単位	**４単位（研修コード499898）**
場所 交通機関	**北区滝野川会館１Ｆホール（裏面地図掲載）** 北区西ヶ原1-23-3　　TEL.（3910）1651 JR京浜東北線：上中里駅下車・地下鉄南北線：西ヶ原駅下車　徒歩７分
会費及び定員	公認会計士協会会員・準会員並びに一般参加者　１名4,000円（テキスト代も含む） **定員500名に達し次第、締切らせていただきます。（先着順に）** ※ 聴講券は発行しませんが、満員の際にはご連絡いたします。
申込方法	第一税理士協議会宛　　〒113-8455 文京区本郷５-18-３　公認会計士会館内 TEL.03（3816）3346　FAX.03（3814）9454 ●**下記申込書をご郵送・FAX送信後、研修会当日、会場にて直接お支払い下さい。** ※ 事前のご送金は、不要です。

略　歴

元東京国税局調査審理課課長補佐
元税務大学校教育第一部教授
元東京国税局国税訟務官
元国税不服審判所（本部）国税審判官
元税務大学校研究部主任教授
元大和税務署長
現在、千葉商科大学教授

裏面をご参照下さい

キ　リ　ト　リ　線

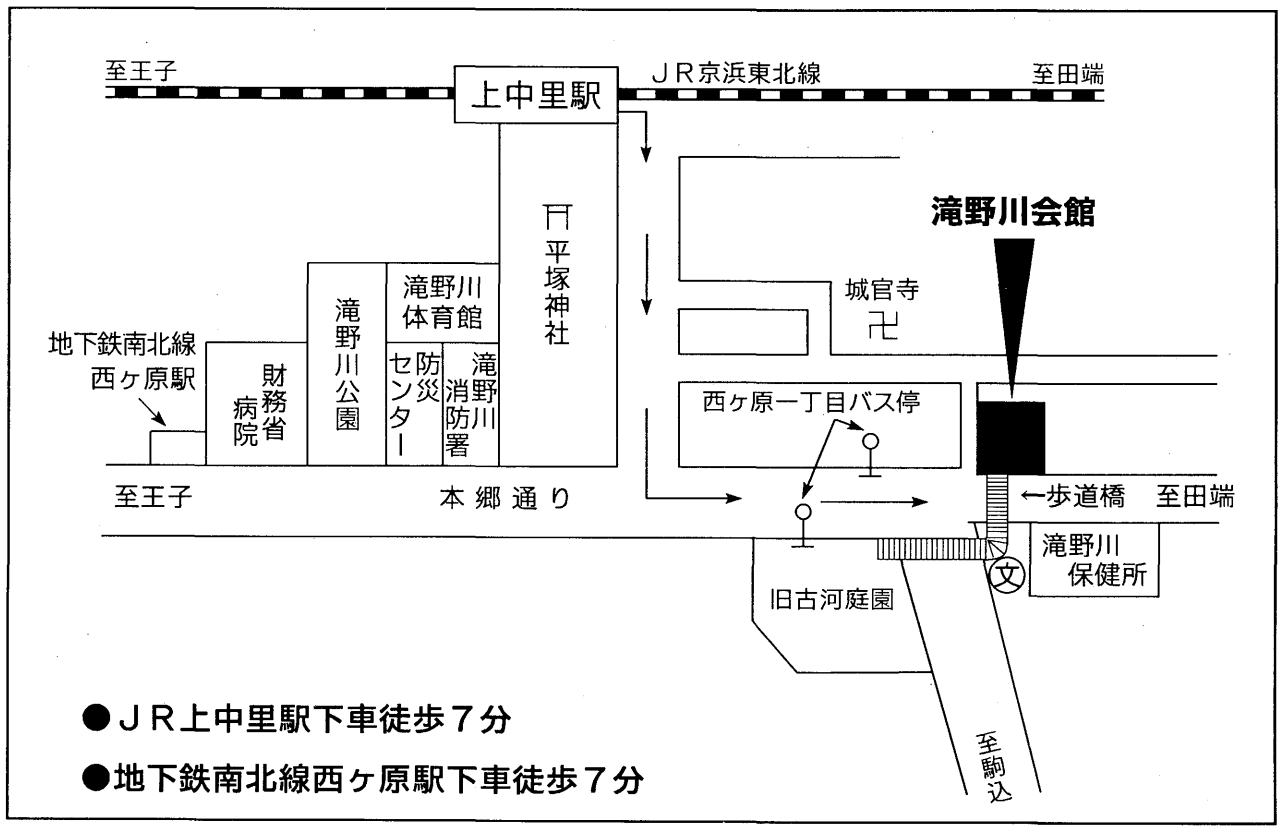
企業分割税制の実務対策研修会（申告書との関連を含む）　No.＿＿＿＿

（ふりがな） 氏名				７月28日（土） 研修会当日、会場にて直接お支払い下さい。 ※ 事前のご送金は、不要です。
住所	〒＿＿＿＿			
ＴＥＬ		ＦＡＸ		
研修登録番号	会員・準会員　No.			

第一税理士協議会宛　FAX 03（3814）9454

北区滝野川会館

東京都北区西ヶ原1-23-3　ＴＥＬ 3910-1651



■お願い■

1．会館への入場は９:10からです。（９時前の入場は不可）
2．ホール内での飲食はできません。喫煙される方は決められた場所でお願いします。
3．交通機関をよくお確かめ下さい。タクシーを利用される方は、最寄りのJR田端駅北口・JR王子駅北口・JR駒込駅北口などからお乗り下さい。(JR上中里駅では、タクシーがほとんど来ません)
4．当日は、CPEカード（日本公認会計士協会会員・準会員の方のみ）をご持参下さい。なお、表面の申込書には研修登録番号を明記して下さい。
5．研修会当日、電話のお取り次ぎはできません。

会員・準会員・一般参加者 各位

税協12第25号
平成13年２月15日

実務に役立つ、新鮮な情報

財産評価をめぐる最近の動向と問題点の実務対策研修会

―税法、会計、商法を通じた土地、株式等の評価の実態と問題点の検証―

＜ご　案　内＞

主催／第一税理士協議会

▶開催のねらい――

第一税理士協議会に対し、いつもご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
税務の専門家として常に第一線におられ、現在、筑波大学教授としても、さらに、ご活躍されておられる品川芳宣先生をお迎えして、下記要領により研修会を開催いたします。
なお、先生方をはじめ、職員・企業・顧問先の方など多くの方々がこの研修会にご参加下さいますよう、是非お誘い合わせ下さい。

記

開催日時	平成13年8月25日（土）　10：00～13：30
講師	筑波大学教授　**品　川　芳　宣　先生**
主な内容	① 相続税の財産評価の実態と問題点 ② 所得税・法人税の株式評価と相続税評価との関係 ③ 土地評価における相続税と固定資産税の関係 ④ 減損会計上の時価評価と税法との関係 ⑤ 商法等の鑑定評価と税法との関係
CPE履修単位	**４単位（研修コード499898）**
場所 交通機関	**北区滝野川会館　１Ｆ大ホール(裏面地図掲載)** 北区西ヶ原1-23-3　　TEL.(3910)1651 JR京浜東北線：上中里駅下車・地下鉄南北線：西ヶ原駅下車　徒歩７分
会費及び定員	公認会計士協会会員・準会員並びに一般参加者　１名4,000円（テキスト代も含む） **定員500名に達し次第、締切らせていただきます。（先着順に）** ※ 聴講券は発行しませんが、満員の際にはご連絡いたします。
申込方法	第一税理士協議会宛　　〒113-8455 文京区本郷５-18-３　公認会計士会館内 TEL.03（3816）3346　FAX.03（3814）9454 ●**下記申込書をご郵送・FAX送信後、研修会当日、会場にて直接お支払い下さい。** ※ 事前のご送金は、不要です。

略　歴

三次税務署長
大蔵省大臣官房調査企画課課長補佐
法務省訟務局租税訟務課課長補佐
国税庁直税部審理課課長補佐
金沢国税局調査査察部長
東京地方裁判所調査官
税務大学校教育第二部長
国税庁資産評価企画官
国税庁徴収課長
国税庁管理課長
高松国税局長を経て、
現在、筑波大学社会科学系教授、企業会計審議会臨時委員、(財)企業財務制度研究会（COFRI）研究員、日税連税制審議会委員、公認会計士有資格者

裏面をご参照下さい

キ　リ　ト　リ　線

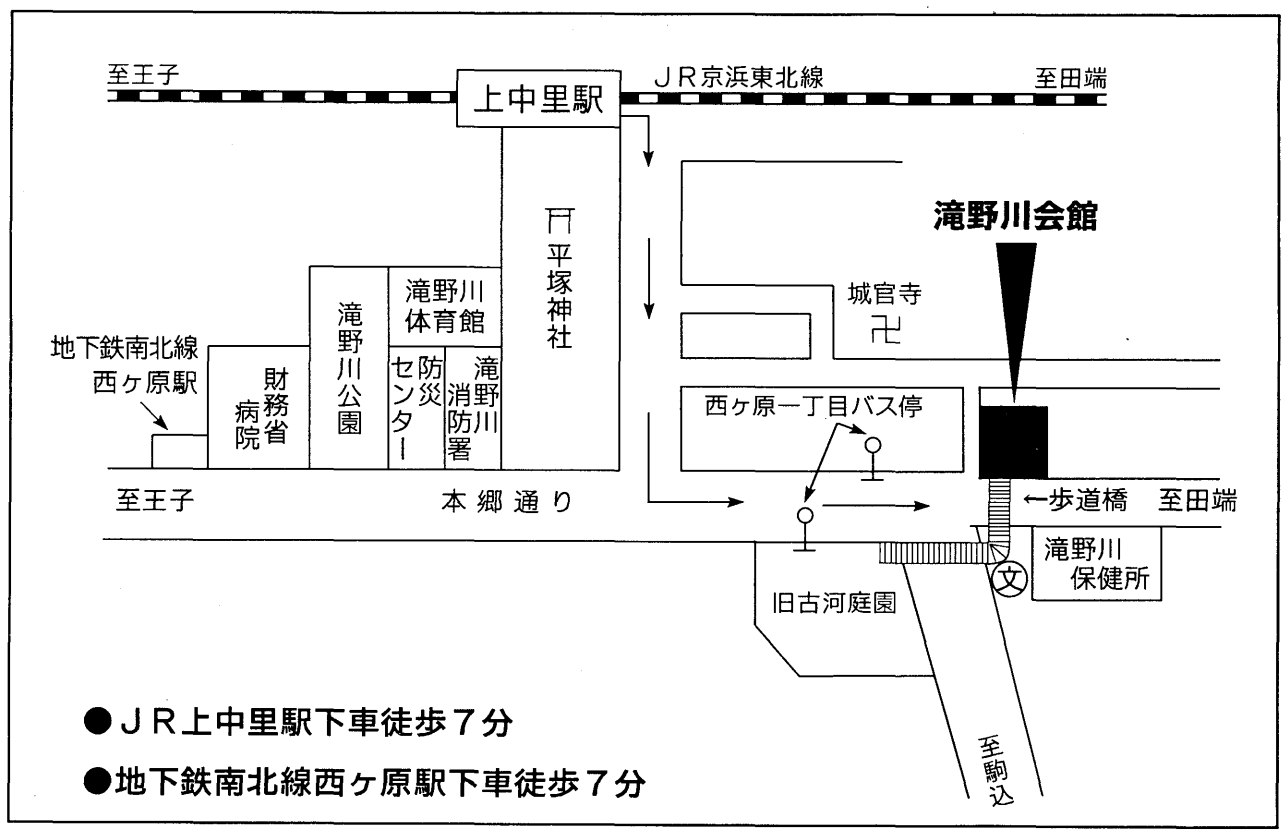
財産評価をめぐる最近の動向と問題点の実務対策研修会　　No.＿＿＿＿

（ふりがな） 氏　名			8月25日（土） 研修会当日、会場にて直接お支払い下さい。 ※ 事前のご送金は、不要です。
住　所	〒＿＿＿＿		
ＴＥＬ		ＦＡＸ	
研修登録番号	会員・準会員　No.		

第一税理士協議会宛　FAX 03（3814）9454

北区滝野川会館

東京都北区西ヶ原1-23-3　ＴＥＬ 3910-1651



■お願い■

1．会館への入場は９:10からです。（９時前の入場は不可）
2．ホール内での飲食はできません。喫煙される方は決められた場所でお願いします。
3．交通機関をよくお確かめ下さい。タクシーを利用される方は、最寄りのJR田端駅北口・JR王子駅北口・JR駒込駅北口などからお乗り下さい。(JR上中里駅では、タクシーがほとんど来ません)
4．当日は、CPEカード（日本公認会計士協会会員・準会員の方のみ）をご持参下さい。なお、表面の申込書には研修登録番号を明記して下さい。
5．研修会当日、電話のお取り次ぎはできません。

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長故岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都千代田区九段南４－４－１
郵便番号 〒102-0074 公認会計士会館ビル
電話 03（5226）3364
発行人　下田友吉（１部　100円 年極 1,000円）
編集人　松木正輝
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一～八頁…座談会
最近における税理士法と商法に関連して



座談会

『最近における税理士法と商法に関連して』

――これから直面する問題を検討――

将来に向かって

最近の、第一税理士協議会の動きに関して活発さを欠き、本来の目的である、税理士会内の公認会計士の団体としての活動に、どうもかげりが出ているという批判をしばしば聞く。そのようなときに、もう一度、第一税協の当初創立の状況を思い浮べて、もう一度反省し、さらに、最近の一連の法改正、地方自治体の監査、許可公認会計士の廃止を検討した上で今後の商法改正の展望を見直しすることも必要だと感じて、この座談会を開催した次第である。

出席者

兼山　金刀圀　氏
北　博　氏
川　彌　氏
木村　久　氏
小島　昇　氏

【司会】
松木正輝　氏

（順不同）

ご意見・ご感想をご返送下さい。（付録参照）

はじめに

松木　まず第一税協会長の兼山先生からご挨拶をお願いしたいと思います。

兼山　本日は第一税理士協議会の歴史を肌で感じ、実践されてきた錚々たる先生方各位、それから先般の許可公認会計士制度をはじめ、種々の問題で協会で非常にご苦労された小島常務理事をフリーな立場でお迎えいたしました。大変ありがとうございます。

私は初めて第一税理士協議会の会長という役を仰せつかりましたが、これを機会に第一税協の今後のあり方とか、はっきり言えば、しっかりして、もう少しきちんとした方針を出すべきではないかとか、いろいろな問題がありました。公認会計士協会との関係を重要視して、一人走りしないように慎重に進みすぎたのかなというような感じもありましたので、この際、歴史を振り返り、現在の課題を率直に受け止めて、われわれの業務のいろいろな問題を制度と絡めて、やりたいと思っております。

私見はいろいろありますので、あとで司会者のほうからご指名があれば、述べさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。よろしくお願いします。

税理士界における第一税協の創設とその経緯、役割過去の商法改正に果たした役割

松木　ありがとうございました。それではさっそく本題のほうに入らせていただきます。まず第一税協の始まったところからの経緯とか、

第一税理士協議会の目的と基本方針

【目的】

本会は、税理士の公共性に鑑み、税理士の道義を高揚し、税理士会の正常化を図り、租税制度及び税理士制度の発展並びに税務行政の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

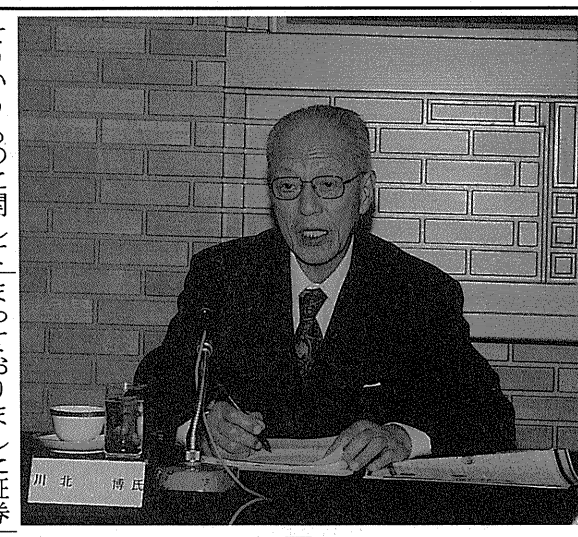
【基本方針】

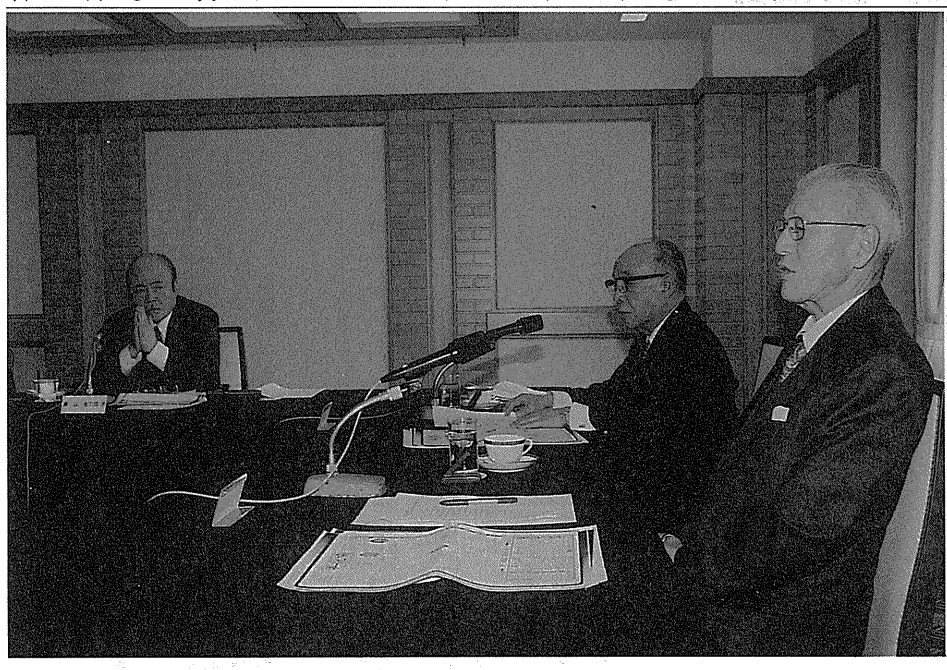
一、税理士会における指導的立場の確立
二、公認会計士たる税理士の全国的組織の確立
三、自由加入の一局複数会制度の実現
四、公認会計士の資格で税務業務が行えるための法改正運動の展開
五、商法・税理士法改正問題に関する意見公表及び対策

〈お願い〉
随時、入会を受付中!!
詳しいことは、左記までご連絡下さい。
電話　03（5226）3364

世界経済に対処するには、説得力のある主張と行動

――川北氏





そういうものに関しては、川北先生がいちばんご承知だと思いますので、話を進めていただきたいと思います。

川北　いまおっしゃいましたように、第一税協の創設と商法改正問題は切り離して考えられないところがあると思いますので、ご指示に従って、お話しさせていただきたいと思います。

山陽特殊鋼事件をはじめとする大型倒産を契機として、昭和40年前後に法律の見直し等が始められました。その結果、昭和41年には、公認会計士法自体が改正されました。従来の社団法人日本公認会計士協会が特殊法人に生まれ変わるわけですが、私はそのときの理事で、その設立委員を仰せつかりました。

新しい公認会計士協会が41年に発足したころ、同じように法制審議会が商法を抜本改正して、昭和26年以来始まっておりました証券取引法上の、公認会計士による財務諸表監査を商法に導入して、物的会社の近代化を図ることが考えられました。

しかし山陽特殊鋼、東京カーテンウォール等の事件の後始末として、昭和41年に下請け会社等の救済のための会社更正法の改正ののち、昭和42年から、改めて商法の監査制度の改善に法制審が取りかかったわけです。

ここに歴史的な資料として、昭和45年9月18日の第一税協の創刊号がありますが、懐かしいお名前が出てまいります。大蔵省証券局企業財務第一課課長、松本健幹さんです。この方が前任の安井誠さんの影響下で大活躍をされるわけですが、当時の第二課長が浅地芳年さんでした。

松本健幹さんは、もともと東京大学文学部で哲学を学ばれてから、法学部を出られ大蔵省に入って、こういう仕事をなさったという、非常に人間的にも奥行きのある方で、私どもは大変学ぶところがございました。

この42年からの法制審の前駆的な動きののち、44年には日本公認会計士協会の選挙があり、井口太郎会長となっていきなり総務担当理事とともに政治連盟の再建を仰せつかりました。私が43歳から44歳になるときでした。

私はかつて中央大学経理研究所で働いており昔の特別試験のときの人たちを存じ上げておりましたし、30年代に実務補習所の運営委員長をやって、若い公認会計士の人たちとお付き合いがあったこと、それから山梨学院大学の教授をしていた38年ごろから特例試験のため全日本計理士会から講師を頼まれ、全国を歩いて、特例試験合格者の皆さんを存じ上げていたこと、そのように皆さんを存じ上げていたことから、井口さんが私を指名したんだろうと思います。

当時は、安田講堂事件など学校騒動の真っ最中でしたが、大学の教授等のお話を全部お断りして、これに専念することにしました。44年からの仕事は、公認会計士の実態調査です。これは大変苦労して、最後は関係者は徹夜ということもあったのですが、45年にかけて、公認会計士の実態がほぼ明らかになりました。

昭和30年代の終わり、高木先生が東京会の会長だったころに、週刊新潮事件等で日本公認会計士協会の政治連盟がいったん大蔵省から事実上潰されていました。それを松本健幹さんと私どもとでいろいろ話し合い、大蔵省の了承を取って、政治連盟を復活いたしました。

45年に形式的に政治連盟を復活させると同時に、日本公認会計士の政治体制をいかに実質的に組み上げるかというのが、私どもの仕事になりました。どういうことをやったかというと、全国の公認会計士の古い方々にお願いをして、各選挙区の代議士等と直接連絡のある公認会計士の諸先生に、政治連盟に協力していただくことにしました。

それまで公認会計士協会は、どちらかというと、事務局長に国会の委員部から来てもらったりして、もっぱらそういう方々にお任せするという姿の政治運動だったんですが、会員が政治家に直結した運動でなければという意識に立って、全国的な政治連盟の再編成を試みたわけです。

それから次に、税理士会が商法改正に対して非常に強い反対をしていて、これは第一税協の新聞等にもあるとおりですが、税理士会の中にこれを正常化する動きがなければいけない。そのために、税理士会の中にいる公認会計士の会をつくって、そういう人たちを中心にした税理士会の健全化をはかることができないものかというのが、実はこの第一税協の始まりであります。

さらにもう一つの動きがありまして、それでは税理士会に入っていない公認会計士をどう組織化するか、これはのちのちの通知公認会計士会につながっていくわけですが、こういういくつかの動きを44年、45年、46年と、戦略的に逐次強化していったというのが、当時の状況です。

そして先ほど申し上げました実態調査が終わって、46年ごろから、逐次、商法改正が進行していくわけですが、実は昭和47年、48年ごろには、商法改正はほとんど絶望的な状況になり、政治連盟を招集しても、二、三人しか集まらないという、全体にそういう沈滞ムードが漂っていたのですが、当時の渡辺美智雄代議士等の非常に正義感溢れる動き等がありまして、48年から49年にかけて、一挙に状況が逆転して、49年の3月19日に、商法改正が成立したという全体の流れがあります。

この流れの中で、第一税協がいろいろな役割を果たされて、いまもって感謝に堪えないのですが、この第一税協はその後も続いて、56年の商法改正、それからその後の商法改正等、税理士会と連動して、いろいろな活躍をしてくださるわけですが、そのへんの話はまたのちほど出てくると思いますので、のちに譲ります。

以上、初期のお話だけを、私からまずご報告申し上げます。

松木　どうもありがとうございました。あとの話につきましては、必要があれば、逐次、間に入れて話し合っていただいて結構ですから、もし何かあれば、率直に話していただきたいと思います。

この件に関して、木村先生のほうから何か感じるところというか、経緯のところで何かあれば、お話しいただきたいと思います。

私が、第一税協に入会した理由は、

木村　私は先ほど川北先生がおっしゃったように、税理士として税理士会に入会している立場で、税理士会のいろいろな動きを正常化させるということに賛成して、第一税協に加入したという経過があります。

そのころ、私は東京会の幹事であったと思いますが、皆さんの尻にくっついて、商法改正とか、税理士法の問題について、国会陳情をいたしておりました。

そのころ、協会の政治活動というのは、川北先生のおかげで非常に活発に行われていたと思います。

また政治連盟とも連携をとっていたんだと思いますが、亡くなった岩崎先生、それから松木先生、兼山先生、川北先生が、各政党の先生方と話をされていたことが思い出されますが、あの当時は協会の政治活動もずいぶん活発だったなと感じます。

地元の税理士会では、商法改正問題を境にして、私どもが各支部の税理士会に行って、なかなか発言できないような雰囲気があって、各支部の会議にはほとんど欠席して、自分たちの公認会計士としての立場を守ろうとした、そんな経過もあったと思いますが、そんなことを思い出します。

松木　ありがとうございました。川北先生、木村先生からお話があったように、第一税協

公認会計士制度、会計監査制度の再構築で、職域問題を脱却したい

――木村氏


木村久涌氏

商法改正をめぐる通知公認会計士問題

川北　55年に通知公認会計士制度が廃止されて、許可公認会計士になっていくという、このへんの動きと、その前段階の49年商法改正をめぐる通知公認会計士問題等について、全体の流れをもう少し補足したいと思います。

まず公認会計士協会の中では、公認会計士の名をもって税理士業務ができるのは当たり前だという意見が、底流として非常に強くありました。

正確な日取りは忘れましたが、昭和46、47年ごろだったでしょうか、監査法人の社員の利害関係2分の1基準というのがあって、国会で、2分の1基準はどうもよくないから、それを3分の1基準にしようという動きがありました。

そのときに私は理事会に状況を報告し、政治的にどうも2分の1基準は守れそうもないから、会計士協会の理事会でもご了承願いたいとお願いしたところ、私は袋だたきになりました。辰巳正三さんや、北海道の池田さんなど平素尊敬申し上げている純粋な論客たちが、それはけしからん、だいたい川北がそんなことをここで発言するのは不謹慎だとたたかれたんです。

現に公認会計士には税理士業務はできないという状況になっていて、監査法人の2分の1基準というのがあるし、公認会計士の大部分が税理士登録をしているけれども、弁護士法のように、当然、税理士業務ができるという規定にはなっていない。それからもう一つ、ドイツの経済監査士、ヴィルトシャフツ・プリュファーが、Steuerberaterの当然の有資格者であり、そういう業務ができるかたちになっているけれども、ドイツのSteuerberaterはそれに対して何ら反論を行っていない。

そういう状態等からみてもみなさんの主張は、ごもっともなんだけれども、日本の現実の公認会計士や税理士の姿はそうではありませんということを、理事会に説明するんですが、まったくわかっていただけない。これでは政治運動をまともにやっていけないと思いまして、皆さんのご趣旨だけは承りましたと言って、理事会を終わらせちゃったんです。

その理事会が終わってから、私は慨嘆して、親しい人たち、尊敬している人たちに、なぜこういうことがわかっていただけないのかと、皆さんにお聞きしたら、現実に日本の公認会計士制度を踏みつぶされるのはまったく悔しいと言われたわけです。

なっていないのがおかしいと言われても、現行法の建前と行政の現実がそうなっているんだから仕方がない。これを政治的にどう展開していくかというのが、われわれの現実のテーマなんですよと申し上げたら、川北には悪いことをした、理事会であんなに反撃したのは、川北が言っていることの意味が私たちにはわからなかったからだということでした。それぐらい理事会自体が現実問題については不勉強だった。

私はいやでも公認会計士は現実の政治的なポジションを理解していないということを理解せざるをえなかったわけです。

しかしながら諸先輩がおっしゃるように、本来、公認会計士は税理士業務ができるというのが当たり前です。理論的にはそのとおりなんです。本来、租税法は、特定の職域のためにあるものではありませんから、アメリカでも、どこの国でも、税務については、いろいろな人が関与できるし、租税法律主義に基づいてやっている限りは、何ら障壁はないわけです。それが憲法を基調とする租税民主主義の考え方です。

税理士法というような明らかな職業立法があるのは、典型的にはドイツと日本だけですが、そのドイツだって、ヴィルトシャフツ・プリュファー（経済監査士）は当然税務ができるということになっている。日本だけが、そういう職域の障壁があって、弁護士法ではOKになっているけれども、公認会計士はだんだん職域を狭められる。つまり、租税法を職域問題として取り上げられてきたわけです。

これは日本として間違いだという、基本的な考え方については公認会計士の先輩方がおっしゃるとおりなんです。ただ現実には、そうなっていないことをどう解決していくかというのが、大きな問題なのです。

49年商法改正のときに、弁護士法とその運用がそうなっているということをご存じなかった。それで、できるのが当たり前、なぜ弁護士法みたいにできないのか、そういうことになっていないほうがおかしいと言われたわけです。

なっていないのがおかしいと言われても、現行法の建前と行政の現実がそうなっているんだから仕方がない。これを政治的にどう展開していくかというのが、われわれの現実のテーマなんですよと申し上げたら、川北には悪いことをした、理事会であんなに反撃したのは、川北が言っていることの意味が私たちにはわからなかったからだということでした。それぐらい理事会自体が現実問題については不勉強だった。

私はいやでも公認会計士は現実の政治的なポジションを理解していないということを理解せざるをえなかったわけです。

しかしながら諸先輩がおっしゃるように、本来、公認会計士は税理士業務ができるというのが当たり前です。理論的にはそのとおりなんです。本来、租税法は、特定の職域のためにあるものではありませんから、アメリカでも、どこの国でも、税務については、いろいろな人が関与できるし、租税法律主義に基づいてやっている限りは、何ら障壁はないわけです。それが憲法を基調とする租税民主主義の考え方です。

税理士法というような明らかな職業立法があるのは、典型的にはドイツと日本だけですが、そのドイツだって、ヴィルトシャフツ・プリュファー（経済監査士）は当然税務ができるということになっている。日本だけが、そういう職域の障壁があって、弁護士法ではOKになっているけれども、公認会計士はだんだん職域を狭められる。つまり、租税法を職域問題として取り上げられてきたわけです。

これは日本として間違いだという、基本的な考え方については公認会計士の先輩方がおっしゃるとおりなんです。ただ現実には、そうなっていないことをどう解決していくかというのが、大きな問題なのです。

49年商法改正のときに、さらに次のステップとして、会計監査人が創設されたあとに、特例法の監査対象した資本金の切り下げ改正がたしか55年に、いわゆる税理士法の改正があったと記憶していますが、税理士法の改正の中で、通知公認会計士制度の廃止とか、いろいろな問題も併せて取り上げられて、その当時の自民党、社会党、民社党が政調レベルで申し合わせがあり、そのことが税理士法の改正のあとの昭和56年商法改正につながっていったと記憶しています。

それに関して、川北先生のほうで何かありましたら、お話し願いたいと思います。

49年商法改正のときに、当然、税理士業務ができるという規定にはなっていない。それからもう一つ、ドイツの経済監査士、ヴィルトシャフツ・プリュファーが、Steuerberaterの当然の有資格者であり、そういう業務ができるかたちになっているけれども、ドイツのSteuerberaterはそれに対して何ら反論を行っていない。

そういう状態等からみてもみなさんの主張は、ごもっともなんだけれども、日本の現実の公認会計士や税理士の姿はそうではありませんということを、理事会に説明するんですが、まったくわかっていただけない。これでは政治運動をまともにやっていけないと思いまして、皆さんのご趣旨だけは承りましたと言って、理事会を終わらせちゃったんです。

その理事会が終わってから、私は慨嘆して、親しい人たち、尊敬している人たちに、なぜこういうことがわかっていただけないのかと、皆さんにお聞きしたら、現実に日本の公認会計士制度を踏みつぶされるのはまったく悔しいと言われたわけです。

なっていないのがおかしいと言われても、現行法の建前と行政の現実がそうなっているんだから仕方がない。これを政治的にどう展開していくかというのが、われわれの現実のテーマなんですよと申し上げたら、川北には悪いことをした、理事会であんなに反撃したのは、川北が言っていることの意味が私たちにはわからなかったからだということでした。それぐらい理事会自体が現実問題については不勉強だった。

私はいやでも公認会計士は現実の政治的なポジションを理解していないということを理解せざるをえなかったわけです。

しかしながら諸先輩がおっしゃるように、本来、公認会計士は税理士業務ができるというのが当たり前です。理論的にはそのとおりなんです。本来、租税法は、特定の職域のためにあるものではありませんから、アメリカでも、どこの国でも、税務については、いろいろな人が関与できるし、租税法律主義に基づいてやっている限りは、何ら障壁はないわけです。それが憲法を基調とする租税民主主義の考え方です。

税理士法というような明らかな職業立法があるのは、典型的にはドイツと日本だけですが、そのドイツだって、ヴィルトシャフツ・プリュファー（経済監査士）は当然税務ができるということになっている。日本だけが、そういう職域の障壁があって、弁護士法ではOKになっているけれども、公認会計士はだんだん職域を狭められる。つまり、租税法を職域問題として取り上げられてきたわけです。

これは日本として間違いだという、基本的な考え方については公認会計士の先輩方がおっしゃるとおりなんです。ただ現実には、そうなっていないことをどう解決していくかというのが、大きな問題なのです。

49年商法改正のときに、当然、税理士業務ができるという規定にはなっていない。それからもう一つ、ドイツの経済監査士、ヴィルトシャフツ・プリュファーが、Steuerberaterの当然の有資格者であり、そういう業務ができるかたちになっているけれども、ドイツのSteuerberaterはそれに対して何ら反論を行っていない。

そういう状態等からみてもみなさんの主張は、ごもっともなんだけれども、日本の現実の公認会計士や税理士の姿はそうではありませんということを、理事会に説明するんですが、まったくわかっていただけない。これでは政治運動をまともにやっていけないと思いまして、皆さんのご趣旨だけは承りましたと言って、理事会を終わらせちゃったんです。

その理事会が終わってから、私は慨嘆して、親しい人たち、尊敬している人たちに、なぜこういうことがわかっていただけないのかと、皆さんにお聞きしたら、現実に日本の公認会計士制度を踏みつぶされるのはまったく悔しいと言われたわけです。

なっていないのがおかしいと言われても、現行法の建前と行政の現実がそうなっているんだから仕方がない。これを政治的にどう展開していくかというのが、われわれの現実のテーマなんですよと申し上げたら、川北には悪いことをした、理事会であんなに反撃したのは、川北が言っていることの意味が私たちにはわからなかったからだということでした。それぐらい理事会自体が現実問題については不勉強だった。

私はいやでも公認会計士は現実の政治的なポジションを理解していないということを理解せざるをえなかったわけです。

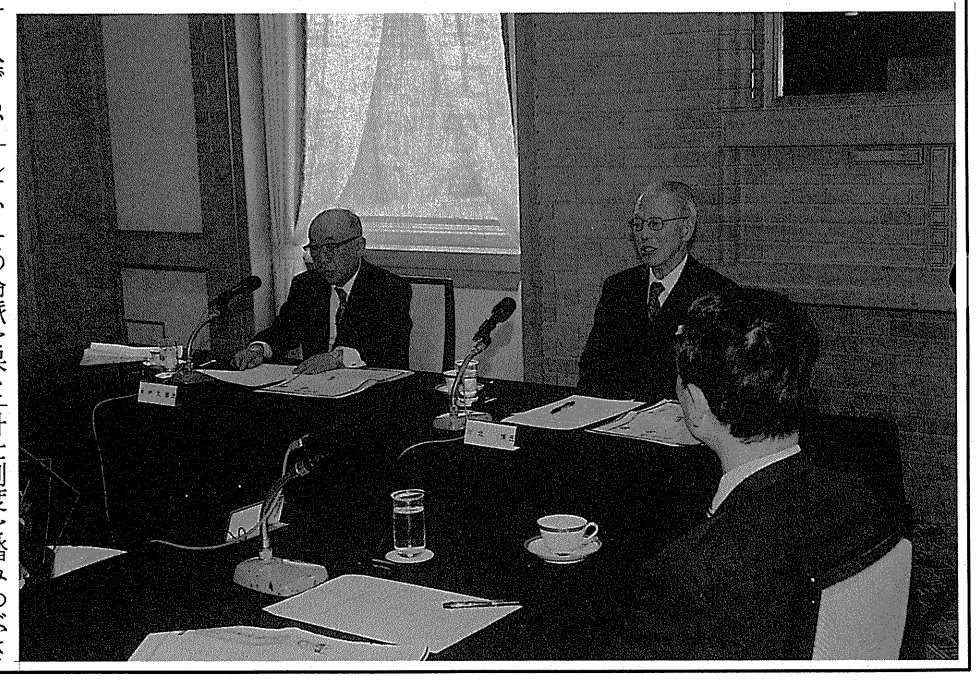
しかしながら諸先輩がおっしゃるように、本来、公認会計士は税理士業務ができるというのが当たり前です。理論的にはそのとおりなんです。本来、租税法は、特定の職域のためにあるものではありませんから、アメリカでも、どこの国でも、税務については、いろいろな人が関与できるし、租税法律主義に基づいてやっている限りは、何ら障壁はないわけです。それが憲法を基調とする租税民主主義の考え方です。

税理士法というような明らかな職業立法があるのは、典型的にはドイツと日本だけですが、そのドイツだって、ヴィルトシャフツ・プリュファー（経済監査士）は当然税務ができるということになっている。日本だけが、そういう職域の障壁があって、弁護士法ではOKになっているけれども、公認会計士はだんだん職域を狭められる。つまり、租税法を職域問題として取り上げられてきたわけです。

これは日本として間違いだという、基本的な考え方については公認会計士の先輩方がおっしゃるとおりなんです。ただ現実には、そうなっていないことをどう解決していくかというのが、大きな問題なのです。

49年商法改正のときに、さらに次のステップとして、会計監査人が創設されたあとに、特例法の監査対象した資本金の切り下げ改正がたしか55年に、いわゆる税理士法の改正があったと記憶していますが、税理士法の改正の中で、通知公認会計士制度の廃止とか、いろいろな問題も併せて取り上げられて、その当時の自民党、社会党、民社党が政調レベルで申し合わせがあり、そのことが税理士法の改正のあとの昭和56年商法改正につながっていったと記憶しています。

それに関して、川北先生のほうで何かありましたら、お話し願いたいと思います。



日ごろから政治家の方への地道な努力が必要

――小島氏



なかなかこのへんが当時わかっていただけなかったという思い出があります。

この租税法律主義あるいは租税民主主義を基本的にどう考えるのか、いまもって税理士会が職域問題として捉えていることについて、基本的なスタンスに問題があるんじゃないかなと、私自身、税理士として素朴な問題意識を持っております。率直に申し上げると、そういうことがいまもって引っかかっています。

資本金5億円の引き下げ（昭和56年改正）

会計監査人の創設

川北　一言だけ補足させてください。この5億円問題については、49年商法改正のときに経過立法として10億円基準が定められました。それが最後に決まったときの衆議院の法務委員会は、委員長以下、名古屋勢、東海地域の人たちでしたが、私は、中垣委員長や、横山利秋代議士のところに、10億円から5億円に下げるということを最後の委員会で決めるなど言語道断で、バナナのたたき売りのような権威のない審議をしてもらっては困ると怒鳴り込んだんです。

横山さんや中垣委員長は、皆さんで私を慰めてくれて、これは経過立法で、必ず次の機会には10億円から5億円に下げる。税理士会の反対運動等から、一時的にこの10億円という経過規定をつくらざるを得なかった。何とか了承してくれと言われたのが、49年改正の最終決定段階の話です。ですから55年、56年に、いきなり出た問題ではなくて、その当時からの経過規定だったということです。

それから次に、会計監査人の創設は49年商法改正であったわけですから、附則税理士問題、資本金5億円問題などは、それほど商法改正の本質問題とは関係がなかった。その余波であったということだけ、ちょっと補足させてください。

兼山　記憶が定かじゃないけれど、あのとき通知のことで尽力していただいたのは、岩井・戸張・黒沢喜三郎・岩崎・松木の各先生方がいましたね。その当時は相当影響力がありました。

当時、私は第一税協の役員をやっていたんですが、暇だったせいもあるし、勉強になるだろうと思って、川北先生はじめ、岩崎先生、松木先生、木村先生と一緒に、毎日のように手弁当を持っていくような感じで国会に行っていました。

そのときの立場はどうだったのかなと、いま考えてみると、やはり税理士はきちんと税理士試験に受かっているんだから、税理士としてのきちんとした態度がとれればいいのであって、公認会計士をターゲットにする理由はまったくない。

岩崎先生は、「何が悪いんですか」とよく言われていて、極めて単純な言葉なんですが、何も悪いことはしていないと思うんです。だから政治上、あるいは職域上のドロドロとした話が、いろいろな問題で出ていたのかなと思います。

いまにして思うと、政治連盟の役員をやっていて、松木先生と、東京会の岡本さんと協会の岡田さんというお亡くなりになった課長補佐と、私の4人で、代議士の名前は伏せますが、もう通知公認会計士は廃止だよというのは、その当時としては、やっぱり政治連盟の会員でもあるけれども、第一税協の一会員として、税務業務をきちんと正しくやるためには、公認会計士協会と税理士会には正しい認識を持ってもらわなければいけないのではないか。対立関係はよくないんじゃないかという気持ちがあったんですが、その当時としては、やっぱり政治連盟の会員でもあるけれども、第一税協の一会員として、税務業務をきちんと正しくやるためには、公認会計士協会と税理士会には正しい認識を持ってもらわなければいけないのではないか。対立関係はよくないんじゃないかという気持ちもあって、松木先生と三井記念病院に入院されたんですよね。



多少、情緒的になるけれども、非常に申し訳ないという気持ちがあったんですが、その当時としては、やっぱり政治連盟の会員でもあるけれども、第一税協の一会員として、税務業務をきちんと正しくやるためには、公認会計士協会と税理士会には正しい認識を持ってもらわなければいけないのではないか。対立関係はよくないんじゃないかという気持ちもあって、松木先生と三井記念病院に入院されたんですよね。

岩崎先生の功績を思えば、地域割りの一局複数会制しか通らなかったんですが、そのおかげで千葉ができましたよね。あれはなにも税理士会のおかげでできたわけではなくて、岩崎先生の一局複数会制の一つの産物だから、千葉の税理士会の方には、岩崎先生の名前を覚えておいてもらって、感謝してもらわないといけないだろうと思います。

その当時としては、3、000人もあれば、弁護士会と同じように、志を同じくする人が集まっていいんじゃないかという話があって、これはいまでも十分通用する筋論と思うんです。

というのは、10種類ぐらいの資格でもって税理士になれますので、税理士の使い方、あるいは税務事務所のやり方、あるいは会計事務所のやり方が、それぞれの人の歴史によって、全部違っているというような状態であって、なかなか税理士の対応が明確につかめていないんです。だからそのへんは税理士会内部で、もう少し交通整理をするというか、きちんとしないといけないんじゃないかということです。

さっきの木村先生のお話じゃないけれど、公認会計士だけが、城の外堀から埋められていくというか、城を明け渡すことはないけれども、それはどういうことなのか、制度上、きちんと考えていかないといけないと思っています。

松木　先に進めさせていただきたいと思います。小島先生、地方公共団体の監査問題について、当時、協会の役員をされていましたので、これと許可公認会計士の創設問題も絡めて結構ですので、お話し願えればと思います。

地方公共団体包括外部監査の監査人問題と財産評価の証明役に税理士を登用

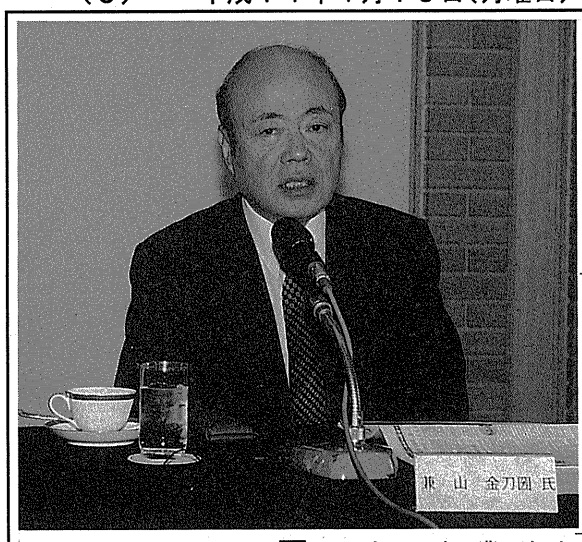
小島　今日は諸先輩の間で私が参加させていただいたのは、たぶん昨年まで租税担当の常務理事だったということで、去年の税理士法改正に深く絡んでいたからではないかなと思っております。

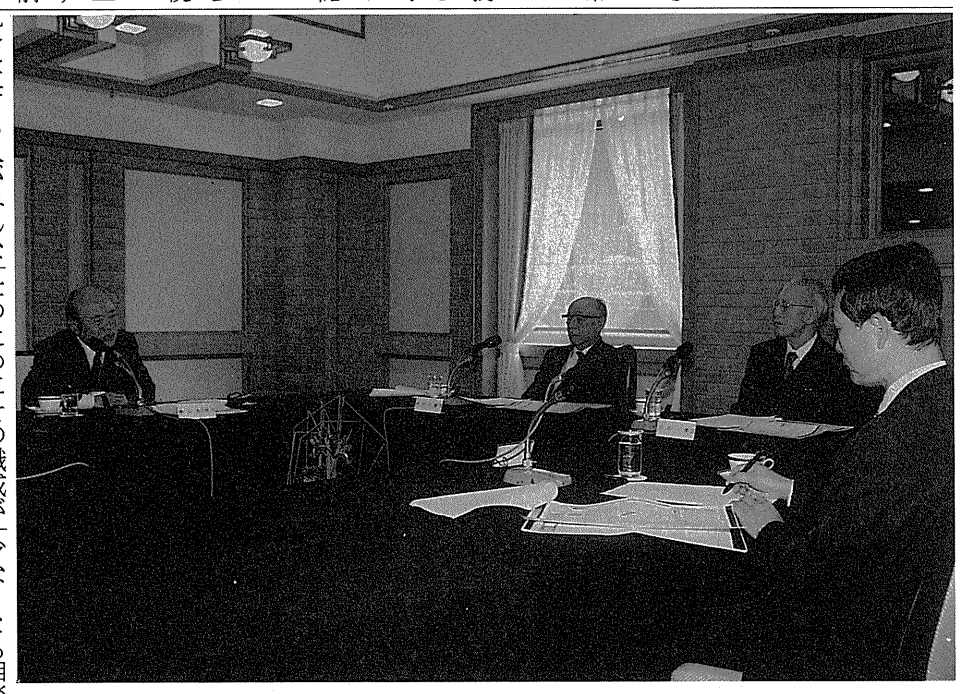
いま松木先生がおっしゃいました包括外部監査については、直接担当ではなかったものですから、あまり具体的なことは言えないのですが、個人的な感想としては、税理士会の会計及び監査に対して職域を広げたいための一環だったということが非常に強く出ていると思います。

本年の商法の改正原案の中に、現物出資等の証明者として、税理士、税理士法人が明記されるというところがありますが、これは理屈からすると、まったく筋の通らないことです。

弁護士と公認会計士は、独立した第三者と

制度の積み重ねが、社会的評価につながる——兼山氏





して証明業務を行うという資格としての特質があるために、証明者となっているわけで、なにも具体的な不動産を鑑定できる、有価証券を鑑定できるという資質でなったわけではないと認識しております。

ところが税理士がこれになるということについて、税法上の課税標準を算出するために評価できるということから、税理士が鑑定人に加わると言っているのですが、私はまったく筋の通らない話だと思っています。

ただその中で、税理士は地方自治体外部監査を担えるから、これもいいよという議論もしているわけです。したがって税理士が外部監査ができるということは、外堀を一つ埋められたということとなのかなと思います。そういう感想が一つです。

それから税理士法改正については、先ほど川北先生が言われましたように、その時々で大変悔しい思いをされてきて、諸先輩方が政治連盟を中心として、大変ご苦労されてきたということは、その当時、私も勉強させていただいて、非常に強く感じたところです。

川北　租税法律主義は憲法第84条に定められており、より基本的には憲法第30条に定められており、より基本的には憲法第30条に定める国民の納税義務を認識しなければなりません。つまり租税法という法律の定めるところによって、国民が納税の義務を負うのです。だれでもが税金を適正に納めることに参画するというのは当たり前な話なんです。税務は税理士のためにあるわけではないです。租税法律主義によって、税金を負担する義務は国民がすべて負わなければなりませんから、それに伴う手続きには、税理士のためにその職域があるのが、先進国では基本的な常識です。誤解のないように一つだけ、付け加えておきます。税務を適正に行う、あるいは租税法に詳しいという意味で、公認会計士や税理士などの職業専門家が社会的に信頼され役に立つということを、私はべつに否定しようとは思っていません。要するに税理士のためにその職域があるのではなく、申告納税制度の理念の実現のために税理士が社会に存在するのであって、本末顛倒してはならないのです。それは社会における監査制度と公認会計士との関係についてもいえることです。

小島　10年ほど前から、税理士会は税理士の職域を広げようという大きな動きの中で、少なくとも相談業務は自由にやっていいのではないか。少なくとも無償独占として、税理士という資格だけに限る必要はないのではないかと思います。

これは行政改革委員会が1997年12月に公表したものの中にも、自由競争を促進するために、無資格者にも市場を開放し、国民の自己責任原則に基づく市場原理を導入すべきであるということが出ており、税務官庁に対して正当な代理をする者として、弁護士、公認会計士が第一に挙げられています。これは先ほど川北先生がおっしゃったように、官庁に対して、弱い納税者の代弁をする、その権利を正当に保護するものとして、税理士制度ができたわけですから、その意味では、公認会計士が試験合格の税理士よりも先に置かれているということは、注目すべきことだと思います。

大変古い時代の、税理士法ができた当時のことでありますが、その精神はいまでも生きています。大変重要なことかと思います。

大監査法人とは

小島　それからあと、今後の運動を進めるうえでのブレーキになりかねないと、大変危惧していることだけ申し上げたいと思います。

川北　ちょっと質問なんですが、大監査法人は特定の人たちが監査法人の同じ傘の下で、税理士事務所をやっていますよね。大監査法人は、特に国際ファームは、私も経験があるけれども、当然、税務業務をやらなければ、アカウンティング・ファームとしての機能が発揮できない。しかし日本では税理士法によって垣根がつくられている。涉外税務を主として行うといってもどうしても国内税務とも関係が出てくる。仕方がないから、そこで税理士事務所をその傘下につくって系列的総合的な業務を展開していくという事実があるわけです。

小島　税務業務を監査法人とは別に各ファームは行っております。それは川北先生が言われたように、やむを得ずしたことでありますが、逆にいまそのことを既成事実として、監査法人は監査だけをやるものであるという認識を、ある年代以下の人たちはどうやら持っているようです。

川北　それはとんでもないことですね。

小島　しかも新しく入ってくる人たちは、税務業務をアルバイトでやるという認識を持っておりまして、そういうものを禁止する動きについては、かなり前から聞いております。

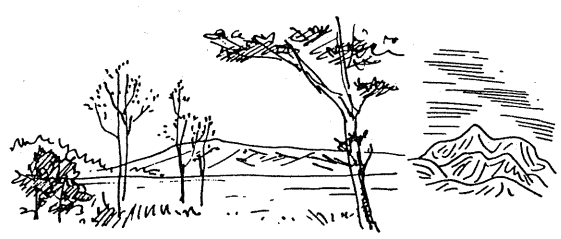
川北　それは重要な情報ですね。だいたい税務に関係しない会計事実は殆どないわけで、監査は監査、税務は税務という認識を若い人達がもっているとしたらたいへんな問題ですね。

兼山　また逆のことが言えると思います。僕が監査をやっていたときに、ある大監査法人の30代の人から、僕は協会の役員をやったものですから、ちょっと嘆き節を聞いたんです。要するにいままで親戚の人の確定申告とかで、ちょっと見てよと言われるようなときに、許可公認会計士の制度は非常によかったと言うんです。

しかし許可公認会計士としてやってきたものが、今度、廃止になるということなのか、協会はどういうふうに考えているんでしょうかと率直に言われたんですが、その問題はあまり表面に出てこないんですね。

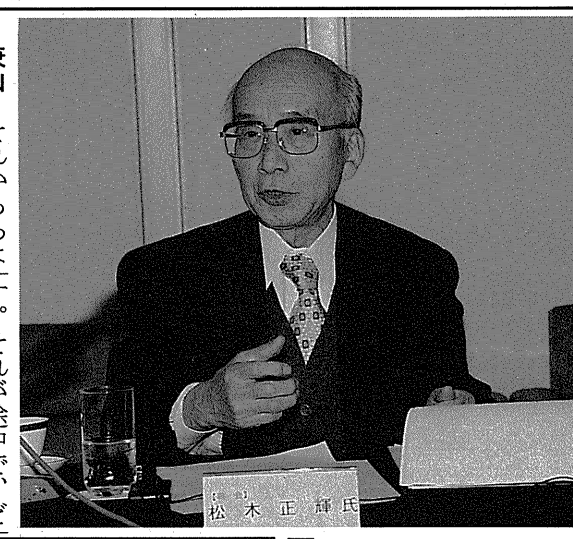
小島　そのことも含めて、かなり運動しておりました。

兼山　それからもう一つ、監査法人制度がいい悪いは別として、要するに税務をやっている人は、当該会社の監査はできませんよという政令で、きちんと裾分をしたけれども、最近の傾向では税理士会のほうは何でもできますよというような立場になってきているわけですよね。



第一税協の運動は、公認会計士制度を陰から支えている

――松木　氏



継続性というものが、政治運動の中で行われるべき

松木　同時にその政治運動のやり方は、次の許可公認会計士制度の廃止の問題についても、ついでと言っては悪いですが、弱いところを押していくというような感じを非常に強く受けています。

それで特に小島先生には、この間の許可公認会計士制度の廃止の経緯について、実は第一税協に書いていただいて、僕はそれを読んで、なるほどと思ったんですが、率直な言い方をすると、公認会計士のほうはすべての問題について、どうも公開の原則とか、いままでの状況とか、また同時にそれに対する反対運動とか、そういうものをどの程度やられたのか。しかも過去における政治運動からの継続が必ずしもうまくいっていなかったかなと感じます。

改正税理士法における許可公認会計士制度の廃止問題の反省

小島　今回の税理士法改正で感じたことは基本的に第一税協の新聞に書いたとおりなんですが、それ以上に、やはり政治力が弱いというよりも、税理士会は非常に巧妙であるということは言えると思うんです。

税理士法改正提案で、われわれに関係するいくつかの項目がありますが、そのどれ一つとしても、成立したらまずいことでありますが、特に許可公認会計士というのは阻止しなければならないという認識は持っておりました。

ただ途中で、それをやらないというような表現が伝わってきておりまして、したがって、はっきり言えば、油断したということは否めない事実であります。その原因はいろいろあるわけなんですが、そういうことに対する反省は非常にあります。

それで今後の政治運動を進めるにあたって、やはり政治力のもともとの大きな差というのは、厳然たる事実ですので、それをカバーするに足りるだけの、こちらの情報と勉強が必要なのかなと、こちらの体制をきちんと整えることが必要だと思います。

事実、現在の商法改正についても、そういう反省を踏まえて、十分準備をしているつもりです。そういう意味で、その轍を踏まないようにということはあります。

政治闘争でたった一つの勝ち戦　川添　正さんのご功績を、深く謝辞

川北　だいぶきわどい話で、私の口から言うと、若干誤解もあるかもしれないので、極力控えているんですが、49年商法改正は、公認会計士協会が始まってからずっと、いろいろな意味で国会を相手にした一種の政治闘争で、たった一つの勝ち戦なんです。

あの法案が通りそうな段階で、八王子市長の波多野さんが、当時の東京税理士会の若手リーダーで、税政連はあそこで1敗、血にまみれるというような感じを持たれたんでしょうね。誤解ですけれども。衆議院法務委員会で、私が参考人意見を述べた昭和48年のときには、にじり寄ってくるぐらいの迫力で、税理士会は戦っていたムードが一時あったんです。

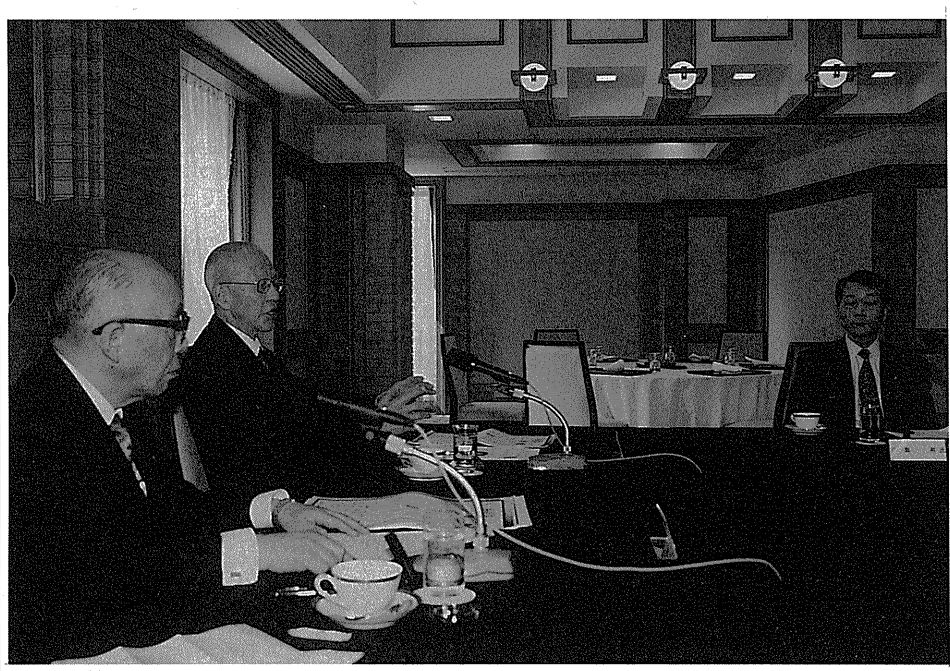
私は、終始申し上げてきたように、租税法律主義なり、何なり、もっと基本的に考えるべきことだと思っていまして、それほど問題にしていなかったんですが、先ほど来、いろいろお名前が出てきた諸先輩に逆らってまで、当時の政治連盟をどう組織したかというと、全国の公認会計士の皆さんに参加してもらって、それぞれ個人的な関係のある代議士に直結した政治運動を展開しました。これが非常に成功したと思うんです。

当時の協会の事務局次長の川添正さんは、海軍兵学校を出て、私と常に行動をともにしておられたんですが、ものすごいリストをつくったんです。どういう代議士に対してはＣＰＡのだれというのは、私はいまでも小渕さん、渡辺美智雄さん、藤井さん等々、皆さんのことは忘れられないし、法制審の鈴木竹雄先生やそれから また東大の矢沢淳さんだとか、法務省の田辺明さんあるいはその上の味村治さんなど、それに大蔵省の松本健幹さんなどが、社会的公正と会計監査制度の近代化をメルクマールに本当に親身になってやってくれました。それからも海軍出身の徳永正利さんという参議院の議長などは、私の手を引くように国会活動を助けて下さいました。

それはおかしな人もいたけれども、励ましてくれた人がたくさんいたんです。

ですから当時の空気を陰から支えていたのは、税理士会のほうの政治運動によって、税理士が入ってきた。しかも条文を見ると、別項で、税理士の名前が出てきているし、文章を読むと、すこし難解な文章に税理士ということが書いてある。

現実問題として、税理士でこういう監査を実際にやっている人たちというのは、ほんのすこしなわけです。それが足がかりになって次のステップに勢いづいて入ってきているということは、非常に問題だと思うんです。



兼山　それからちょっと飛躍するかもしれないけれども、エンロンの問題にしたって、結局われわれは実務上、監査以外はやってはいけませんと言われていますが、外国の事情はどうも何でもできるらしいですね。

そうではない会計事務所もあるかもしれないけれども、ある大手の外国会計事務所では、監査だけでなく、法律もやって、ＭＳもやって、全部やっていて、監査というのは片手間にやっているんですよというようなことを堂々と言う人もいますね。

松木　小島先生にもうちょっと言っていただきたいことがあるんですが、一応、時間がありますので、地方公共団体の監査の問題について、小島先生から言っていただきたかったのは、要するに最初の案文は、あくまでも弁護士とか、公認会計士であったはずなんです。

ってくださいました。
とにかくあの当時のことは忘れられないんですが、実はそのときのリストがなくなっているんです。私が辞めたときに、商法監査、銀行監査等が始まるということで、公認会計士全体が営業的に動いたんですね。そんな空気の中で川添さんは、49年商法改正のときの純粋な志はいまの会計士協会にはありませんと言っていましたが、会計士協会を辞めて、朝日会計社に入り、若くして亡くなりました。
川添さんは私が辞めてからも、協会でいろいろつらい思いをしたらしいんですね。気の毒なことをしたと思うんですが、どうもあのリストは全部焼いちゃったらしいんですね。
公認会計士全員参加型の政治運動というのは、その後なくなっていく。率直に言うと、そういうことでしょうね。

知恵者の意見を聞くこと

兼山　私もこういう年になったら、好き嫌いで人を判断しないで、嫌いな人でも、正しいことを言っていたら、大いに尊重しなければいけないという立場をますますとらないといけないと思うけれども、政治連盟と協会の執行部とまったく同じ同心円にしちゃいけないと思うんです。
ある程度、共通円にはするけれども、別個にして、それでいろいろ識者、知恵者の意見を聞かないといけない。
知恵者というのはいっぱいいて、ここにいる人は私を除いて、みんな知恵者ですから、知恵者の意見を聞く。
この間の許可公認会計士のときには、僕も政治家で知っている人が相当いますから、応援してあげましょうと言ったら、やる必要はないと断られましたものね。断られたというか、必要はないと……。

川北　ムードとして、そういうことなのですかね。

兼山　やる必要はないけれども、やっぱりそういう阿吽の呼吸のやり方を見ると、そういうのが伝わっていくわけですよ。僕も松木先生によく言われたんですが、政治家と会うときには、理屈ばかり言っていてはだめだから、とにかく会って、この点だけはよろしくということで済ませるぐらいが基本で、理屈でいっても、政治家なんていうのは、物事はみんな単純化していくわけです。理屈ばかりで攻めても、なかなかうまくいかないから、多少、政治連盟を別なかたちでずらしていったほうがいいような気がしましたね。

川北　戦略的に全体で動かないとね。

松木　小島先生に一言、許可公認会計士のときに問題だったなと感じたことがあるんです。一つは税理士会と話し合ったんですね。これがある意味では、この問題を通すときの一つの大きなものになっています。はたしてああいう話し合いが必要だったのかどうか。夢中になって話したことが、相手にとっては、反対であろうと、賛成であろうと、話し合いはしましたよという言い訳になったと思うんです。
中小会社監査問題と、現物出資の財産の証明問題については、税理士会のほうがかなり勢いづいてきていると思いますから、ある意味では、いよいよ最後の砦というか、やはりいろいろな問題に関連してくるような気がしてしょうがないですね。
そのへんのご意見を、最後に川北先生のほうからお願いします。

鑑定業務から 中小会社外部監査へ

川北　税理士の会計業務が、55年に税理士法に入ってきましたね。そのときに通知公認会計士制度がなくなり許可公認会計士となって、外堀がどんどん埋まっていくんです。
鑑定業務から、中小会社監査が問題提起されそうです。
これに関連して結論的に言うと、職域問題にかかる政治闘争は、勝ち負けは別にして、やるべきでない。
しかしながら、全世界で公認会計士に税務ができないようにしている国は日本だけであるのは、世界の常識です。しかし日本の公認会計士だけが、それができないというのは、グローバルスタンダードからは完全に外れているということでもあるんです。
いまの時代にこういうことがおかしいというのが基本に立つ主張であって、職域問題ではない。松木先生はそれが言いたいんだろうと思う。職域問題で同じテーブルに着いて駆け引きをする話じゃない、松木先生の言いたいのはそういうことでしょう。
それからもう一つ、次のステップとして、皆さんが言われていることは、鑑定問題、そして地方公共団体監査、中小企業の外部監査問題に結びついていく一連の流れです。
税理士法の基本は租税正義を守るためのものであり、税理士は租税法に関する職業的専門家です。したがって税理士試験には監査理論などは、まったくないわけです。
税理士資格取得方法にはいくつかありますが監査なり、会計なりに対する基本的な教育がはなはだしく不足しています。それを職域の拡張に結びつけていったら、いったい日本はどうなるのでしょう。
現在、日本の監査や会計は特別だから、レジェンド（警句）を付けて、これは日本だけしか通用しないということを書けということになっているんです。それをどうするか苦しんでいるときに、もっとレベルの低い監査等がありますよという状態をつくるようなことを、私たちとして、指をくわえて眺めていていいのですかというのが正直な話です。
税理士が職域を広げる、広げないという話ではなくて、日本の経済社会の問題として、それでいいんですかということを、われわれとして世の中に訴えていくべきことが必要じゃないのかなという気がしております。

兼山　ダブルスタンダードなんです。

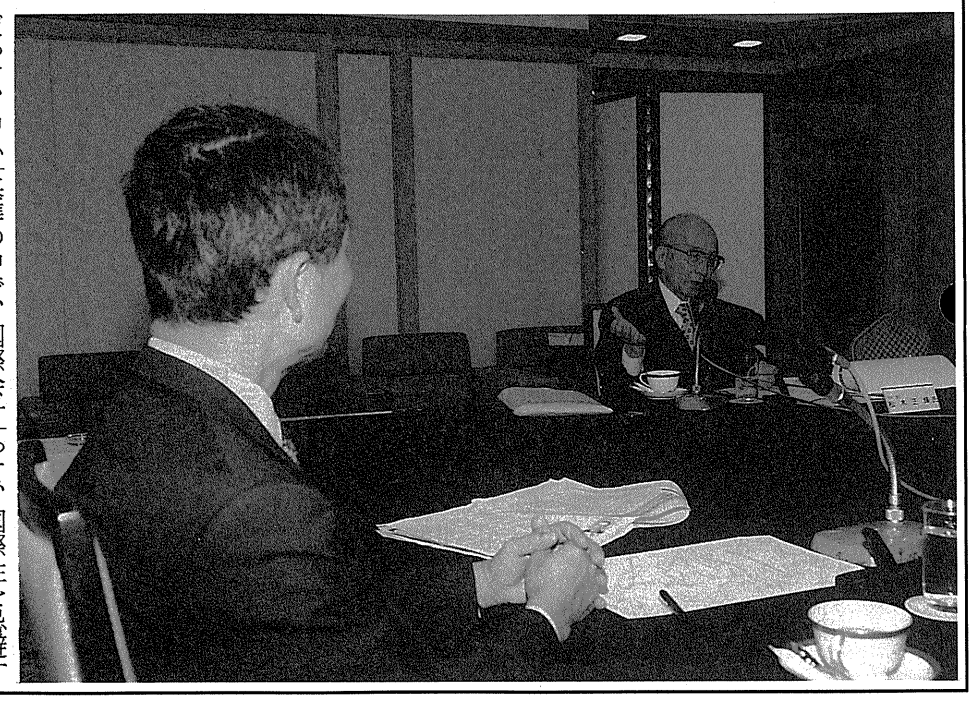
川北　それからもう一つ、日本というのはおかしな国で、これは私の個人的な主張なんですが、商法監査と証券取引法監査と二つこしらえてしまった。同じ公認会計士が2通の監査報告書を書いている。特殊な会計基準をつくって、中間監査までつくってしまった。こういう国は、先進国の中では日本だけだと思います。そういう意味でのダブルスタンダードが現に日本にあるということは恥ずかしい。
さらに、本来、中小企業監査、スモールビジネス・オーディットについては、企業監査というのは、本来、大きい会社の監査という一つのスタンダードを、小さい会社だから内部統制もない、非常に難しいところに適用するためには、どこを厳しくして、どこを省略できるかということで、一つの会計基準や監査基準を中心として実務的なマニュアルをつくっているので、別のものをつくっているわけじゃないんです。
中小会社別のダブルスタンダードは、絶対にあってはいけない、会計基準においても、監査基準においてもです。

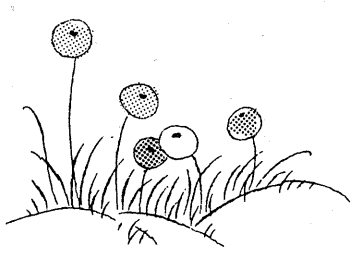
兼山　ところが会計基準の中で、国際会計基準は時価評価というか、時価主義になってきた。それは国内のごくわずかな大会社なり、連結子会社、関連会社です。そうするとそれ以外の中小会社は別な会計基準をつくるべきじゃないかという意見がだいぶあって、税理士会のほうでも、それをやっているという話を若干聞くんですが、そういうご意見について、もう一言お願いします。

川北　ダブルスタンダードとしての、中小企業向けの会計基準をつくることは絶対に避けなければなりません。小さい会社だからといって、国際性を忌避するわけにはいかない世の中ですから、国際的な流れに対して背中を向けて、日本を鎖国状態に陥れるということはやってはなりません。

政治運動とは、世の中のために、何が正しいかを訴えていくこと

川北　我々の政治運動は、職域問題として政治家に訴えるのではなくて、世の中のために何が正しいかということを、49年商法改正のときにわれわれがやったように、いろいろな有力政治家に切々と根気強く訴えていく。日本をおかしくしないために訴えていくという姿勢が必要だと思うんです。





中小会社の会計基準の研究会が、始まった

小島　中小会社の会計基準の研究をしようという研究会が始まっております。これについては、先ほど川北先生が言われたように、ダブルスタンダードとして決めるのではなくて、スタンダードは一つで、中小会社の独特の状況に配慮した会計について研究するものと認識しています。

川北　一つのスタンダードを中小企業に適用するための基準です。

兼山　省略基準ですね。

川北　そうそう、せいぜいそんな性格のものですね。スタンダードは一つ、絶対にダブルスタンダード化はしてはなりません。

松木　それでは木村先生のほうから、最後に何か一言どうぞ。

職域で争う無意味さ　正論は、我にあり

木村　税理士会との関係で、職域で争ってはいけないという話は、まさにそのとおりだと思うんです。

私が心配しているのは、税理士会と公認会計士会との間の争い、意見の対立をいつまでも続ける気なのか。このままいったら100年戦争になるだろうという気がしてならない。

それを解決するためにはどうしたらいいか。やはりこれからの日本の公認会計士制度のあり方、監査制度のあり方をきちんと見据えたうえで、両者の関係がどうあるべきかということを構築していかなければいけないだろう。このまま行くと、当然のごとく、100年戦争になる、職域闘争になるということなんです。

やはり現状としては、公認会計士の数が足りないということは、はっきりしてきているわけです。いまの公認会計士の数だけで、あらゆる監査について、十分な監査をするには、もう限界にきているだろうと思います。

そういうことを考えた場合に、試験制度等の改革を通して抜本的な解決策を考えないと、100年戦争は終わらないだろうと思います。

ある新聞に、若松さんの一本化という話が出て、それは行き過ぎだろうと僕は感じていますが、それを解決するために、何か将来のあり方を検討されるべきだろう。そんな感じがしています。

松木　それでは小島先生、お願いします。

小島　木村先生が言われたことに関しては、現在、協会では試験制度改革を通じて、合格者を増やす。つまり監査自体でも人数がたりなくなりますので、具体案をつくっております。比較的、近いうちにはその原案が発表されるものと思っております。

また、政治運動については、税理士会との力の差がはっきりしている反面、正論は我にありとはっきり言えると思います。そして政治家の方にもきちんと話せば、わかっていただけると思っております。

したがってそういう地道な努力、われわれの正当な主張をわかっていただく努力が必要ではないかと思っております。

アメリカ、イギリス、日本の公認会計士の違いは、

川北　税理士に門戸をどこかのエリアで開いていくということになると、一つ開けば、次も開かなければいけなくなります。

政治というのはそういうものなんです。より基本的には公認会計士の登録制度を考えるべきだと思います。

アメリカやイギリスと、日本の公認会計士のどこが違うかというと、登録制度が違う。アメリカのCPAは、会社にもいれば、政府にもいるし大学にもいる。

アメリカのSECの監査官は全部、公認会計士です。AICPAの会員は約35万人いて、その中の13万人余りが会計事務所で働いている。

それらがお互いに情報を共有している。そして公認会計士制度をお互いに守っている。

監査についても、情報はすべて共有しています。経済社会全体に対して、35万人が横断的にものを言う。あるいは批判する。そういうことが続いているわけです。

日本の場合は、開業公認会計士を中心とした、1万何千人の小さな団体です。アメリカが35万人なら、少なくとも日本は数万人以上いなければいけないわけです。

最近、公認会計士が大学の先生にどんどんなっていますが、昔はだめだったんです。ドイツの場合は、大学の先生の経済監査士登録は当然のこととなっているし、アメリカの場合は、公認会計士ではない会計学の先生なんかいません。しかし日本の場合は、開業している公認会計士だけが閉鎖社会を作っています。公認会計士の世界を横断的にもっと広げていかないと、日本の会計や監査の制度的発展は期待できないのではないかと、私は基本的に思っています。

松木　それでは兼山会長からご挨拶をいただいて、終わりにしたいと思います。

おわりに

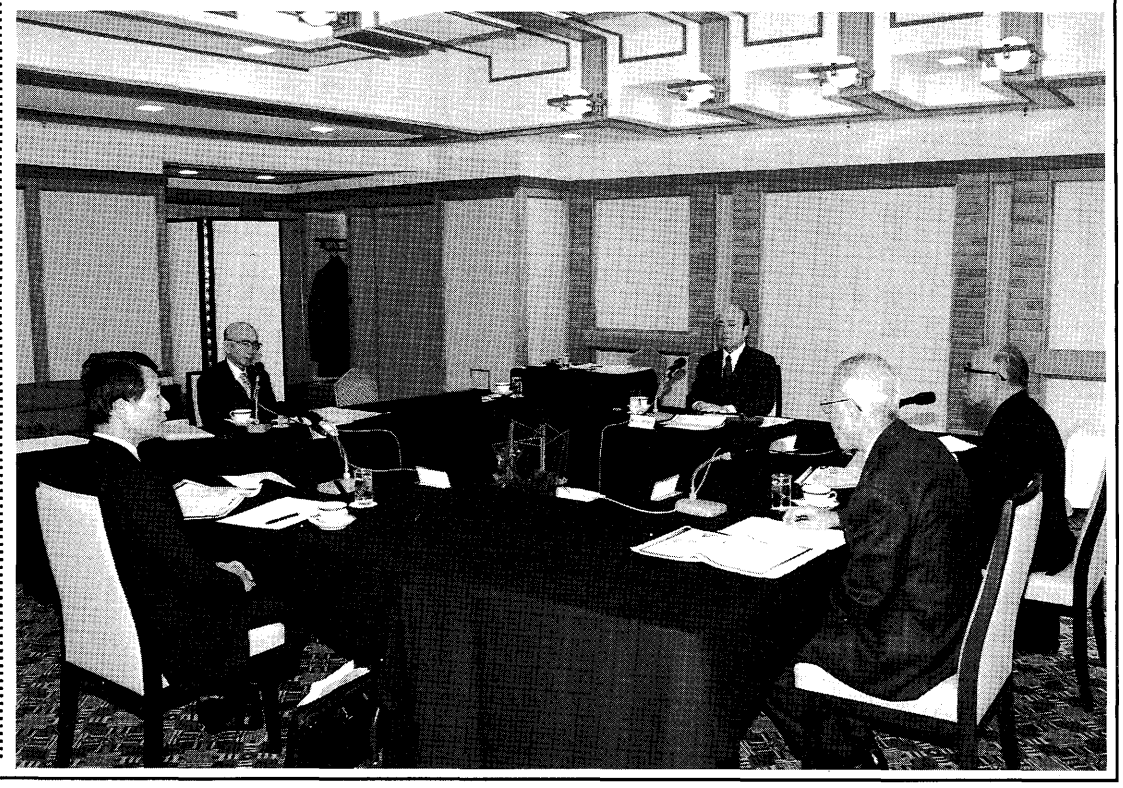
兼山　ありがとうございました。先生方のお話を聞いて、一言だけ申し上げたいんですが、やっぱり税理士業務というのも、いろいろ努力されて積み重ねできているわけです。そういう積み重ねの努力の範囲で、社会から評価されているし、その評価を維持することが、発展していくことの前提となっています。それから公認会計士制度は、諸先輩の何十年という努力の積み重ねで、今日の社会的評価を維持しているわけです。

そういう基盤と評価の維持はわれわれの課題であるし、社会の人がわれわれを利用する一つの根拠となっていると思うんです。だから人数だけ増やしてOKというわけにはいかない。これはいろいろ工夫はあるかもしれないけれども、僕は基本的には川北先生の言うように、人数を増やしたからいいというわけではなくて、やはり制度の基盤、ないしは社会の人の利用価値とその評価の維持というのは、長年の積み重ねがあって、今日があるんだということを、税務業務、公認会計士業務も含めて、強く感じましたので、それを含めて、閉会の辞とさせていただきます。

今日は大変貴重なご意見をいただいて、大変いい勉強会になったと思いますので、また次回、やらせていただければ、ありがたいと思っていますが、いかがでしょうか。

松木　それではこれをもっておしまいにしたいと思います。

どうもありがとうございました。



あとがき

座談会を最後まで、読まれてのご感想はいかがでしょうか。特に、川北先生の臨場感あふれるその当時の状況は過去の政治運動と今後の展望をきっと法改正のあり方に、又、第一税協をどう運営するかの参考になることと感じます。

もともと、第一税協の存在そのものは、地味なもので華やかさはない。しかしこの第一税協の運動は公認会計士制度を陰から支えてきたので、これをついでいく会員が必要だと痛感する次第です。

まさに政治連盟と第一税協は車の両輪とならねばなりません。

（松木　正輝）

【お願い】

本紙をお読みになられて、是非、忌憚のないご意見・ご感想を、お聞かせください。

貴重なご意見・ご感想は、当第一税理士協議会で鋭意検討し、これからの運動を展開する上で、参考にさせていただきたいと考えております。

きりとり線

FAX 03-3515-1190　**第一税理士協議会 行**

〔ご意見・ご感想〕

ご芳名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（匿名でも結構です）

ご多忙の中、誠にありがとうございます。

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長故岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
郵便番号 〒102-8264
東京都千代田区九段南４－４－１
電　話 03（5226）3364
発行人　下田友吉（１部　100円）
編集人　松木正輝（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一～八頁…座談会
公認会計士制度の
あゆみと将来の展望

座談会

公認会計士制度のあゆみと将来の展望



緊急特集

今後の法改正はどういう扱いになるか

制度を発展させるのは、具体的にどう対応すればよいか

このたび、金融審議会公認会計士制度部会報告が公表され、日本公認会計士協会奥山会長からも全般的な報告が提示された。

この際、第一税理士協議会（以下「第一税協」という）としても、全員に対する参考として、公認会計士制度創設以来の歴史に簡単に触れながら、過去の公認会計士法改正において、実際に従事・実践された川北元日本公認会計士協会会長をお招きし、また、国際的視野の面から今回の公認会計士法改正案に直接・間接的に携わった方々もお招きして、今後の展望について緊急特集として座談会を開催した次第である。

（出席者）

川北　博氏　小島　昇氏
木村　久彌氏　兼山金刀圀氏
藤沼　亜起氏
【司会】
八田　進二氏　松木　正輝氏

はじめに

松木（司会）　それではさっそく始めます。兼山会長から挨拶をお願いします。

兼山　お集まりいただきましてありがとうございます。第一税理士協議会の会長を務めさせていただいています兼山でございます。

形式的なご挨拶はこの程度にさせていただいて、まず、ご出席のメンバーは非常に配慮いたしまして、元政治連盟、元そうそうたる公認会計士協会の会長、東京会の会長をつとめられた方、学者の八田先生、国際の藤沼先生、現職の小島先生は、いちおう前からのお付き合いということで出ていただきました。私どもの意見を個性的に主張する目的で、これを主催したわけではありません。特に川北先生にご配慮いただきまして、非常にバラエティに富んだ人選であると自負しております。その点、ぜひご理解賜りたいと思います。

私一言だけ、ご挨拶に代えさせていただきますが、はっきり申しあげて今回の公認会計士制度の改革の問題になってくるわけです。率直に申しあげて、「急いてはことを仕損じる」ということが一つと、もう一点は「現在の公認会計士制度とのバランス」をどうやって取っているのか、そのへんは非常に心配だという意味で先生方のご意見を承りたいということで、ご挨拶させていただきました。

公認会計士制度のあゆみ

川北　公認会計士制度がどういう経過をたどってきたかというお話ですね。

松木　特にその中には、余談になりますが、いちおう商法の問題も入ってきますし、同時に税理士法との関係においても、簡単でもけっこうですから触れていただきたいと思います。

川北　まず昭和二十三年の公認会計士法制定がどうして行われたかという点について申しあげます。第二次世界大戦終戦ののち、連合軍の占領行政時代に証券民主主義を徹底させようという論議が進み、昭和二十三年に最初の証券取引法ができました。この証券取引法は、ドイツ法を承継した日本の商法に比べて全く別個な特徴のあるアメリカ法である一九三三年法、三四年法の証券法、証券取引法を日本にかたちを変えて導入したと言われております。

二十三年に証券取引法の立法をされて、その中で一九三条の二に「公認会計士」という言葉がうたわれ、公認会計士法が制定されました。昭和二十四年から、それまで計理士の登録をしていた経験者については特別試験、専門学校卒業以上の学歴ある者については、第二次試験を受ける資格を与えました。そういう受験者によって受けられた最初の国家試験が昭和二十四年に始まったわけです。私は幸運にも、山上一夫さんたちとともに、第一回公認会計士第二次試験に合格させていただきました。

二十四年以後の合格者による公認会計士・会計士補登録者によって昭和二十六年から証券取引法による監査が始まりました。最初は制度監査と言いましたが、五年にわたる制度監査のあと昭和三十一年から、正規の監査に移っていくわけです。



川北博氏

計理士制度の誕生

川北　ところで公認会計士が生まれた前段階での職業会計人といわれる計理士制度が生まれたキッカケは、明治四十二年の日糖株の暴落事件でした。この日糖事件は、英国における南海泡沫事件(South Sea Babble)の日本版ともいわれ、この事件の被害者でもあった英国の投資者たちからも英国のチャーター・アカウンタント（勅許会計士）のような制度の日本創設が力説されたのです。そのような時代的背景を受けて、国会で議論された末に、昭和二年に計理士法が制定されて計理士制度ができました。計理士は専門学校以上の学歴があり、かつ会計学を履修したものは登録資格があり、いろいろな方が登録されました。

またその一方で、計理士試験というのがありました。これはたいへんな難関で、たとえば商業学校を卒業した第一回の公認会計士特別試験合格者でもある伊丹元貞（故人）さんなどがお受けになりましたが、合格者がたった五人しかいなかった年もあったということです。

一方で非常に難しい計理士試験があり、他方では専門学校を卒業して会計学さえ履修していれば登録できるというインバランスな道もあったわけです。

そういう計理士がどの程度活躍したかということになると、社会のための役立ちははなはだ疑問視されました。もちろん一部の方、たとえば渡部義雄先生（故人）などはたいへんな活躍をされていましたが、それは留学帰りのような人たちであって、一般にはそれほど目立たなかった。そういう人たちが計理士登録をしていると公認会計士試験の特別試験を受けられるというので、昭和二十年には一七、二〇六人だった計理士が、昭和二十三年には二五、六九八人に膨れ上がりました。そういう人たちが経験年数一年について十点加算という特別試験を二十四年以降にお受けになったわけです。それでも公認会計士特別試験はなかなかの難関でありました。

税務代理士法の制定

川北　それ以前の戦争中にも戦時統制が進むにつれて、いろいろな点で会計専門家は働きました。特に戦争中の税収を強化する目的で、昭和十七年に税務代理士法が制定されました。私事ですが、私の父親は第一回の登録者です。その税務代理士が戦後もずっと働いておりまして、昭和二十六年に税理士法が制定されて、税務代理士が税理士になっていくのです。

その税理士の登録制度は、皆さんご存じのとおり、公認会計士とはまったく違った、異質の人たちを次々と受け入れましたが、公認会計士の場合は当初から、特別試験ののちは正規の試験、二次試験、三次試験という試験制度を堅持しております。

昭和二十年に制定された公認会計士法では、第二条によって、監査業務を営み、それを主たる職業とする公認会計士という位置づけをして、監査業務以外は、第二項に監査業務に支障のない限り会計業務、それから第三項には他の公認会計士の補助者業務をあげておりますが、アメリカ等の先進国とはやや違った公認会計士業務を設定しました。言うなれば大蔵省の行政の枠内に非常に強固に組み入れられた職業制度ということになりました。

また開業登録制度を取って、計理士時代の資格登録のような緩い制度を取らなかった。これは緩やかな登録制度によって職業専門家としては社会的認知のレベルの低かった計理士制度の歴史に鑑みてそうされたのかもしれません。このへんのいろいろな事情は、当時の大蔵省大臣官房文書課が出した『公認会計士法逐条解説』という昔々の本に詳細に書かれています。

特別試験、特例試験制度

木村　特にないんですが、特別試験のあと、正規の試験制度が行われていましたね。そのあと特例試験というのがありましたね。それは主に計理士の方を対象にした試験制度だったんですか。

川北　では、その後の話を申しあげます。木村さんのお父様である加納清先生（故人）も第一回の特別試験の合格者でした。そういう根からの会計人は特別試験に合格されていち早く公認会計士になられました。有名な太田哲三先生、井上達雄先生等の会計学者も試験を受けて入ってこられたのです。

しかし当時いろいろな事情があって、あるいは非常に難関であったので、特別試験を受けられなかったか、あるいは合格されなかった計理士さんがおられました。そのような方々が戦前からの全日本計理士会にその後も籍を置かれて、計理士という肩書きで働いておられたのです。そのような全日本計理士会の会員二千数百人が、何とかもう一回試験を受けさせろ。もう一回公認会計士になるチャンスを与えろということになりました。

当時の全日本計理士会の会長はリッカーミシンの会長の平木さんでした。平木さんが羽織袴姿で大蔵省においでになるのを、私どもはよく見かけましたが、全日本計理士会はたいへんな資金力もあり政治的パワーもありました。当時の日本公認会計士協会は社団法人でしたが、いまさらそういう試験をやって品質を落とすのは困ると反対運動をやりました。高木勇二先生（故人）が東京会長、協会副会長の旗を振って、反対しましたが、結果的に当時の日本公認会計士協会がやぶれました。勝った、負けたというとおかしいですが、結局、公認会計士法案が通って特例試験が行われました。それが昭和三十九年から四十一年のことでした。百人ほどいらっしゃったと思います。

もう一度一生懸命勉強されて、合格されたのが千二



昭和四十一年公認会計士法の改正

川北　そのころ、時を同じくして山陽特殊鋼事件等があって、従来の監査が見直しされ、結果的に昭和四十一年に公認会計士法の改正が行われました。その改正によって日本公認会計士協会は特殊法人になりました。そのときの設立委員として私はいちばん若造でいろいろなことをやらされましたが、その設立と同時に監査法人制度もできました。

同時に商法における監査制度の見直しも法制審議会で行われることになったのですが。それに先がけて、昭和四十一年には会社更生法の改正がありました。中小企業いじめになるのを防ごうということでそちらを先にやったものですから、商法改正審議は、四十二年以降になりました。

しかし、四十二年からの商法における監査制度の改善充実はなかなか進まない。四十四年になりまして、私が総務担当常務理事として商法改正を担当しました。商法を改正して従来の証取法監査からさらに商法に公認会計士監査の枠を広げることになるとしても、公認会計士は受け入れる能力があるのかどうかという調査をやりました。コンピューターがようやく普及しはじめたころですが、当時みんな徹夜徹夜の作業をしました。四十四年、四十五年にかけてそういう調査を終え、逐次商法改正の国会活動が進むんですが、たいへん難しい道のりでした。

四十六年から私は日本公認会計士協会の政治連盟の幹事長や担当副会長として働きましたが、四十九年三月十九日の商法改正までは、税理士政治連盟が真っ向から反対しました。

それを乗り越え紆余曲折の末に四十九年商法改正が行われました。そのときに、あとで話が出ると思いますが、昭和三十一年以来の通知公認会計士制度を何とかして守ろうとして、制度の存続を死守したということが言えると思います。ところが昭和五十五年になって税理士法の附則第37条適用の許可公認会計士となり、通知公認会計士制度が廃止され、職域立法としての公認会計士法や税理士法という色彩が強くなるわけです。

本来国民のための租税法律主義、租税民主主義のための税理士、証券民主主義のための公認会計士という位置づけから、職域的利益の主張が強く出てきたというニュアンスが感じられてきました。率直に言ってそれがその後の動きです。

それと同時に昭和五十年代後半からは、大きな流れとして国際問題が目立ってきました。それが昭和六十年代に続いていくという全体の流れです。

松木　いままでのところの話でも、本来から言うと川北先生自身もまだ話し足りないところがあるのではないかと思います。われわれの感じからすると、特例法また特例試験、その後いろいろなかたちで公認会計士制度を、商法にしろ税理士との関係においてもゆるがすような事件が次々と起こったわけです。特に監査というか、商法における中小会社の調査制度の問題もあって、いろいろなところで問題を発生させたんですが、いままでのところでは何とか切り抜けてきたような感じがします。

ただ問題は、今回の公認会計士制度のいろいろな意味での改革、特に全体の形態とかいろいろな問題を絡めての改革が行われようとした中で、公認会計士制度も金融庁のところで取り上げられて、今回の改正が行われようとしているわけです。それについて、公認会計士協会として皆さんにお送りした資料の中にもありますように、何度も何度もいろいろな論議をされた中から取り上げてきて、それが金融庁の委員会に回っていったのではないかと思います。

このことに関して小島先生から、過去との関連、それからこれからの問題を続けてお話しいただけますか。

公認会計士法改正における過去との関連、これからの問題

小島　過去とのつながりにつきましては、川北先生がおっしゃられたことがかなり重みのあることですので、それについて私がきちんとご説明できる自信はありません。公認会計士法はかなり長く実質的な改正はされておりません。これに対して抜本的な改正をしようというのが今回の改正の趣旨です。ただこんなに早くなるということは、松木先生が先ほどおっしゃったように、われわれ自身も考えていなかったことです。

ところがいろいろな環境が、公認会計士法を早期に改正しなければいけない状況になりました。これはのちほど八田先生から補足していただきたいところですが、ご存じのとおりエンロン、ワールドコムの事件、そしてサーベインズ・オックスレー法がアメリカで成立し、監査に対しての規制を強化しなければ日本にお

ける開示制度に大きな問題が生じるという危機感がありまして、公認会計士法を改正して監査をより適切にしていこう。そして人数的にも、いまの公認会計士の人数ではかなり不足しているので、より多くの人が受けられるような試験にしていこうという種々の事情がありまして、このような改正になったものだと理解しております。

「金融庁としての考え方」における問題点

小島　お手もとに「金融庁としての考え方」という資料がありますが、これがいわば公開草案という位置づけになると私は考えております。先にスケジュール的なことを申しあげますと、現在、「金融庁としての考え方」の文書がホームページを通じて公開されておりまして、二月末にはこの要綱案を決定する予定であるようです。そして三月半ばには閣議決定、四月に国会上程というスケジュールと聞いております。

したがいましてもう時間がないわけですが、現在のところ金融庁がここで発表されたものがかなり具体的なものになっていますので、その中の問題点と思われるところを抽出しながらご説明していきたいと思います。

基本的な視点はともかくとして、公認会計士の使命・職責の明確化というところで、使命に関する条項がいまの公認会計士法に抜けているという認識のもと、「財務情報の信頼性の確保を通じ、投資家の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを公認会計士の使命として位置づける」という表現になることをここに書いてあります。

これ自身、サッと読むと非常にいいように思いますが、（笑）ちょっと注意すべきは、「財務情報の信頼性の確保を通じ、投資家の保護等を図り」ということは、とりもなおさず監査なわけです。これを強調しているために、公認会計士の職務が監査にウェートを置かれすぎる使命の表現と取られますので、公認会計士はもっと幅広い専門家であるという認識をぜひ入れてほしいと思っております。

続いて独立性の強化ということです。これが大きなウェートを占めるわけですが、まず非監査業務の同時提供の禁止ということです。これは対象として上場企業、銀行、保険会社等ということに限定される予定になっていますので、当初われわれが主張してきたものはいちおう入れられたのではないかと思います。この対象が広がりますと、たとえば公開準備企業に対してコンサルティングができないことになってしまいます。あるいは種々の支障が生じますので、これは一定の評価はできると思っています。

次に交替制ですが、二つの問題があります。「関与社員等」という「等」の中にどの程度のものを含むのか。サインしている関与社員だけなのか、補助者も含むのかということもあります。ここでの表現を見ている限り、実際のサイナーだけというふうにも取れますが、このへんはきちんと確認しなければならないことではないかと思います。

もう一つは監査法人以外の個人の場合です。交替ということになりますと、個人が監査することを事実上閉め出すことになってしまいますので、これについて協会では以前から、個人については特例を設けるべきだということを強く申し入れております。最近発表されたサーベインズ・オックスレー法の施行規則におきましても、中小監査事務所という概念が明確化されまして、それについては適用除外と聞いております。アメリカの厳しいサーベインズ・オックスレー法でもそうですので、日本でもそのようなことが明確化されることが期待されるところです。

続いて、単独監査の禁止についてはある程度やむを得ないことではないかという認識を持っております。

次の被監査会社役員等への就任の制限も、ある程度やむを得ないことではないかと思っております。なおかつ就任してしまった場合に、当該監査法人による監査を禁止するということに関しては、就任した役員に対して何らかの罰則を設ければいいのではないかという意見もありますが、いちおうこの方向でやむを得ないものではないかという認識を持っております。

それから監視・監督の強化というのは非常に大きな問題を持っているかと思っています。世の中の流れとして、規制緩和の流れがあります。その中で一般的調査権の導入ということで、現行法では懲戒を前提とした調査権に留まっているわけですが、そうでなくても調査できるということが導入される予定です。もしそういうことを導入するにしても、明文上かなり限定したものにすることが必要ではないかと考えております。このCPEがきちんと会員に受け入れられて、ほとんど全員の会員がこれをクリアーすることが条件になるかと思います。それがきちんとできないということになりますと、法定化されてしまうということが含みとして残っておりますので、われわれ自身が努力しなければいけないことではないかと考えております。

それから監査法人における社員の責任の一部限定ですが、これは指定社員ということで一部限定となっております。ただこれは契約した相手であるクライアントとのあいだでの限定でありまして、一般の投資家にとってみると現行法では限定することはできないという解釈になっていると聞いております。したがいまして事実上の無限責任は残ってしまうということで、これは何らかのかたちで責任の限定をすべく、場合によっては今後の問題になってくるかもしれませんが、注目すべきことではないかと思っております。



木村久彌氏

税務業務を公認会計士ができること

小島　それから最後に、税務業務を公認会計士ができることはわれわれ公認会計士の悲願ですし、また当然のことだと思っています。さらにこのことについては協会の執行部全員がそう思っているわけですが、公認会計士法改正の中に強くこれを主張することは、いろいろな点から見て今回は無理だろうということになってきます。

まず第一として各地域会の方々にお聞きした結果、これについて優先的に主張すべきであるという声はそれほどなかったという結果が出ています。それからもう一つは公認会計士法改正についての金融審議会の公認会計士制度部会での空気ですが、たいへん厳しい雰囲気で、公認会計士の業務の内容を拡大するかのような表現をするだけでも総スカンを食らうと聞いております。公認会計士に対するたいへん厳しい風当たりがあります。

そして第三点として、もしここで公認会計士が租税業務を強く主張したときに、関連団体からの強い反発が予想されます。これは当然覚悟のうえというご主張もあるかと思いますが、もしそれを強く主張した場合には、相当本気でやらざるを得ない。場合によってはほかのことを犠牲にしてまでもやらざるを得ないようなかたちになることが予想されます。現在そこまでのエネルギーがあるかということになりますと、先ほどになっています。このCPEがきちんと会員に受け入れられて、ほとんど全員の会員がこれをクリアーすることが条件になるかと思います。それがきちんとできないということになりますと、法定化されてしまうということが含みとして残っておりますので、われわれ自身が努力しなければいけないことではないかと考えております。

それから監査法人における社員の責任の一部限定ですが、これは指定社員ということで一部限定となっております。ただこれは契約した相手であるクライアントとのあいだでの限定でありまして、一般の投資家にとってみると現行法では限定することはできないという解釈になっていると聞いております。したがいまして事実上の無限責任は残ってしまうということで、これは何らかのかたちで責任の限定をすべく、場合によっては今後の問題になってくるかもしれませんが、注目すべきことではないかと思っております。

「金融庁としての考え方」における別の角度から見た問題点

八田　いま小島先生から、金融庁から示されている公認会計士制度改革の骨子についてお話がありました。ご説明を伺っていて、小島先生は非常におやさしいなという感じがしています。（笑）私は今回の金融庁の考え方に対して、二点感想を持っております。

一点は、先ほど来から今回の改正の作業が非常に早く進んでいるのではないかという危惧があります。実は盛られている案件、改革案の内容は九九%、先ほどお話がありましたサーベインズ・オックスレー法の中身がほとんど借用されてというか、援用されているわけです。

それを受け入れるか受け入れないかはまた別の問題ですが、少なくともアメリカ発の会計不信が全世界を席巻して、それに対してどう対応するか。日本もそれに取り組まなければいけないという姿勢を、おそらく金融庁が危機感を持ってとらえたんだろうという点があります。

二つ目はいろいろな改革案があるわけですが、実はアメリカの監査制度、会計制度がいま若干つまずいているという理解があります。百年を超える会計専門職の歴史を見たときに、公認会計士あるいは会計監査の制度発展、改革の歴史は、基本的には粉飾、あるいは不正ならびに監査の失敗の歴史でもあります。

したがって、今回もエンロンとかワールドコムの一連の企業不祥事の中で、これをバネに改革を押し進めようとしているものと思われます。つまり、先ほど来からあります危惧、すなわち、早すぎる改革というのは、実はアメリカの強さが迅速性ないしはスピードにあるという点から見れば当然のことだと思います。逆に日本の場合には、われわれ外部から見ていてもそうした改革の速度が非常に遅いと思います。

たとえば、先ほど来から五十五年にわたる公認会計士法の歴史をひもといてお話を伺っていますが、昭和四十一年の改正以来ほとんど改正されていない。それの地域会の方々とのご意見等を踏まえて今回は難しいのではないかと思っております。将来的には必ず解決しなければいけないという認識は私自身持っておりますので、これはぜひ進めていきたいことだと思っております。

松木　関連して、八田先生から何かお話がありましたら。



藤沼亜起氏

日本の公認会計士制度は、国際的にも例外的で珍しい

藤沼　八田先生とまったく同意見でして、海外の公認会計士を見てみますと、日本の公認会計士制度は公認会計士法によってスタートしたという歴史的な関係があるのかもしれませんが、公認会計士の使命とか業務範囲がたいへん狭く限られている。そういう面では、国際的にも例外的で珍しい公認会計士制度になっています。業務範囲を監査証明業務というところに絞り込むだけではなくて、当然ながら先ほどの八田先生のお話にもありましたように、税務業務とかそれ以外のアドバイザリー業務が当然に入るわけです。

また監査業務一つに限っても、税務の専門家がいないと税務の引当金が正しいかどうかということもわかりません。国際税務の問題も、国際取引や国際投資の大きな企業については当然ながら影響が出てくるわけです。あるいはコンピューターシステムとかＩＴ、いまはやりのｅビジネスとか、知識も必要となりますし、保険数理がわからなければ責任準備金とか年金の債務がいくらあるべきかということもわからない。

そういうように、監査は単純に重箱の隅をつついて仕事をするというものではありませんから、ある程度の総合サービスができるプロフェッションでなければ監査もできないし、次の世代の人たちにとっても魅力ある職業とは言えないのではないでしょうか。そういう面で、今回は良い機会ですので、まず公認会計士の業務に何が入るのかを声を大にして言わなければいけないのではないかと思っています。

ほかにもいろいろありまして、関与社員のローテーションについては五年という話がありますが、日本は経験の深い公認会計士がいろいろなところにたくさんいるわけではありませんので、七年ぐらいのほうが現実的ではないか。あるいは中小法人についてはやはり例外規定をつくってくれないと実際に仕事が回らない。

発展途上国の公認会計士法

藤沼　これはあとで関係してくるんですが、一般的調査権の導入については、やはり海外の公認会計士協会を見てみますと、先ほど八田先生のお話にあったように歴史が非常にあるから参考になります。基本的に公認会計士団体は会員の規律、あるいは会員の業務に必要な基準、会員の教育、資格試験、品質管理レビューとかいろいろな業務をやるわけです。そういう面で規制当局、レギュレーターとは上下の関係ではなしに対等な関係というか、緊張感を持った関係になっていると思います。

今回の改正で久し振りに公認会計士法をもう一度読んでみましたが、発展途上国の公認会計士法ではないかと感じるようないろいろな規制事項があって、驚きました。たとえば総会の決議の取り消し、役員の解任も総理大臣が決めることができるとか、びっくりするような規定が入っております。そういうところに今回は一般的調査権というのが、また新しく導入されようとしている。やはりそれは全体との関係で、バランスの取れたものになってほしい。要するにほかの国でも当然と認めてくれるような一つの法律を、やはりつくっていかなければいけないのではないかと思っております。

松木　いまからの改革の問題で、特に試験制度の問題とか過去におけるいろいろな問題が出てきているわけですが、木村先生のご意見はどうですか。

アクティブなかたちで議論

八田　こういった歴史の中で、わが国の場合、公認会計士協会を含めた会計専門職の先達の先生方が、ご自身の職業に直結する法の改正というものに対してもう少し社会に向けて声高に議論することが必要ではなかったのかと感じております。

あとでまた申しあげると思いますが、実は自民党の塩崎委員会と呼ばれる「企業会計に関する小委員会」からお声がかかりまして、二度ほど話をしに参りました。皆さん非常に勉強はされているようですが、関係の方々の中には公認会計士および監査業務の実態をご存じない方もおられるとの感想を持ちました。これには公認会計士協会の全体的な責任すなわち、これまで十分に公認会計士の業務の実態等について説明してこなかったという責任があるかもしれないと思います。まだまだ戦は始まったばかりですから、今般の改正につきましてはもう少しアクティブなかたちで議論していただいたほうがよろしいのではないかと思っております。

松木　藤沼先生、どうですか。

藤沼　八田先生とまったく同意見でして、海外の公認会計士を見てみますと、日本の公認会計士制度は公認会計士法によってスタートしたという歴史的な関係があるのかもしれませんが、公認会計士の使命とか業務範囲がたいへん狭く限られている。そういう面では、国際的にも例外的で珍しい公認会計士制度になっています。業務範囲を監査証明業務というところに絞り込むだけではなくて、当然ながら先ほどの八田先生のお話にもありましたように、税務業務とかそれ以外のアドバイザリー業務が当然に入るわけです。

また監査業務一つに限っても、税務の専門家がいないと税務の引当金が正しいかどうかということもわかりません。国際税務の問題も、国際取引や国際投資の大きな企業については当然ながら影響が出てくるわけです。あるいはコンピューターシステムとかＩＴ、いまはやりのｅビジネスとか、知識も必要となりますし、保険数理がわからなければ責任準備金とか年金の債務がいくらあるべきかということもわからない。

そういうように、監査は単純に重箱の隅をつついて仕事をするというものではありませんから、ある程度の総合サービスができるプロフェッションでなければ監査もできないし、次の世代の人たちにとっても魅力ある職業とは言えないのではないでしょうか。そういう面で、今回は良い機会ですので、まず公認会計士の業務に何が入るのかを声を大にして言わなければいけないのではないかと思っています。

ほかにもいろいろありまして、関与社員のローテーションについては五年という話がありますが、日本は経験の深い公認会計士がいろいろなところにたくさんいるわけではありませんので、七年ぐらいのほうが現実的ではないか。あるいは中小法人についてはやはり例外規定をつくってくれないと実際に仕事が回らない。

発展途上国の公認会計士法

藤沼　これはあとで関係してくるんですが、一般的調査権の導入については、やはり海外の公認会計士協会を見てみますと、先ほど八田先生のお話にあったように歴史が非常にあるから参考になります。基本的に公認会計士団体は会員の規律、あるいは会員の業務に必要な基準、会員の教育、資格試験、品質管理レビューとかいろいろな業務をやるわけです。そういう面で規制当局、レギュレーターとは上下の関係ではなしに対等な関係というか、緊張感を持った関係になっていると思います。

今回の改正で久し振りに公認会計士法をもう一度読んでみましたが、発展途上国の公認会計士法ではないかと感じるようないろいろな規制事項があって、驚きました。たとえば総会の決議の取り消し、役員の解任も総理大臣が決めることができるとか、びっくりするような規定が入っております。そういうところに今回は一般的調査権というのが、また新しく導入されようとしている。やはりそれは全体との関係で、バランスの取れたものになってほしい。要するにほかの国でも当然と認めてくれるような一つの法律を、やはりつくっていかなければいけないのではないかと思っております。

松木　いまからの改革の問題で、特に試験制度の問題とか過去におけるいろいろな問題が出てきているわけですが、木村先生のご意見はどうですか。

公認会計士制度における社会への信頼度

木村　いま藤沼先生のお話で、規制緩和に反するような公認会計士法の改正。私は研修だとかＣＰＥは、うちの協会にお任せくださいということでいいのではないか。ただ金融庁の一般的調査権が、社会一般というか、経済社会がこれを望んでいるからこういうことになってきたとおっしゃっている向きがあるんですが、それほど公認会計士制度は社会から信頼がないのかということになってくるんだと思います。

こういう問題について私どもが公認会計士サイドオンリーの立場からものを言えと言うのなら言えますが、社会のものの考え方、われわれに対する考え方は、私自身しっかりつかんでいるわけではありません。公認会計士法改正審議の過程の中で一般的調査権が導入されるのに圧倒的に賛成というのは、私もなかなか理解しきれないところがあります。逆行しているのではないかという感想を持っています。

それから試験制度、たしかに学識試験だけではなくて、小島先生がおっしゃったように人格などが備わった人が公認会計士になれるということは非常に望ましいわけで、そういう前提抜きで単なる知識試験だけでいいのかという問題はあろうかと思います。公認会計士法の試験制度の中にそれをきちんと取り入れてほしい。

あとは試験制度そのものの質の低下をいかにして防ぐか。受験者数を多くするのはたいへんけっこうですが、どうやって受験者層を拡大していくかということと同時に、質の低下をどのようにして防ぐ手だてがあるのか。それは試験制度だけで賄えるものなのかどうか。そういう心配はあります。

国家百年の計をひたすら結論に向けることに問題あり

兼山　私は今日の主催者なので、最初のご挨拶で二点だけ申しあげました。急いてはことを仕損じるということが一点と、現行の公認会計士制度とのバランスが保たれているか。非常に保守的に聞こえるかもしれませんが、そういうことを申しあげました。藤沼先生がおっしゃることは非常に演繹的で国際的なご造詣が深いものですから、ある意味では共通しているところがあると思いますが、いろいろな意味で含蓄のあるお言葉をちょうだいしました。それから八田教授からはいろいろ示唆に富んだご発言をいただいて、たいへん盛り上がった座談会になっているのではないかと思っています。

それで私の論点は二つあります。実は弁護士会も最近になってこういうことを言っています。これはある一部の意見かもしれませんが、四割か半分ぐらいは、現在の改革案についてはそろそろ反対しなければいけないという議論になっているらしいです。その中で一つの文章を取ることがいいかどうかは別として、「きちんとした論議もせずに、国家百年の計をひたすら結論に向けて超高速度でとりまとめる動きには非常に問題があるということ」を、弁護士会がファックスでいろいろな人に流しています。

私もそういうことがあったらその資料を手に入れたいと言ったら、その弁護士さんが快くくれました。弁護士さんの言うことについてもある程度共通しているのかもしれません。公認会計士協会の執行部の方がいらっしゃるので軽々には言えないと思いますが、松木先生が書いておられるとおりです。何ゆえ金融審議会公認会計士制度部会が審議を急ぎ、秘密保持でなければならないのか。民主主義における公開性を重視して、もう少し議論の場を与えていただけないかということは、率直に言ってあとで問題にならなければいいということで非常に心配な話です。

やはりタイムスケジュールは行政ベースではいけない。政治家ベースでもいけないのであって、われわれ公認会計士制度の現在のいろいろな問題について、もう少し時間をかけてもいいのではないか。別に反対のための反対ではなくて、もう少し慎重さをもって対処すべきではないかという点です。

法律案要綱案を提示して問いかけるのが大前提

松木　川北先生にぜひお伺いしたいのは、過去において政治運動がいろいろありました。ぼくが記憶しているのは、商法にしろ何にしろそういう法案をつくる場合は、必ず法律案要綱案を出して一般に問いかける。特に今回の問題はわれわれいちばん利害があるわけです。そういうところに対する問いかけが、今回の場合はなかなかなりにくかった。

もちろん執行部の方、会長、副会長、常務理事、理事の方はこれに関していろいろな論議をされて、しかも金融庁の委員会にもおいでになって全体に説明をする。それも一回や二回ではなくて、かなり説明をされていると聞いています。ですからそういう方々がそういう論議をしてやったことに対して、ある意味ではもう仕方がないのかという感じが、実際には非常にあるのではないかと思います。

今回の問題でいちばん問題なのは、これはいま奥山会長報告の中で兼山先生が言っていましたが、金融庁における審議が非常に秘密のうちに行われた。しかもいまだに法律案要綱案は出てきていない。ともかく質

を落とさずに、五万人体制をつくろうとしているわけです。しかも試験制度の中身を見ると、ある意味では非常におかしいと思うのは、先ほど川北先生がご説明になりましたいままでの試験制度は、試験がなくて入ってきた方々は少なくともない。やさしい試験はあったかもしれませんが、それぞれの試験はあったんです。

ぼくは試験が難しいからいいとは思っていません。それだけのレベルの方々が入ってくるのならいいです。ところが今回の案は、専門家であればいいではないかとか、試験が二段階、三段階あるものを一段階でいいではないか。中身がよければいいかもしれません。しかし少なくとも先ほど申しあげたように、問いかけが行われないとおかしいと思います。

だからなぜこんなに急いでやらなければいけないのか。会員一般の方々の意見がどの程度くみ上げられてやっているのか。いまいろいろお話を聞いていると、各地域会に行って説明をされている。ところが急に説明されるものだから、皆さんぼう然としているという感じが非常にするんです。

司会者が長々としゃべってはいけないかもしれませんが、川北先生にお伺いしたいのは、過去における税理士法、商法、特例法、いろいろな改正がありました。そういうときの政治運動、特に政府から出されてきたものはどういうふうに扱われたのか。それをぜひお聞きしたいと思います。



八田進二氏

過去の政治運動の展開

川北　先ほどの藤沼さんのご発言のように、日本の公認会計士法をもう一回読み直してみると発展途上国の法律ではないか。（笑）それは一面においてそのとおりだと思います。先ほど公認会計士法二条さえも守れないのではないかという危機感を訴えられましたが、あの二条第三項業務は個人公認会計士の定めで監査法人業務の規定（第三十四条の五）では省いていますから、たとえば監査法人は監査業務を他の監査法人に委託することすらできないんです。監査業務は全部個別契約でなければできない。こんな自由な前近代的な立法はないんです。監査法人の間の契約による協調ができないという例でもわかるようにいろいろな点でいまの法律はおかしい。しかしいまの法律をもっとおかしくする可能性があるというご発言があったのは、心配しなければいけないたいへんなことです。

ただいま司会者から例示されたような法律は、たとえば政府提案の場合、法制審議会というような政府の諮問機関で準備され、やがて法案とはいって国会に上程されますが、さまざまな政治運動や政治的闘争がありました。そのような公認会計士や税理士の政治的な動きや主張に対して、かつて公認会計士監査制度のためにいろいろと尽力された大蔵省の元証券局長の安井誠さん（故人）が、公認会計士のために監査制度があるのではない、監査制度のために公認会計士があるんだ。それから租税法律主義のために税理士が必要なので、税理士のために租税法があるのではないとも言っておられました。このように安井さんがおっしゃったことはまったくそのとおりだと思います。

会計や監査は資本主義市場経済のために必要なのであって、その公正を守るために公認会計士は必要なんです。その目的を達成するために公認会計士が働く機会はたくさんあるわけで、コーポレート・ガバナンスの中の一部の監査だけではない。コーポレート・ガバナンス全体を構成するものは、資本主義市場経済に必要な会計や監査の制度とその前提として大切な内部統制なんです。それに公認会計士がどうかかわっていくかということが問題で、そのへんをまず基礎に置いて考えると、過去の日本のいろいろな政治問題は、グローバルな視野で見た場合に非常に次元が低かったのではないかと思われます。

たとえば税理士の問題にしても、ドイツのシュトエルベラーダ（税理士）とビルツシャフト・ブルュツフェ（経済監査人）が政治闘争をやったという話は聞こえてきません。世界で日本だけの問題です。同じような税理士法を持ったドイツとの比較においても、日本はちょっと恥ずかしいのではないか。政治運動については、まず基礎的にそのような認識が必要ではないかと思います。

それから従来のいろいろな法律の制定や改正と同様に政府が公認会計士法改正を考えるには、それなりのキッカケや理由があると思われます。おそらく今度の改正は、コーポレート・ガバナンスを見直す社会の問題意識が高まってきて、公認会計士法も見直そうということになったことが一つと、もう一つは、もともとアメリカの企業改革法（SO法）の影響によるものでしょう。黒船的な外圧的な雰囲気を感じて、こういうことにとかく日本はなりやすい。しかし、公認会計士や監査法人をめぐる環境が時代とともに激変しているのに長い間放置されてきた公認会計士法の改正に遅まきながらでも手をつけるのはたいへん結構なことです。だが、この問題を先ほど述べましたように、絶対に政治的な問題としてとらえてほしくない。もっと本質的な社会経済のための大きな視点から考えてほしい。それにしても、公認会計士法改正の準備のプロセスは少しわかりにくい。

そういう目で見てみると、公認会計士制度部会で第一回会合を持たれたのが平成十三年十月二十三日です。いま平成十五年ですから一昨年のしかも秋なんです。そして第二回が昨十四年九月二十七日、第三回が同年の十二月十日で、監査制度、試験制度、ワーキンググループが十一回開催されたというんですが、おはずかしい話ですが、実は私でさえあまり知らなかったんです。（笑）歴代会長というのがありまして、そこで会長のご報告を聞いて初めて後追いでわかるんです。ですからましてや一般会員は、松木先生がおっしゃるように、みんなあまりわかっていなかった。

その全体の流れの中でわれわれの怠慢を認め自省を含めて言っているので、決してこの制度部会を批判するためだけに言っているわけではありませんが、日本のこういうことについての取り組みには、考えさせられるところがあります。

海外の制度と比べると、たとえばドイツの場合は制度上、先ほどの責任問題にしても、二百万マルクの限度を設けている。いろいろ条件はありますが、そういうことを法律の上でポンと決めてそれなりにやっている。ドイツやフランスがアメリカの企業改革法に対してどんな反応を示しているのか、私は非常に気になります。フランスの会計事務所は中に法律事務所まで取り込んでいますから、急に変われるはずがない。アメリカのSO法に対してどう対応していくのか。ドイツやフランスの会計職業専門家は自らのアイデンティティを簡単には変えられないと思います。

わが国の場合、ここで公認会計士法を改正するのは、結構だとしても、もっと根本的な問題点をも考えて、後生のためにその結論を明らかにすべきではないでしょうか。

金融審議会公認会計士制度部会について

川北　それからもう一つ気になるのは、金融審議会の公認会計士制度部会の二十八人の構成です。皆さんそれぞれ立派な方々ですが、公認会計士は会長の奥山さんと澤田さんと富山さんの三人。学者としては大学教授の五名。そのほかの方々は、経済界の人とか各界の代表なんです。

同じ職業専門家の法律である医師法や弁護士法の改正があるとしたら、このような過半数の非専門家を集めて方向づけをするのでしょうか。

専門家以外の方々が公認会計士制度の問題や監査制度の問題等についてどの程度研究されたのでしょう。アメリカの場合だと、こういう制度を立ち上げるためには、下に強力なスタッフを抱えて、相当な予算を使って専門的な調査をしながら仕事を進めるわけです。そしていろいろな委員会が答申をしたものを積み上げ、そのうえで法律改正等の制度の改正につなげていきます。

これはあとで八田先生が補足してくださることを期待しながら言うんですが、たとえば鳥羽先生や八田先生などのいろいろな翻訳書等を見れば、そういう事情がよくわかります。あるいはGAO（アメリカ会計検査院）の過去二十年以上におよぶ改革の跡づけと問題点の洗い出しを総括して公表した「会計プロフェッション」に関する報告書は、如実にそれを物語っています。

今度の企業改革法はそういうベースの上で非常に迅速な国会の対応等があった結果です。その底流には、そういう積み上げがあることを重視すべきです。

日本の場合、二十三年の公認会計士法の制定、四十一年の改正以来、監査制度や公認会計士制度の根本的な問題点の見直しや検討が不十分であったことが反省されます。

川北博氏の持論



川北　話が長くなりますから端折って一つだけ、私のかねての持論を申しあげます。改正方向をみると、たとえば公認会計士の開業登録制度はそのままで試験制度を改革して公認会計士なる資格を有する者をより多くつくっていくというんです。日本ではアメリカ並みの資格登録制度により、大学の先生も会計を教える人はみんな公認会計士、それから役所の中にも会社の中にも公認会計士がいるというようにはなっていません。SECではチーフアカウンタンツ五人以下の多くの公認会計士たちが法定監査のチェックや証券行政に当たっています。

日本の場合には金融庁の優秀な公務員が公認会計士の監査を監督していらっしゃる。公認会計士ではないが、あるいは試験に受かっていない人が公認会計士の監査をチェックしている。外国人に対してははなはだ説明しにくい状態なんです。

日本でも資格登録制度を取り、アメリカやイギリス並みにした方がよいと思います。あの人口の少ないオーストラリアに数万人のチャータード・アカウンタントがいるけれども、一部がアカウンティングファームで働いていて、社会横断的に協会所属の公認会計士がいるのです。そんな制度にすれば会計や監査に関する情報を社会の中に横断的に専門家が共有しいろいろなことができるわけです。

いまの日本の公認会計士協会の綱紀委員会は、イギリス等の綱紀委員会に比べたらはなはだ独立性がないということになってしまう。イギリスの場合は四つの綱紀委員会があって、利害関係のないところで速やかに事件が処理されます。ところが日本の場合は一つし



小島　昇氏

書があります。一つは「監査制度を巡る問題点と改革の方向」で、公認会計士審査会の監査制度小委員会が出したものです。もう一つは同じ日に同じ審査会の試験制度に関する検討小グループが出した「公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理」です。

実はこれが出た直後に私はある雑誌で、わが国の特に二次試験を念頭に置いた試験制度はどうあるべきかという座談会をやりました。かなりの頁を割いて月刊誌に掲載されましたが、私はこのときに、一日も早い改革をしてもらいたいという旨の発言を致しております。いまからもう三年近く前ですが、その後この「論点整理」、あるいは「改革の方向」をもう一度読み直しますと、金融庁は当時、正式に広くコメントを求めているんです。公認会計士協会、あるいはしかるべき方々がこれに対してどれほどのコメントを出しただろうか。ついぞ出したということを聞いておりませんし、まったく等閑視されたような状況に置かれていたというのが実情だと思います。

したがって金融庁のほうは何もしてなかったというわけではないと思います。それに対して会計プロフェッション側、公認会計士協会を中心としたほうがこれを重大問題として受けとめてこなかったということだと思います。これは大いに反省せざるを得ないと思います。

もう一つ制度の改革を考える場合に、日本の場合には時間をかけていいものをつくって長持ちさせようという発想があると思います。昔のように時がゆっくり流れる経済環境の場合には、それでもいいわけですが、いまは日進月歩、言い古された言葉ですが、ＩＴ時代に入ってから、ドッグイヤーとかキャッツイヤーと呼称されるように、時がたつのが非常に早い。言うならば旧来の七年が一年ぐらいの早さで過ぎてしまうのではないかと言われています。こういう環境になったときに、制度あるいは仕組みは一度つくればそれで事足りるというわけではなくて、つくった段階から改革をしなければならない。見直しをしなければならないと思います。

たまたま昨年の七月三十日制定の米国のサーベインズ・オックスレー法、例の企業改革法が出たときに、私はいろいろなところから聞かれまして二つのコメントを出しました。一つは、たしかに今般の法制定が拙速に過ぎるのではないかといった問いかけがありました。たとえば、条文が非常に稚拙な箇所があります。条項によっては非常に長い規定文言があるところと、法人税申告書に署名しなさいといったたった三行ぐらいの条文からなる条項もあります。あるいは内部統制の議論に関しても、二つの条文にまたがって記載されており、必ずしも一貫性がない条文もあります。

したがって、これはある程度時限立法的な性格を持っているのではないか。つまり必ずしかるべきときが来たときには見直すであろうということを言いました。

もう一つは、アメリカのエンロン、ワールドコムに端を発した会計事務所を取り巻くいわゆるスキャンダルが日本でも起きるのではないかとの問いかけが寄せられました。メディアからは当然そういった批判的で厳しい目で聞かれました。私がそのとき申しあげたのは、日本の監査法人ではアメリカのようなスキャンダルが発生することは断じてあり得ませんということでした。つまり崩壊してしまったと言われているアンダーセンは、詳細は知りませんが監査報酬を超えるコンサルティングフィーを取っていた。それは日本では考えられない事態で、それをもって日本の監査法人、あるいは日本の会計事務所も同じような方向に行くのではないかという認識がメディアを通じて日本に蔓延した。あるいはしかるべき方々もそう思っておられたかもしれませんが、わが国の実態は全然違います。

このことを正しく識別していかなければ、自家撞着に陥ってしまいます。改革はいいと思いますが、何もかもすべてアメリカ型に見直す必要はないし、特に日本の場合には先ほど来言われていますように、公認会計士法の中身に関して、会計専門職の自主性、自発性をもっと重んじるような方向での規定に持っていってもらうことが先決に思います。

つまりプロフェッションの場合、その資格、ライセンスを取ればそれで事足りるというのではなくて、それから先どのような知識、あるいは専門性を習得していくかが極めて重要な課題であると言えます。こうした努力を怠った場合には、そのプロフェッション自体が瓦解せざるを得ないだろうということで、当然その責務を日本公認会計士協会も考えて、これからやっていくものと思います。但し、それが目に見えるかたちで示されなければ、第三者の規制の網がかかることは避けて通れないのではないかという気がしています。

個別の問題として、先ほど高等教育との結びつきについて申しあげましたが、大学に身を置く者として考えるときに、日本の大学に対する信頼感が非常に低いように思われます。

大学教育を信頼しないということではなく、逆に大学に課題を与えるとともに、そのような教育をしない者はわれわれとしては受け入れられないということで共同歩調を取る。特に会計に関しては、これから会計専門職を輩出するためにいろいろなシステムが構築されるように聞いていますので、公認会計士協会としては、自分たちの予備軍として受け入れるものとして、どのような教育プロセスを経たものを受け入れるのかということをきちんと言われたほうがいいと思います。

それからもう一つ、政治の問題として議論したくはありませんが、やはりアメリカの場合もそうで、制度を変えていく場合、法があったときに、それを正しい方向に導くことも踏まえて、ロビーイング活動が大事だと思っています。プロフェッションの中で、医者は日本医師会でも十数万人いるそうです。弁護士会は複数ありますが数万人。税理士会もかなりいる。いちばん少ないのが公認会計士協会で、ポリティックパワーが小さい。今回、会計人口を増やすため、裾野を増やす方向での提言もありますので、それをどういうふうに受け入れるかということを踏まえて、もっと声高にキャンペーンをするべきだと考えています。

松木　藤沼先生、いまの問題と同時に、これの取り扱いをどういうふうにしたらいいか。協会の役員もされていますから、特にいろいろなお考えがあると思いますので、そのへんも踏まえて少しお話しいただきたいんです。

私の私見として

八田　いま川北先生から金融審議会の活動は時間をあまりかけていないのではないかということと、メンバーは非常に数が多いですが、一般論としての会計とか監査ではなくて、わが国の監査士壌の実態を正しくご理解されているのかどうかということに対しましては若干疑義を感じています。こんなことを申し上げますとまた蒸し返しになるかもしれませんが、資料としていただいていますし、私が非常に関心を持って読んだ資料に、平成十二年六月二十九日に出た二つの報告かない。しかも一審制です。二審に当たるところが理事会で、理事会は選挙で選ばれるとすると利害関係があるとみなければなりません。自主規律が実質的にこんなに非能率的で甘い国は日本だけです。一万数千人の協会会員ではどうにもなりません。

登録制度とか公認会計士協会のあり方そのものを問うて、根本的に考え直すところがなかったのかあったでしょうか。二十八人の方々が根本的に日本のためにいろいろお考えいただき、きっと一生懸命おやりになったんでしょうが、私たちには余り聞こえてこなかった。ちょっと厳しいですが、長く努力不足の公認会計士サイドの人間としての自省を含め、そのへんを申しあげて、あとは八田先生のご意見をお聞きしたいと思います。

公認会計士試験制度の改革に疑問

八田　ところで、見直しの項目の中で私が一番関心が高いのは試験制度の改革です。基本的に世界に共通するプロフェッションは、やはり医者と弁護士と公認会計士であり、これらはだれもがこの専門職に共通するところは、何と言っても高等教育の正式な教育プロセスを経て知識を得ていることが一つ。いろいろな要素がありますが、もう一つは継続的な教育を自らの集団で行っているということです。これが言うところの継続的専門研修すなわち、ＣＰＥです。

公認会計士制度改革にあたって

藤沼　私も協会の役員ですが、国際会計士連盟の会長という立場で話す機会が多いものですから、協会の立場と私が外で話していることとは必ずしも一致しない場合もあります。しかしこれは話すトーンが少し違っているということで、基本的な方向は同じではないかと思っています。

まず会計監査制度にかかわる改革によって公認会計士法を改正するということですが、先ほど八田先生のお話がありましたが、私も自民党の小委員会にも何度も呼ばれてお話ししているんです。やはり改革は、日本の資本市場をどういうふうによくしたらいいのかという視点がなければいけないと思います。当然公認会計士もその中の重要な一員ではありますが、それ以外に開示制度の信頼性とか、あるいはコーポレート・ガバナンス、会社のガバナンスは健全なのか。監査役はきちんと作業しているのか。あるいは公認会計士のほかに監督官庁が十分な体制を持って資本市場を監視をしているのか。あるいは証券取引所、証券業協会、証券アナリスト協会などの自主規制機関はどういう改革を実行しようとしているのか。こういう包括的な取り組みがなければ、公認会計士の試験制度だけよくしても、あるいは公認会計士を取り巻く制度改革をしても一方通行になってしまう。そういうことが一つのポイントではないかと思っています。

今回そういう面では、改革を非常に急ぎすぎるのではないかというご指摘がありましたが、どうしてもやむを得ずというものがあります。大きな理由の一つは特に海外のサーベインズ・オックスレー・アクト、つまり米国の企業改革の中の規定を実際に海外の企業や会計事務所に域外適用をしようという条文があるわけです。特に公認会計士監査業務に関する規制の強化についてはＰＣＡＯＢ、新しい公開会社会計監視審査会というものができます。このＰＣＡＯＢは、アメリカで上場している日本企業の監査を担当しているとか、あるいはアメリカの企業の在日子会社で重要性があるものの監査を担当している日本の会計事務所は監視対象にすることになっています。

企業改革法によると、海外の事務所は今年の十月二十三日までにＰＣＡＯＢに登録しなければいけないという問題があります。当然ながら、海外の事務所は、

この条文の適用除外にしてもらいたいと、自国政府は共にＳＥＣに申し立てを行っています。

では適用除外にしてもらうにはどうしたらいいかということですが、それには、その国の公認会計士監査制度がきちんとしていて、米国と同じような監視体制ができている。あるいは、こういうかたちで会計監査制度の改革するんだということを示さなければいけないという事情があるからなのです。

日本は監査に対する監視制度があるのか

藤沼　私も先日パリでＩＯＳＣＯ、ＥＵ、バーゼル委員会、世銀などの方々と会ってきました。言うなれば世界のレギュレーターや国際組織との意見交換会です。そこでは各国がスピード感を持って、イギリスもこういう方向で改革していく、あるいはフランスもこういう方向で改革していく。言うならば会計職業に対する独立の監視機関をつくって、会計監査の実施状況について、全般的なチェックするという体制をいろいろな国があることがよくわかりました。そういうことをしないと、「君の国には監査に対するきちっとした監視制度がないから、われわれは信頼することができない」と言われてしまう。そういう面では、ある程度スピードをもってやらざるを得ないところがあることは事実だったと思います。

そういうことで十分議論してなかったではないかという指摘はありますが、一方急ぐ必要もあったわけです。たしかに公認会計士法は非常に古く時代にマッチしていない法律ですから、業務範囲の問題にしても何にしても改正しなければいけない、チェンジしなければいけないことが多いということはだれでも共通認識だったのではないかと思います。今回は運悪くというか、アメリカのほうからの風はむしろ規制強化のほうに向かってどんどん吹いてきている。いままでの日本の公認会計士法は許可や承認事項が多く、規制をやりすぎていたと思えるのに、再にもう一つ一般的調査権みたいなものを導入するという動きがある。（笑）この点については、ひとつブレーキを掛けて、日本の現状を分析したうえで、どういう対応がいちばんいいのか冷静な対応が必要なのではないかと思っております。

あと試験制度の問題については、日本の試験制度はやはり変えていかなければいけないのではないかと思います。先ほどの八田先生のお話は私も大賛成です。私たちの公認会計士資格というものは、やはり日本の公認会計士の国際的な認知に直結するという視点を忘れてはいけないと思います。ですからわれわれが日本の公認会計士というものに誇りを持って、海外と同等、それ以上のものだということを言えるような制度にしなければいけない。



兼山　金刀圀氏

ＩＦＡＣの教育水準

藤沼　そういう面で、いまＩＦＡＣの教育基準の中には資格取得前の教育、あるいは資格試験、ＣＰＥというのがあります。これはまだ公開草案の段階ですが、この基準と比較することが必要です。そこには資格取得に至るプロセスが書いてあります。先ほど八田先生からお話がありましたが、今回の試験制度の見直しで私が懸念することを六つぐらいにまとめました。

一つは、まず試験を受けるときに大学入学を条件としていない。あるいは資格登録時に大学卒業を条件としていない。そういう面で、社会人として常識的な知識のバックグラウンドのない人を公認会計士とかプロフェッションにするのはおかしいのではないか。ということで大学入学、あるいは卒業を条件としていないことが問題だということです。

あと大学教育と資格試験の連携がない。これはまさに先ほど八田先生がおっしゃったとおりで、これを何とかしなければいけない。あと今回の試験は入り口試験というのは、最初に勉強して取ってしまえばあとは知らない。だけどＩＦＡＣの基準では、実務経験を積んだあとの出口試験が望ましいと言っています。たとえば監査とか租税法は、実務経験を積んだうえでないと丸暗記みたいになってしまうのではないかという懸念です。

あるいは倫理が独立科目としてなっていないんです。たぶん監査の中に入っているんだと思いますが、公認会計士の行動指針ですから、海外では倫理がない試験は問題となります。あと公認会計士になるために受験予備校と会計大学院の両方に行かなければいけないではないか。親はたいへんですね。（笑）

あと業務補助と実務補習の修了をいま二年としていますが、三年というのがＩＦＡＣの基準です。それから兼山先生もおっしゃっていましたが、最終の確認手続きがあまり明確になっていない。なんでもオーケーみたいなかたちになるのではないかということを懸念しています。

これからもいろいろな議論が続いていくと思いますし、奥山会長も非常に熱心にいま活動しておりますので、いろいろなロビー活動も含めて、正論を述べていくつもりです。

八田先生もおっしゃいましたが、会計監査について、あるいは会計プロフェッションについて理解をしている方は、そんなにたくさんいらっしゃいません。そういう面ではわれわれ自身の説明不足というところがどうしてもあります。この点もこれからは、きちんとやっていかなければいけないのではないかと思っております。

松木　木村先生、どうですか。

公認会計士の登録制度

木村　公認会計士法、試験制度にしろ業務の問題にしろ、その前提となる考え方は、なんでもかんでも責任は公認会計士にある。財務諸表の作成責任が、第一義的には経営者にあるという前提がないのはちょっとおかしいのではないか。公認会計士の監査責任が前面に出てきてもいいと思いますが、やはり財務諸表の作成責任は経営者にあるんだということを前提にして、公認会計士法の改正を進めてほしいということが一つ。

それから公認会計士の登録制度で、有資格者を登録するという制度が資格登録制度なんですか。公認会計士となる資格を有する者として登録する。そして公認会計士業務をしたければさらに開業登録というか、現在の開業登録をする。そういうふうに理解していいんですか。

川北　二段階登録にするとか、開業登録者については公認会計士協会でコントロールするのです。

木村　自由に行ったり来たりできるんですか。

川北　それは国によっていろいろあると思います。

木村　そのへんなんです。

川北　資格登録だけですと、昔の計理士法がそれでたいへん乱脈になったので、その反省があっていまのような開業登録制度ができたんだろうとも思います。しかしアメリカとかイギリス、オーストラリアの資格登録制度は必ずしもそうではない。それを同じような次元で比較できません。企業改革法にしても、そういうアメリカの目で日本を見て注文が付くわけですから、いろいろな点で無理がある。それを私は言っているわけです。

木村　昔、川北先生が会長時代に、公認会計士協会に公認会計士法改正プロジェクトを考えたんですよね。

川北　だめでしたね。（笑）

コンザバティブな人達の協力を得られなかった。

公認会計士制度が改革された場合

松木　日本の場合は法律が一回できると、次の法律を改正するときにはかなりの時間が置かれるんです。最近は商法みたいに一年に二回も三回も変わっていく。これは非常にいいと思っているんです。ところが公認会計士法にしろ何にしろ、一回変わるとなかなか次が打てない。

それで川北先生に特にお聞きしたいんですが、現在のこういう状態の中でいまの試験制度を含めて公認会計士制度が改革された場合に、はたしてそれでいいのか。または現時点で公認会計士の会員、または協会はこれに対してどういう対応を取ったほうがいいのか。それをちょっとお聞かせ願いたいんです。

川北　時系列的に見て何となくわかりにくいのは事実です。つまり公認会計士協会内部の議論があまりなかったし、監査理論の研究者や日本監査研究学会で公認会計士法改正までを考えた議論がなかったような気がするんです。八田先生、ありましたか。

八田　ないですね。

川北　まったくないんです。（笑）私も日本監査研究学会、あるいは日本会計研究学会のメンバーですが、この問題についてはどこでも取り上げられていないんです。

しかし公認会計士のわれわれの仲間に聞いてみると、こういう改正があることはいいことではないかという議論もけっこう多いんです。それは長くほったらかしにされていたことがここで問題になってきた。それ自体は公認会計士はむしろ歓迎しているのではないか。しかしこういう議論は、これを機会にそれこそいま八田先生がおっしゃったように、法律あるいは制度ができたときには、制度を洗い直す議論がそのときから継続して行われなければいけない。これは至言だと思います。

先ほど二十八人の方がどれだけ本当に勉強してくださったかということについて私は若干の疑念を持ちましたが、それが誤解であり、制度に対する社会的な雰囲気が今後この改正によって醸成されていけば、私は本当に安心して棺桶に入れると思います。（笑）

アメリカの企業法を模倣している

八田　例の米国の企業改革法に関して、プラスの評価とマイナスの評価があると思います。ただ基本的には、あの法律は出自に透明性がないため、あまり好きになれませんでしたが、中身につきましては非常に高く評価しております。つまり、信頼し得る会計情報、あるいはディスクロージャー制度、さらには資本市場を支えるためのあらゆる課題があの中に盛られているのです。言うならばコーポレート・ガバナンスの問題、それから会計の問題、監査の問題、当然、基準の設定から監視まで、ありとあらゆる問題が実はあの法の中に含まれています。

先ほど木村先生が言われたように、財務諸表の作成責任は当事者である経営者にあるということもちゃんとあそこに書いてあります。そういった「二重責任の原則」につきましては、日本の場合、昨年十年ぶりに改訂になった監査基準の中に盛られていて、監査報告書の中に一文が入ることになっているわけで、まったく規定がないわけではありませんが、少なくともあの法律は健全な企業社会を構築することが国のインフラであり国益を守ることになるとの信念が盛られているように思います。



松木正輝氏

チャンスを逃すな

藤沼　八田先生とまったく同じ意見です。日本がいまの置かれている現状と、日本の公認会計士協会あるいは公認会計士の実務が、先ほども言いましたように世界とちょっと違っているところがありますので、それを変える、世界標準にする。そういう面ではいまがチャンスなのではないか。たしかに拙速なところがありますが、それをやらないとまたチャンスを逃がすということがありますので、いまのこのときに全力を挙げて改革をいいものに持っていきたい。

他にも日本ではいろいろな問題がある。たとえば監査役の制度、公認会計士制度もそうなんですが、制度の体裁はつくっても実態が伴わないということがあります。ですからたとえば監査でも、いくら制度を美しくつくっても監査時間が少ないのではまともな監査はできないわけです。ですからそういう面で、実態を備えるようなことにしなければ責任だけが増えてしまう。たとえば監査時間とか監査にかかった報酬は開示するという方法でみんなに知ってもらう。あまりにもひどいではないかという声が出るようなかたちにしていかないと、形式も実態もよくなるようにならないと思っています。そういう面でまだまだやることはたくさんあるのではないかと思います。

川北　たとえば戦争をやるときに、「攻めるぞ」「攻めるぞ」と言って敵の防御を固くしてから、「しまった」と言って引っ込める。（笑）戦術としてはまずいですね。

藤沼　私はオーソドックスに会計職業にとっては、先ほど八田先生の話がありましたが、監査と税務などは本来の公認会計士業務であるということを主張していけば良いと思います。海外ではみんなやっているわけです。ですからどうしてできないのか逆に教えてもらいたいというぐらいのかたちで。

それこそパブリック・インタレストに適うものだという信念で策定されたと思っていますから、あれを闇雲に批判することは避けるべきであって、あの中で日本として学ぶべきものについて、正しく識別していくことが重要に思います。たとえば法人税申告書についての署名は、日本の場合ずっと前からやっているわけですから、アメリカよりもずっと先行しているわけです。（笑）

そういうこともありまして、日本の場合、個人責任はいちおう形式的には明確になっていたんです。ただ形式と実態が伴っていたかどうかという反省はこれからしなければいけないと思います。今回問いかけがあった金融庁の考え方についても、アメリカの企業改革法を模倣していると冒頭で申しあげましたが、実はそれは避けて通れない部分での模倣であって、今後の動向を考えたときに、それを日本の中でどの程度そしゃくできるのかということ、あるいはそれに対して日本はこう違うという識別をすることが必要ではないかという気がしています。

公認会計士は租税法についても専門家

川北　租税法にかかわる税理士業務が職域的な利害にどうしてかかわっていくのか。そういう次元で話をするのはもうやめましょう。ともかく公認会計士は租税法についても専門家なんだということを社会的に訴えていくほうがよほど大事だし、国際的に説得力のある姿勢だと思うんです。

そういう視点で試験制度の改正案を見ると、租税法が入っていますよね。税理士会がそんなにいろいろ言うんだったら、税理士試験だって税法三科目なんですから、公認会計士試験科目の中に三科目入れてしまったらいいのではないか。そうすると堂々と、公認会計士は別個な国税庁に対する租税法を取り扱う職域団体になってしまうんです。

公認会計士試験を受ける人たちに税法三科目取れと言ったら、法人税法、所得税法はすぐ取ると思います。そのほかプラス一つ何か取ってくれれば、みんながそれで堂々と税理士以上のスキルを持つことになり、協会はそういう人たちの団体になるのだから、むしろそういう社会的戦略でたたかったほうがはるかに強いと思います。

戦術的に考えると、そういういろいろなことを考えたほうがいいので、政治的な闘争をしながらそれを勝ち取っていこうという考え方はやめたほうがいいかもしれません。だいたい敵の兵力が多すぎます。（笑）やはり織田信長にならないとだめです。

藤沼　陸軍士官学校はやはり違いますね。（笑）

兼山　両先生と藤沼前ＩＦＡＣ会長の高邁なお話を聞いてたいへんありがたかったんですが、ぼくは国内派で国内で仕事をしています。そういう意味で見ていると、現状でも就職がないようなところが若干あるみたいです。ですからわかるけれども、最初に五万人ありきとか三万人ありきという表現は非常に先生方の議論をかえって薄めてしまうというか、別のかたちでとらえられるという感じがします。

必要ならばきちんと取ればいいのであって、そういう点はちょっとご注意いただきたいと思います。

おおげさに言えば、いまの二分の一でもけっこういい数字なんです。資格を受けるということで事務所で訓練を受けて、あるいは公認会計士協会で職業教育を受けて最終試験に臨むということであるならば、監査法人だって二倍の人を採れるんです。そこの中で受かった人で会社に行く人も出てくるだろうし、公認会計士でそのままいく人もあるだろう、自立する人もいるだろう。そういうかたちにする。

会計士事務所、特に監査法人のキャパシティから逆算して何人採らなければいけないという議論はよくない。システムそのものの全体をもう一度見直すようなかたちにしたほうがいいのではないかと、私は個人的に思っているんです。

会社では新卒で採りたいとか、そういう会社の人事政策もありますが、それもいま徐々に変わっていますので、経理担当者などは、中途採用という方向に変わっていけば、監査法人としても新人は二倍採れる。そういうことになればキャパがかなり増えるわけですから、そんなことも考えてみたらいいのではないか。

あと大学教育も、八田先生の大学はすでに活性化していますが、（笑）仕組みを変えれば非常に活性化するのではないかと思います。これは個人的意見です。

松木　では最後に閉会の言葉をお願いいたします。

公認会計士試験は就職試験ではない

川北　昭和五十年前後に私が言ったのは、公認会計士試験は就職試験ではないということです。たとえばお医者さんになったからといって、その人のところに必ず患者が来なければならない、弁護士が法律事務所を開いたら必ず訴訟依頼人がなければならないという法律なんてありはしない。そういう試験の性格をはっきりすべきでしょう。

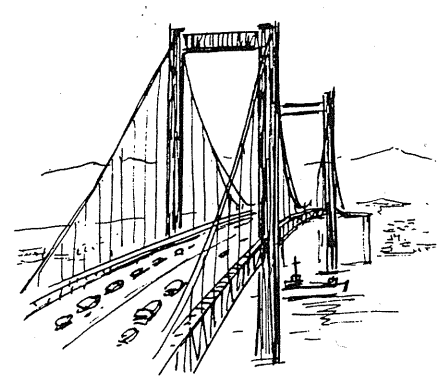
しかし、合格者が増えたのに、就職先が少なく業務補助のできなかったあの頃の会計士補は気の毒でした。

藤沼　今回の試験改革で思っていますのは、日本の入り口試験ということが非常に大きなネックになっている。大学教育と連動させるには、大学を卒業した学生で公認会計士になりたいという人はそのまま事務所に入ってもらう。その代わり海外と同じで給料は安い。いま会計士補の給与は、ご承知のようにすごく高いんです。

おわりに

兼山　今日はいろいろ貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。冒頭に申しあげましたように、今日は色を付けない、個性を付けない、非常に高邁な議論と実務的な話もありましたが、（笑）たいへん貴重なご意見を賜りました。先生方、特に司会者の松木先生には厚く御礼申しあげます。

本日はどうもありがとうございました。



編集を終えて

さて、座談会記事を読んでいただき、ありがとうございます。

内容としては、緊急を要したため、発言者の方々も意を尽くせなかったところもあるかと存じます。

ただ、私自身読んだ感想としては、出席者各位が異口同音に言われたことには、

①今回の改正は、最も公開性が要求されたにもかかわらず、論議が秘密保持のうちになされたこと、

②公認会計士法の担い手である公認会計士間に全体として意見集約がなされていないこと、

③質を落とさず量を増やすと言いわゆる５万人体制と言いながら公認会計士試験科目免除という落とし穴を作っていること、

④監査人の独立性強化と言って規制を強めることが本当に良いのかということ、

という点が感想として挙げられます。

読者のみなさまは、どのようなご感想をお持ちでしょうか。

是非とも、ご感想・ご意見を、第一税協までお寄せ下さい。

公認会計士の団体である第一税協としては、今後の公認会計士法改正の動向から目が離せません。

編集責任者

兼山　金刀圀

松木　正輝

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長故岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都千代田区九段南４－４－１
郵便番号 〒102-0074 公認会計士会館ビル
電話 03（5226）3364
発行人 兼山金刀圀（1部 100円 年極 1,000円）
編集人 松木正輝
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…第一税協を活用し、公認会計士制度発展のために
二～三頁…第一税協の灯を消すな
四頁…「第一税理士協議会の現状」

第一税協を活用し、公認会計士制度発展のために

松木正輝



松木正輝氏

第一税協の設立は公認会計士制度の擁護にある

この頃の世の動きの激しさは、何とも言い難い。特に我々の身近でもおこる商法改正、これによって生じる税法改正にしても、あっという間に変わっていくような気がする。これについては、いろいろな原因があるが戦争中にできた制度、そして戦後にできた制度が数十年を経て、できた当初は有意義であったものが、段々と制度疲労をおこしてしまい無用、さらには邪魔になったようなことだと思われる。さらには国際的に経済が自由化して、これに対応することが必要になり、これに適用するために変わらざるを得なくなる。

さて、このような状況の中、第一税協として創設されて既に数十年が経ち、最初の目的を見直して今後の運営に役立てる時期にきているのかも知れない。

はじめは、商法特例法に公認会計士監査制度を成立させるため、税理士会のなかで、公認会計士である税理士が第一税協を作って、主張を通すため組織したのである。

そのかげには、当時の大蔵省、日本公認会計士協会の当時の執行部からの示唆があったのである。これによって、税理士会の執拗な政治的反対運動をかわすことが出来、昭和49年商法改正が成立することになったことに側面的協力ができたのである。

次に55年税理士法改正でも、通知公認会計士制度廃止、会計業務の税理士付随業務規定に公認会計士は反対であった。この税理士法改正審議中に当時の自民、公明、社会、民社の党政審レベルで近い将来、会計監査人監査を資本金十億円から五億円まで下げることを内々提示され、公認会計士は了解した。それを受けて、56年改正の商法改正が行われたのである。

その流れの中で小会社監査、すなわち会計調査人問題が提起され論議のすえ保留となった。それを影で公認会計士制度をささえるために、第一税協が陰に陽に必要な存在であるといえる。

税理士の政治運動は成果を誇っている

その後、時代の移り変わりの中で、地方公共団体外部監査人創設において、公認会計士にこの資格付与の時も、税理士会は猛烈な政治運動の末、税理士も採用されることとなった。次に商法における現物出資等の財産評価人の時も、政治運動を展開して税理士もその中に入ることになった。このように税理士会は過去の制度上の法律改正時には常に敏感に反応して政治的動きで、最初は条文または要綱になかったものでも、食い込んでいって成果を上げるという手法で結果を出している。

今回の公認会計士法改正でも、短答式で「財務会計論」、論文式試験でも、税理士となる資格を有するものは「租税法」を全面的に免除することとなった。現行法及びはじめの案に比べると税理士は格段に優遇されることになる。すべてが、一般会株主総会で選任し、その氏名を登記する。任期報酬等は取締役と同様の規律に従うことになる。そして取締役、執行役と共同して計算書類を作成することになる。したがって掲載書類作成には、会計参与制度を概観すると、参与制度を取り入れることで長年の会計調査人（中小企業監査）の創設に一応の決着をつけたことになったということである。しかしそうは言っても、これで疑問なしとしない。税理士会はこの「会計参与」を当面は入れることに全力を挙げているので、しばらくはこれが終わると落ち着きを取り戻し、勝利を味わうことになるだろう。

公認会計士もこれで済むものであれば良しとするであろう。ただ税理士は次の目標を決めて、さらに政治運動を展開することであろう。

公認会計士はもともと原点に帰って考えると、第一税協の目標に掲げている「公認会計士の資格で税務業務を行う」ということを実現させるための運動を忘れてはならない。さらに公認会計士たる税理士で会を作り、各国税局毎に複数会ができるような旗も下に集まることも必要な目標である。

攻撃は最大の防御というが、第一税協のはじめの掲げた看板を下ろしてはいけない。

特に公認会計士政治連盟と公認会計士協会は、もっと第一税協を活用すべきだと思う。

今回の「会計参与」制度は権限、特に責任に注目

今回の会社法制の現代化は、一連の商法改正のなかでも有限会社法、株式会社、商法特例法等の規定を平仮名体に分かり易くすると共に、全体の諸制度間の規律不均衡を是正し、実質的改正を併せて行うという。

特に税理士、中小企業との関連において重要と思われるものは、新たに加わった会計参与制度である。この制度はもともと、先に述べた税理士会の強い要請で検討された。中小企業会計の適正担保のための監査、すなわち会計調査人制度論議の末、永く凍結されたものが復活して、この際決着しようとしたもののように思われる。

現在の要綱から会計参与制度を概観すると、

今回の改正でも、会計参与制度を取り入れることで長年の会計調査人（中小企業監査）の創設に一応の決着をつけたことになったということである。しかしそうは言っても、これで疑問なしとしない。税理士会はこの「会計参与」を当面は入れることに全力を挙げているので、しばらくはこれが終わると落ち着きを取り戻し、勝利を味わうことになるだろう。

公認会計士もこれで済むものであれば良しとするであろう。ただ税理士は次の目標を決めて、さらに政治運動を展開することであろう。

公認会計士はもともと原点に帰って考えると、第一税協の目標に掲げている「公認会計士の資格で税務業務を行う」ということを実現させるための運動を忘れてはならない。さらに公認会計士たる税理士で会を作り、各国税局毎に複数会ができるような旗も下に集まることも必要な目標である。

攻撃は最大の防御というが、第一税協のはじめの掲げた看板を下ろしてはいけない。

特に公認会計士政治連盟と公認会計士協会は、もっと第一税協を活用すべきだと思う。

今後の第一税協目的は公認会計士の資格で税務を！

以上、法改正と税理士会、そして公認会計士との関連について考えてきたが、その時によって、流れが一般会員にうまく伝わって、意見の吸い上げが出来た時と、そうでなかった時があったように思われる。

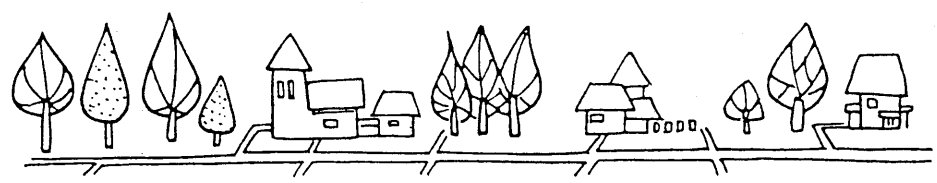
今回の改正でも、会計参与制度を取り入れることで長年の会計調査人（中小企業監査）の創設に一応の決着をつけたことになったということである。しかしそうは言っても、これで疑問なしとしない。税理士会はこの「会計参与」を当面は入れることに全力を挙げているので、しばらくはこれが終わると落ち着きを取り戻し、勝利を味わうことになるだろう。

公認会計士もこれで済むものであれば良しとするであろう。ただ税理士は次の目標を決めて、さらに政治運動を展開することであろう。

公認会計士はもともと原点に帰って考えると、第一税協の目標に掲げている「公認会計士の資格で税務業務を行う」ということを実現させるための運動を忘れてはならない。さらに公認会計士たる税理士で会を作り、各国税局毎に複数会ができるような旗も下に集まることも必要な目標である。

攻撃は最大の防御というが、第一税協のはじめの掲げた看板を下ろしてはいけない。

特に公認会計士政治連盟と公認会計士協会は、もっと第一税協を活用すべきだと思う。



第一税協の灯を消すな

―公認会計士と税理士の関係と第一税協の課題―

川北　博

1. 職業制度は誰のためにあるか
2. 税務に関する世界の2つの潮流
3. わが国の公認会計士業務と税務との関係
4. 許可公認会計士制度終焉に至る経緯
5. 税理士業界の現状と課題
6. 結び―第一税協の前途とCPA



川北　博氏

1 職業制度は誰のためにあるか

公認会計士や税理士の職業資格は、そもそも何の為に、そして誰の為に設けられているかを時には考えてみる必要がある。とかくかかる制度が成熟すると、またかかる業界団体の利益集団化が進むと、それらの専門的職業に社会が求める基本的使命を忘れがちになる危険が生まれる。医師や弁護士が本来の使命をないがしろにして金儲けにはしったり不正にくみしたりすることは許されない。また医師のために患者がいなければならぬ、あるいは弁護士の為に事件の依頼人が居なければならぬということはもとよりありえない。

公認会計士や税理士の社会的使命や業務は、それらが社会的によって立つ法律の冒頭を見れば明らかである。従来その社会的使命について公認会計士法はふれるところがなかったが、04年4月施行の公認会計士法第1条は、公認会計士の社会的使命を明示した。もちろんその視野には広く経済社会の公正を守り健全な発展に寄与することが明示されている。

税理士の使命も同様に税理士法第1条に明示されている。もちろんその基礎にあるものは、憲法第84条に定める租税法律主義であり、憲法第30条に定める国民の納税の義務である。

それらを大所高所より眺めれば、公認会計士の利益のために経済社会、具体的には監査制度等が存在したり、税理士の利益のために租税法があるということは絶対にない。

公認会計士や税理士の職域の利益のための議論は、時としてこのような社会的常識を越えることがあることを厳に戒めなければならない。公認会計士のために監査制度があったり、税理士のために税務があるということは絶対にないのである。その本旨を逸脱したAccounting Firmの事業規模拡張がエンロン・ワールドコム事件を引き起こし、1913年以来の名門Arther Andersenを倒壊し、米国証券経済社会を危機的状況に陥れた歴史はつい最近のことである。以下この基本的理解の上で表題に関する所見を述べる。

2 税務に関する世界の2つの潮流

わが国では、昭和2年に計理士制度が創設されたが、その社会的機能に殆どみるべきものなきまま、昭和17年(1)に戦時税制の強化を図るべく税務代理士制度が創設された。その後昭和24年に公認会計士制度が発足したが、それは証券民主化を進めることを目的とした財務諸表監査制度を担保するためのものであった。公認会計士法は、連合軍占領行政下の立法であったが、職業制度として米国制度を継受したのはCPAという名称の直訳のみで殆どの内容はわが国独自のものであった。税務会計に関連する変遷については後述することとしてここでは世界の職業会計士等の税務の関与、あり方の2つの潮流について概説する。

(1) 第1の潮流は、英米法系の諸国における税務の取り扱いである。

これらの国々における税務についての基本的思考は、徹底した租税法律主義に関する理解である。つまり、租税は憲法にはじまる租税法に定められた国民の基本的義務であり、何人がそれに関与しようとも法規に遵っていれば、納税義務者の自己責任において税務当局との間の税務は完結するという仕組みの社会的理解である。

事実、英・米・加・オーストラリア等の英米法系の国々のCA(勅許会計士)等によって組織される会計事務所等では、監査業務やコンサルティング業務とともに税務は重要な受任業務分野である。また税務代理を業とする資格等はあっても、それらは基本的には税務についての専属的排他的職業分野とはなっていない。また、租税法に定める当然の業務の履行という点で、監査業務における独立性になんら利害関係があるとは考えられていない。

しかし、例えば英国等で税務を経験した商社マン等が異口同音にいうように、英国のCAが責任を負って行った税務についての官公署の信頼は絶大なものがあるという。

(2) 第2の潮流は、独逸や日本、これらになら った韓国にみられるような〝税理士〟の制度を特別に設定している国々の取り扱いである。

例えばドイツの監査人である経済監査士(Wirtschafts-Prufer; WP)と経済監査会社(Wirtschft Prufungsgesellshaft; WPG)は、わが国の公認会計士や監査法人と違って当然被監査会社の税務をも含め広く税務を業とすることができるが、そのほか別個に税務専門の税務顧問士(Steuesbereater; StB)と税務代理士(Steuer bevollmuchtigter; StBv)の制度がある。

また大韓民国等では、日本の制度と類似した税理士制度を設定しており、中国でも最近大規模な注冊税務師制度を構築しつつあると伝えられている。(注1)

上述は、制度としての税務相談や代理に係る専門家につき世界における潮流を2つに大別したものであり、それぞれの国にはさらにいくつもの傍流がある。例えば、英国における租税協会(The Institute of Taxation)会員の動きなどである。

しかし、それらは法律による制度として形成されておらず、ここではそれらのひとつひとつについて言及することを省く。(注2)

3 わが国の公認会計士業務と税務との関係

もともと創設当初の公認会計士法第2条第2項但し書きでは、同条項に定めるいわゆる会計業務について「他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項についてはこの限りでない」としており、次のように解説されていた。

公認会計士は、財務書類の調製、調査、立案、財務に関する相談に應ずることを業とし得るのであるが、これらの業務が他の法令において一定の資格或いは官公庁の許可を必要としている様な場合には、公認会計士は、これら他の法令の規定による資格又は許可を受けることを要するのであり、第2条第2項の規定はこれらの法律の規定を排除しているものではない。例えば税務代理士法第4条第1項には「税務代理士タラントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ」とあり、主務大臣たる大蔵大臣の許可を受けなければ、公認会計士といえども税務代理士の業務は行い得ないとされていた。(注3)

なお、公認会計士は税務代理士となり得る資格を具えているから免許さえ得れば、前述の税務代理士の業務を行うことができるとされていた。(注3)

このような「公認会計士は税理士となる資格が与えられている。」関係は2003年(平成15年)5月改正法においても「従来の監査証明業務や会計業務の範囲、税理士業務を行うことができる公認会計士となる資格を有する者の性格、制度上の税理士業務との関係について、変更をもたらした改正事項はない。」といわれている。(注4)

このようにわが国の公認会計士は、基本的には税理士登録とともに税理士会に入会してその会員とならなければその業務を行うことができないのである。

4 許可公認会計士制度終焉に至る経緯

平成16年11月10日付　務部会から「許可公認会計士制度経過措置期をもってJICPA特別税

間終了について」という「お知らせ」があった。この「お知らせ」は冒頭に次のように述べている。

「平成13年5月25日、『税理士法の一部を改正する法律』が可決成立し（平成14年4月1日施行）、税理士登録することなく小規模（関与先が法人で10件まで、個人であれば1人を1/2件として計算）に税理士業務を行い得る許可公認会計士制度が廃止されましたが、経過措置として平成14年3月31日までに許可を受けた許可公認会計士は、平成17年3月31日までは、従来どおり税理士登録することなく小規模に税理士業務を行うことができることとなっております。

経過措置期間終了日（平成17年3月31日）後は、税理士登録を行わなければ、税理士業務をおこなうことができなくなります。このため、特別税務部会では、経過措置期間終了日が近づいてきたことから、税理士登録の手続についてご案内することといたしました。」（注5）

かくして公認会計士業務は、平成13年税理士改正法によってその制度上の終わりを告げ、原則的には公認会計士はすべて税理士登録と税理士会入会なくして税務を行うことができなくなったのである。

もともと公認会計士は、原則的には税理士法の規制によって当然税務を業とすることができるとされていたが、経過措置として平成14年3月31日までに許可を受けた許可公認会計士は、原則的には税理士業務を行い得る許可公認会計士制度が廃止されましたが、経過措置として平成14年3月31日までに許可を受けた許可公認会計士は、平成17年3月31日までは、従来どおり税理士登録することなく小規模に税理士業務を行うことができることとなっております。

経過措置期間終了日（平成17年3月31日）後は、税理士登録を行わなければ、税理士業務をおこなうことができなくなります。このため、特別税務部会では、経過措置期間終了日が近づいてきたことから、税理士登録の手続についてご案内することといたしました。」（注5）

かくして公認会計士業務は、平成13年税理士改正法によってその制度上の終わりを告げ、原則的には公認会計士はすべて税理士登録と税理士会入会なくして税務を行うことができなくなったのである。

もともと公認会計士は、原則的には税理士法の規制によって当然税務を業とすることができるとされてい

「第一税理士協議会の現状」

第一税理士協議会
会長　兼山　金刀圀



兼　山　金刀圀 氏

会員各位の心の支えとして

今回の新聞特集は、第一税協に当初から関与されているお二人の先生からの論文（川北論文・松木論文）を中心に企画し、将来計画が如何にあるべきかを会員各位と共に検討したいと願って企画しました。

第一税協は、一昨年長年会長を務められた下田名誉会長のご逝去もあり、当面静かな状態にありました。

然し乍ら、過日の役員会で、本会は公認会計士が税理士業務を行う立場に於いて、具体的には政策団体として、この多様化していく時代にどの様に対処していくべきか、討議され会員各位と共に検討しました。即ち会員各位の心の支えとして、運動の展開を実行していきたいと思料しています。

税理士会の現状は、今春の東京税理士会役員選挙があり、また税理士法人の誕生（全国規模の本支店事務所）、連結納税法人の増加等により、都市集中型（特に首都圏）の傾向が見られます。

こういう状況下の中で、公認会計士が行う税務業務をどの様に特化し、関与先各位の要望を適確に捉えて対応出来るか等が課題となっています。

第一税協加入会員の増加にご協力を！

第一税協の政策団体としては、公認会計士の幅広い知識と経験を活かし乍ら税務業務を行うことが、社会のニーズに応えるという自信をもった日常行動力が求められています。そして許可公認会計士制度の廃止が目前に迫っている現状を直視して、この機会に第一税協加入会員の増加にご協力賜りたい。

それから「会計参与」の問題につきましては、松木論文を熟読されまして、その実体をつかんでいただきたいと存じます。

行政庁をはじめ、各関係諸団体の第一税協に対しての一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

別件といたしまして、平成17年3月31日付で許可公認会計士制度が廃止されることになっております。

お知り合いの先生方に許可公認会計士が居られましたならば、速やかに税理士登録を含む移行手続を遅滞なく行うようご進言下さい。



実務に役立つ、
第一税協の研修会に、
ご参加を!!

第一税理士協議会の目的と基本方針

【目的】

本会は、税理士の公共性に鑑み、税理士の道義を高揚し、税理士会の正常化を図り、租税制度及び税理士制度の発展並びに税務行政の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

【基本方針】

一、税理士会における指導的立場の確立
二、公認会計士たる税理士の全国的組織の確立
三、自由加入の一局複数会制度の実現
四、公認会計士の資格で税務業務が行えるための法改正運動の展開
五、商法・税理士法改正問題に関する意見公表及び対策

随時、入会を受付中!!

〈お願い〉

詳しいことは、左記までご連絡下さい。
電　話　〇三（五二二六）三三六四

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長故岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都千代田区九段南４－４－１
郵便番号 〒102-8264 公認会計士会館３階
電話 03（5226）3364
発行人 兼山金刀圀（１部　100円）
編集人 松本正輝（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…東京税理士会の役員選挙
二頁…会長選候補者ご紹介

東京税理士会の役員選挙

東京税理士会の役員の任期は2年であり、本年4月（公示は1日）には役員選挙が行われることとなる。

近時、平成13年税理士法改正による許可公認会計士制度の廃止がこの4月から施行されるのに伴い、公認会計士の税理士登録（兼業）が増加している。

これら兼業者による有権者が増えており、公認会計士たる税理士の役員選挙に与える影響力も必然的に増してくるものと考えられる。

専業であれ、兼業であれ、税理士業務を行う立場からは、税理士制度が国民多数の理解が得られる制度として発展していくことと民主的な税制が確立されていくことは望ましいことである。

そもそも、職業専門家による資格制度は、士業に携わる個人や団体のためにだけあるのではなく、国民や国家経済のためにあり、近年では国際化の流れも速く、グローバル化の中での存立、継続そして発展を視野に入れて論じていかなければならない。

現会長金子氏と坂田氏の熾烈な会長選挙

最近、役員選挙に関し様々な団体からの文書が送られてくるようになった。

一つは、商法問題を契機に結成された専税協議会（以下「専税」という）の機関紙「税界展望」（40年近い歴史のある任意団体の広報誌）である。もう一つは、専税からどうも分派として離脱した者が結成した「時代を拓く税理士の会（以下「拓く会」という）」の通信やパンフなどである。

我々はこれまで主義主張は一部異なるものの、専税が規制緩和をはじめとする時代の変革を考慮しつつも租税法律主義、納税義務の適正な実現等など税理士に課された崇高な使命や職責を担っていくべきであるとした政策集団として認識してきた。

しかし、確度ある情報によれば、専税は、ここ数年、波多野重雄氏（昭和49年改正の商法特例法時）をはじめ東京会顧問並びに金子秀夫現会長の時に役職に就いた幹部などが現会長を3期続投させるため、現在の専税執行部（荻野会長）支持者らと対立していたようである。

結局は、波多野・金子氏らのグループが、昨年夏、専税を離脱（専税は、金子氏が選挙協定を一方的に破棄したと報道）することとなった。現在の専税は、良識派が多いと言われる所以もここにある。

現在の役員選挙情勢は、専税では会長、副会長候補を公募し、組織的審査の結果、会長候補予定者として坂田純一現副会長（板橋支部・現日税連事務理事）、また、副会長候補予定者として徳重寛之東税政会長（麻布支部・元東京会副会長）、岩波壽日野支部長の二名を追加推薦した。

桜友会は、2月17日、同会常務理事会において、「会長選挙については、金子秀夫会長候補予定者をそれぞれ支援するグループが対立し、実質的自由投票を決定した。この決定は同会内において、金子・坂田両会長候補予定者をそれぞれ支援するグループが対立し、実質的一本化に至らなかったことが背景となっている。

選挙母体としての「拓く会」は、波多野氏を中心に歴代の東京会会長・副会長経験者を揃えた組織となっており、東京会の支部組織に影響力を及ぼすことを目的とした上意下達型の選挙活動を展開することが予想される。

副会長は定員5名のところ組織内候補予定者だけでも8名立候補となるが、他に予定者として元麻布支部長で現在も日税政で活躍し諸官庁・政治家に知己の多い金子圭賢現東税政副会長（麻布支部）が、麻布支部あげての応援（支部推薦）を受け中道無派閥候補として立候補を表明しており、坂田純一会長候補予定者と共闘することが判明している。

坂田・金子（圭賢）両氏の共闘は、選挙戦を左右する意味で重要な要素を持っているものと思われる。なぜならば、坂田会長候補予定者陣営は、本人を含め全員が政治連盟活動の中枢を担った人物が結集している。特に、金子（圭賢）氏が加わったことにより副会長候補予定者全員が、日税政の幹部として日税連とも太いパイプを持っている。制度的課題の解決には政治活動を抜きに実現することはできず、坂田陣営は強力な執行部の誕生を予感させるものとなっている。

このような動向を見ると、現段階における会長・副会長選の情勢は混沌としており、突出した候補予定者は見受けられない。

東京会改革のため投票行動を起そう

金子会長立候補予定者は、四年前の会長就任以来、参加型会務を標榜してきたが、始めに結論ありきのトップダウン会務方式に対する批判も多い。自身が「新しい事業を立ち上げてきた。」と言うごとく、国際都市税理士サミットを始め確かに幾つか新しい事業がこの4年間創生された。

しかし、そのことで税理士の社会的信頼性がどのように増し、制度の発展定着に寄与されたかは疑問視されている。激動の時代にあって最も大切なことは、執行部が将来を見据え、制度的発展にどのように取り組んできたかで評価を問うべきではなかろうか。

また、金子氏の支援組織「拓く会」のスローガンには「日税連の閉鎖的な体質を排除し、民主的な会務運営を実現します。」とあり、相変わらず日税連に対する東京会の伝統的敵視対応を煽っており、全国における不正常な東京会の今日の地位に対する打開策は見受けられない。

ところで、新人として、不退転の決意で出馬したとされる坂田会長立候補予定者は、「実践税理士法」の著者としても知られ東京会きっての理論派と賞されている人物である。一方、広告規制緩和問題では、日税連専務理事として、全国会員の要望実現に奮闘し、東京会より厳しい規制で決着させたことをみても、単なる理論家としての評価だけでなく、実務家として素質も十分兼ね備えているとみることができる。

公認会計士含め調和のとれた会務執行および税務当局との適切な協調関係を目指す

坂田氏は、推薦を組織決定している「税理士界を明るくする会」による選挙母体以外に、豊富な会務経験を通し知り得た公認会計士、次世代税理士、女性税理士、ＴＫＣ税理士、官界出身税理士のそれぞれ有志の応援団をはじめ各地域（支部・ブロック等）坂田後援会による坂田純一会長実現応援団連合（代表桑原　裕東京会相談役）」を既に立ち上げ、「変えよう！会員主役の東京会に」を合言葉にし、幅広い草の根運動を展開するという東京会では新しい形の選挙戦を準備しているとのことである。

他方、「拓く会」は、設立趣意書を読む限り、金子現会長の三選確保を主目的に組織されたようであり、活動歴もなくかつ政策らしいものは見受けられない。

同会は、副会長候補予定者としては鎌田俊夫現副会長（武蔵府中支部）、神津信一現常務理事（四谷支部）、増田恵一現豊島支部長を擁立していたが、本年一月に入り、突如、桜友会推薦の溝江弘志現副会長（神田支部）、奥住追加推薦した。

桜友会は、2月17日、同会常務理事会において、「会長選挙については、金子秀夫会長候補予定者を支持するものの、なお、各ブロック及び各支部の事情を考慮し、自主的判断に委ねる。」と実質的自由投票を決定した。この決定は同会内において、金子・坂田両会長候補予定者をそれぞれ支援するグループが対立し、実質的一本化に至らなかったことが背景となっている。

選挙母体としての「拓く会」は、波多野氏を中心に歴代の東京会会長・副会長経験者を揃えた組織となっており、東京会の支部組織に影響力を及ぼすことを目的とした上意下達型の選挙活動を展開することが予想される。

副会長は定員5名のところ組織内候補予定者だけでも8名立候補となるが、他に予定者として元麻布支部長で現在も日税政で活躍し諸官庁・政治家に知己の多い金子圭賢現東税政副会長（麻布支部）が、麻布支部あげての応援（支部推薦）を受け中道無派閥候補として立候補を表明しており、坂田純一会長候補予定者と共闘することが判明している。

坂田・金子（圭賢）両氏の共闘は、選挙戦を左右する意味で重要な要素を持っているものと思われる。なぜならば、坂田会長候補予定者陣営は、本人を含め全員が政治連盟活動の中枢を担った人物が結集している。特に、金子（圭賢）氏が加わったことにより副会長候補予定者全員が、日税政の幹部として日税連とも太いパイプを持っている。制度的課題の解決には政治活動を抜きに実現することはできず、坂田陣営は強力な執行部の誕生を予感させるものとなっている。

このような動向を見ると、現段階における会長・副会長選の情勢は混沌としており、突出した候補予定者は見受けられない。

社会的関係機関との協調を目指す（坂田氏）

我々にも、「東京会から日税連会長が輩出されるときは坂田氏」との期待と高い評判が聞こえてくる。

坂田候補は、「変えよう！全員主役の活力ある東京会に」をスローガンに掲げ、「申告納税制度の普及発展に貢献してきた公共的使命を有する税理士制度がさらに評価を得ていくように、そのためにも改革を実行し活力ある税理士会とすることはもとより、日税連で孤立してきた東京会が良識ある会員主役の組織となることを目指す。」とし、日税連における東京会の信頼回復と会務全般の改革を提唱している。

本年2月の川北先生の推薦文（別掲）にもあるように、これからの時代、会員の負託を受ける役員には、専門家集団としての税理士会の社会的存在意義を十分認識し、現会員の団結を基本として会務執行に当たらなければならない。

現時点で明らかになっている両会長候補予定者の政策、特に日税連に対する考え方の相違ほ顕著であり、第一税理士協議会は、どちらの候補予定者が東京会の正常化と改革を成し遂げるかを見極めることが肝要である。

投票日は、4月22日となっている。会計士会の郵便投票と異なり、税理士会の選挙は所属支部事務局に赴いて直接記名投票をしなければならない。

会員は、東京会の歴史を変えることになることが予想される今回の役員選挙の重要性を再確認し、全員が投票所に足を運ぶことを期待したい。なお、不在者投票（4月19日）は、東京会に置かれることとなっている。

是非共会員先生におかれましては、御投票に御参加下さることを切望いたします。

選挙スケジュール速報

- ●公示日　4月1日(金)
- ●不在者投票日　4月19日(火)　9:00～16:00　於:東京税理士会館
- ●投票日　4月22日(金)　9:00～16:00　於:各支部会館

（注）税理士会の選挙は、郵便ではなく、投票所に行き直接投票しなければなりません。その際、本人確認のため「税理士証票」が必要となります。選挙日程などの詳細は、4月上旬に選挙人あて東京税理士会から通知があります。

※「税理士証票」をお忘れなく！

東京税理士会所属の公認会計士の皆様へ

＜会長選候補者ご紹介＞

会長選候補者



坂田純一 氏

拝啓　向春の候、何かとご繁忙のことと拝察いたします。このたび畏友坂田純一（日税連専務理事）が、今春4月の東京税理士会会長選挙に立候補されることを決意されました。

坂田さんは、「実践税理士法」（中央経済社）などのすぐれた著者であり、税理士業務の真髄の何たるかを知り、租税法律主義の社会的意義について造詣が深く、かつ、わが国の税理士や公認会計士をめぐる国際環境についても大局的な見識をもっておられる方です。

公認会計士と税理士の歴史は、従来通知公認会計士制度、許可公認会計士制度問題等々、とかく職域上の利益の主張に根ざした不毛の摩擦のみが目立ってきましたが、坂田東京税理士会会長ひいては坂田日税連会長が実現すれば、長期的展望において一挙に建設的方向を辿ることが期待されます。

今まで全国最大の組織である東京税理士会会長が、日本税理士会会長職にほど遠かったことは皆様ご存じのとおりです。

その点でも日税連にとって大きな前進がみられそうです。坂田さんの東税会長立候補は公認会計士と税理士制度の両制度と両業界の前途のために天与のそして千載一遇のチャンスとみるべきです。

どうか東京税理士会会員の公認会計士諸先生の絶大な御協力を心からお願い申し上げます。

また、無派閥中道の精神で副会長に立候補を決意している開明家の金子圭賢さん（麻布支部）は、坂田さんと同一思考で税理士業界の将来を想っており、両君の協力協調関係を心強く思っております。

諸先生の益々のご健勝ご活躍を心よりお祈り申し上げ、以上お願い申し上げる次第でございます。

敬具

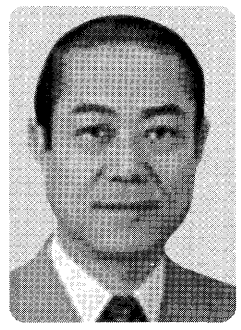
平成17年2月

（文責　川北　博）

坂田　純一 氏

昭和43年　中央大学商学部卒。
昭和46年　税理士試験合格・同47年税理士登録開業。
東京青年税理士連盟会長、東京税理士会常務理事（制度部長）・同法対策特別委員会副委員長、東京税理士政治連盟幹事長・副会長、日本税理士会連合会常務理事（国際委員会委員長）・理事（制度部副部長）・税理士法改正対策特別委員会委員、財団法人日本税務研究センター常務理事等を歴任。
　現在、日本税理士会連合会専務理事・東京税理士会副会長、日本税理士政治連盟・東京税理士政治連盟総務など。

会長選候補者



金子秀夫 氏

東京税理士会の金子秀夫現会長を推薦します。

金子秀夫現会長は、多くの方々のご推挙により、此度の会長選挙に立候補する決意をされております。私達両名は、公認会計士、税理士として日頃より金子会長の会務執行を身近に接しており、是非次期も金子現会長に会長として頑張って頂きたく、責任をもって皆様にご推薦申し上げます。

金子現会長は、会員数一万八千人の東京会を民主的に運営するため、「参加型会務」を提起され、セクトを排し多くの会員の声を会務に反映されてきました。また、大学院研修や税理士サミット、中小企業の活性化など、新規の事業を展開し、活力ある東京税理士会づくりに努めております。とくに、商法問題では、監査をめぐる従来の対立関係を排除して、税理士が出来る財務諸表の作成・関与業務を商事基本法に明記するよう関係方面に訴え、これが学者や会計士会にも認められ、会計参与制度へと発展したことは、皆様よくご存じのことと思います。

二十一世紀の税理士会は、広い視野に立ち大同団結して事に当たる信念を持ったリーダーが必要です。全国の税理士会員の中では東京会で強いリーダーシップを発揮した金子秀夫現会長へ寄せる期待も高まっております。

どうぞ皆様の意のあるところをお示し下さい。

金子秀夫会長続投のためご支援、ご協力をお願い申し上げます。

（文責　若林恒雄）
（文責　小林　進）

金子　秀夫 氏

昭和35年　早稲田大学卒業
昭和40年　第15回税理士試験合格
昭和41年　税理士登録・開業。
東京地方税理士会理事・同常務理事・制度部長、東京税理士会芝支部常任幹事・広報部長、東京税理士会常務理事・税務審議部長、日本税理士会連合会理事、東京税理士会理事・指導研修部長、「税務行政と適正手続」で日税研究賞奨励賞。
日本税理士会連合会常務理事・研修部長、東京税理士会副会長・日本税理士会連合会常務理事・研修部長等を歴任。
　現在　東京税理士会会長、日本税理士会連合会副会長

第一税理士協議会の目的と基本方針

【目的】

本会は、税理士の公共性に鑑み、税理士の道義を高揚し、税理士会の正常化を図り、租税制度及び税理士制度の発展並びに税務行政の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

【基本方針】

一、税理士会における指導的立場の確立
二、公認会計士たる税理士の全国的組織の確立
三、自由加入の一局複数会制度の実現
四、公認会計士の資格で税務業務が行えるための法改正運動の展開
五、商法・税理士法改正問題に関する意見公表及び対策

随時、入会を受付中!!

〈お願い〉
詳しいことは、左記までご連絡下さい。
電　話　〇三（五二二六）三三六四

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長故岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都千代田区九段南４－４－１
郵便番号 〒102-8264 公認会計士会館ビル
電話 03（5226）3364
発行人 兼山金刀圀（1部 100円）
編集人 松木正輝（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一～六頁…座談会
第一税協のなりたちと
将来の発展のために
六頁…第一税協の目的と基本方針

第一税理士協議会　座談会

第一税協のなりたちと将来の発展のために



特集

―いかに公認会計士制度・税理士制度のために役立つか―

組織に新しい二名の政策担当者を迎えて活性化を図る

松木　では早速、松木ですが、司会をやらせていただきます。まず、第一税協の会長挨拶からお願いします。

兼山　兼山でございます。実は、この座談会は久しぶりに政策団体としての第一税協ということを全面的に打ち出していただきたいと思っております。目玉は、第一税理士協議会は高年齢の会員が増えまして、なかなか会員の階層が実態を反映しないというようなこともございますので、この際、いちばんバリバリの小見山先生、柳澤先生を政策担当専務理事としてお迎えして活性化を図りたいということで、今回の座談会を行うことにいたしました。よろしくお願いいたします。

松木　それでは、小見山先生から、一応、自己紹介というか、抱負と言いますか。第一税協または先ほどお伺いした税理士会の支部、また東京税理士会、さらには公認会計士協会の役員としての今までの履歴がいろいろおありだと思いますので、それを踏まえながら一言挨拶を。

小見山　ありがとうございます。何か川北先生をさしおいて、申し訳ございません。ご指名ですのでお話しさせていただきます。私自身、公認会計士の資格を登録させていただいて、かれこれ三十年近くになります。父が税理士なものでございますから、その関係がありまして、最初から跡を継げというようなものでございました。簡単に申しますと、資格を取って最初の十年間は自分で監査法人ならびに海外の事務所に勤務させていただいて、好き勝手やらせていただいたということです。

それから、その次の十年間は税理士会に没頭しておりました。今ご紹介がございました東京税理士会麻布支部の中で部長をやらせていただいたり、東京税理士会のほうで国際部を立ち上げさせていただいたりしながら、税理士会の中で十年間やってまいりました。

それから、私が四十二、四十三歳の頃からですからちょうど十年前ですが、そのときから日本公認会計士協会にお世話になっているというか、そこで役員をさせていただいて今日に至っています。私自身はどちらかというと、税理士会のほうが先だったというのが、私の略歴の特徴でございます。

日本公認会計士協会（ＪＩＣＰＡ）の中では、私は過去に二期続けて六年も、これは異例だそうでございますが、会長からご指名を受けまして税務を担当させていただきました。したがいまして、今期で常務理事は三期目でございますが、常務理事の時代二期はすべて、私は税務のほうを担当しておりました。その中で、公認会計士の先生方が独立されて税務業務をおやりになっていらっしゃる方々をバックアップさせていただいてまいりました。また、私が担当している間に、まことに残念なことではございますが、許可公認会計士がなくなりました。

そのような経過を知っておりますので、私は政策的な面でも思い入れがございましたので、微力ながら第一税協の力になれたらと思っている次第でございます。

松木　それでは、別にこれにこだわる必要もございません。今までの第一税協の歴史というとおかしいのでしょうけれども、でき上がったときからの一応の現在までの経過について、川北先生のほうからお話し願いたいと思います。

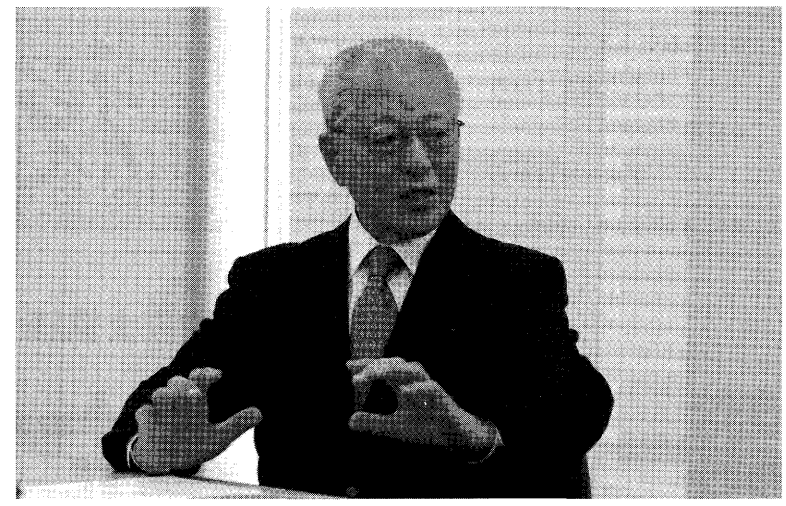
第一税協のなりたちと歴史そして税務業務を行っている会員のネットワーク化

川北　むかし私自身、公認会計士試験に合格はしたけれども、はじめは個人的な仕事としては税務しかなかったわけです。大森の税理士会に所属して調査研究部長をやったり、東京税理士会の広報委員をやったり、税理士会でいろいろ働いたという経験がありまして、今でも大森へ行くと古い人は懐かしがってくださる。そういう関係でした。

今の小見山さんのお話を聞いて嬉しかったのですが、私の場合は師匠の井上達雄先生（中大教授）の監査の補助者ではあるけれども、飯のタネというのは税務でした。税法も勉強しているうちに面白くなって、いつの間にか山梨学院大学の教授になるに及んで、租税法を担当し税法学会等にもお付き合いができました。

（出席者）

川北　博　氏
兼山金刀圀　氏
小見山　満　氏
柳澤義一　氏
【司会】
松木正輝　氏



川北博氏

昭和四十年を過ぎ商法改正が始まったところで、当時の安井企業財務課長から商法改正に専念してくれといわれ、四十四年から副会長として商法改正を担当しました。その前三十九年、四十年に週刊新潮事件があり、当時の協会と大蔵省との間に摩擦があって、政治連盟が全部やめさせられていました。

そこで、もう一度政治連盟が復活するために当時の大蔵省と話をして、何とか政治連盟は復活したのですが、公認会計士協会の政治的な活動などが、要するにばらばらでした。政治連盟は復活したけれども人が集まらないという状況のところで、松木さんたちにお願いをしまして、第一税協をつくって、とにかく足がかりをつくりました。それと一緒に、清風会という若い公認会計士たちの集まりも作りました。

さらに、もう一つ通知公認会計士会という組織もつくり上げて、この三つが協会を陰で支える、そういう役割を果たしていただこうということを考えたわけです。その中でも、当時の松木さんや、兼山さんが非常に熱心にやってくださって、いろいろな役割を果たして下さいました。

四十九年商法改正は約七年間かかっていますが、以上がその間における第一税協誕生のいきさつです。その後、通知公認会計士制度がなくなりましたが、第一税協はなお健在で、将来に向かってもいろいろ意味のある存在になっていくのではないかと思っております。

兼山　これに関連して続きは松木先生が。当事者ですから、松木先生からご発言を。

松木　いま川北先生からお話があったのですが、若干補足させていただきますと、いま考えてみると、最初の監査のための商法改正に関連して、川北先生のほうから政治連盟を復活させるということについて、当時の大蔵省からの助言もあり、協会より第一税協もつくったらという話がありました。

政治連盟も先ほど川北先生からのお話のように、大蔵省と対立する時期があって、一応しばらく休止する。亡くなった松田先生はじっと政連を持っていたというために、最初の商法改正を通じて問題が始まったと理解をしているわけです。その当時、いろいろな方の努力というか、もちろん川北先生をはじめ、あったわけなのですが、そういう中で第一税協は始まった。

これは今になってみると、たぶん会員の側から見ますと、かなりの人数の会員が増えてきたためもありますし、第一税協の活動そのものにも若干、会員に受け入れられるようなやり方が少し乏しくなってきた面もありまして、現在では少し落ち着いたのではないかと思います。

ただし、問題は、川北先生がおっしゃっていましたけれども、この第一税協は将来にわたって何らかのかたちで引き継いで、将来皆さんの要望を、政治連盟と一緒になって活動をする時期がいつかは来る。そういう意味では、先ほどの小見山先生のお話や、あとで遅れて来られる柳澤先生辺りが中心になって引き継いでいただければ非常にありがたいのではないかということを非常に感じているわけです。

あとは、追々あればお話をしたいと思いますが。兼山先生どうですか。

兼山　同じことになるから省略しますが、やはり歴史ですから、いちばん初めは通知公認会計士制度の廃止。それで当分の間、制度を続けるという付則があったのです。当分の間というのは当分なので、長くても構わないのですが、それはある情勢の変化によって許可公認会計士になった。許可という言葉は非常に私は嫌いなのですが、制度上しようがない。それで、許可公認会計士も廃止になってしまった。そういう意味で、税務業務を行う者は必ず税理士会に入らなければいけないということになった。

そういう事態が起きてから三年目ぐらいたっているわけです。その中において、一つは我々のそういう歴史の中での展開の中で、アフターケアというか、それをこの次に正しい姿で伝えなければいけない。税務業務のあり方というのは、別に公認会計士を持ち出すわけではないのだけれども、公認会計士としては監査、会計、税務という大きな柱というものについて、税務がどのような位置づけになるのかという点については、どこの会に入ろうが入るまいが、先ほど小見山先生がおっしゃったように、税務業務に対する思い入れというものは、大切に大事にしなければならない。

その辺りの今後の展開を、ぜひ政策を含めて大きな視野で、できれば将来的に税務をやっている公認会計士、あるいは税理士会に入っている公認会計士が、安心して税理士会の中に存在し、しかもきちんとした立場を維持できるという位置づけがないといけない。そういうことで、柳澤さん、小見山さん、両氏を専務理事に迎えて、どんどん思う存分やっていただきたいという気持ちです。

小見山　第一税協をつくられた経緯を今私は初めて聞いたのですが、いろいろな政治的な組織の問題があったようですね。第一税協のようなものをつくらないというような話し合いがあったのですか。

松木　もちろん、皆さんもそういう気持ちがあったわけですが、実は先ほどお話があったと思いますが、税理士会が商法監査を導入することについて反対が非常に強かったのです。その中で、例えば、昔、特例試験の前に、公認会計士の特別試験などもありました。だから、そこで税理士会としては、もちろんそうだったかどうかは別として、もう一回試験を受けて公認会計士に何らかのかたちでなりたいというつもりは非常に強かったのですね。

それで、同時にそれを利用したかどうかは別として、商法の会計監査人監査に対する反対運動が全体に非常に広がってきたのです。それで、ご承知だと思いますが、青年税理士連盟など、いろいろなそういう組織がっちり出来上がって、攻撃態勢も非常に強くなってきたのです。だから、それに対する対抗としては、もちろん内部的にもそうしたいという気持ちはあったのですが、役所の側からも、例えば通知公認会計士、今の第一税協、それから政治連盟。いくつもの問題についてのおそらく話し合いの中で、そういうものを活動させたほうがいいと。

とにかく、税理士業務については、我々としてはもちろんやりながらやってきたのですが、税理士業務そのものをやりながら、そういう問題をするのには税理士会の内部からやはりこういう意見もありますよということを政治家に対しても、経済界・関係筋に対しても働きかけをするという一つの非常に大きな役割があったと思われます。

小見山　その点はとても大切で、我々、若者はそういうことを知りませんでした。例えば第一税協は昔の先輩たちがおつくりになっただけなのだということしか知らずに我々は引き継いでいます。そして、次の代へ引き継いでいくわけです。でも、いちばん最初の取っかかりのところというのは、とても私は大切だと思いますね。どういう理由の中でこういうものが生まれてきて、皆さんがどういう苦労をされたかということは、多少なりとも知っておくべきです。そういう中で、我々がそういう意思を引き継いでいって、やはり公認会計士というのは税務をやって当たり前なのだというところを強く言っていきたいのです。

私自身は大学でも、大学院でも税務のことを教えています。そのときに生徒に次のように言っています。公平性というものを非常に重んじる税においては、会計というものを尺度として選んだわけです。これはとても大切な点で、会計の範疇の中に税務があるというのは、そういういうところから言われているのだということをいちばん最初の授業で話すのです。

そこで、日本以外の多くの国では税は会計の中にあるということが当たり前になっていますから、公認会計士が税務ができるというのは、当然のことなわけです。その中で、今のお話のように我々第一税協が一つの母体となってあるべきであり、あくまでも公認会計士で税理士である者の母体である第一税協から税理士の側に話していくという意味では非常に大事なことです。

川北　非常に大事なところだと思います。過去の経過を述べましょう。昭和三十九年から四十年ごろにかけて全日本計理士会（全日計）と、社団法人日本公認会計士協会の壮烈な政治抗争がありました。全日計にはたくさんお金が残っていました。昭和三十年から三十一年に特別試験は終わっているのですが、残った二千何百人の計理士が、もう一回試験を受けて公認会計士になりたいということで、強烈な政治活動があったのです。

社団法人は当時、高木中央経済社社長が協会の副会長・東京会長であり、かつ政治連盟の会長でもあったのですが、その辺りの経過はさておいて、結論だけ言いますと、物の見事に負けたのです。弱り目に祟り目というか、公認会計士業界に三十九年から四十年にかけて大変な粉飾事件等の重点審査がありました。わずか二〇〇〇社あまりの本当に協会の一部のエリートのための証券取引法監査が大きな試練に直面しました。そういう経過を経て、四十一年から四十二年にかけて法制審議会商法部会がスタートし、東京大学の鈴木竹雄先生がその会長でした。

当時、安井誠さんという、飯塚事件の矢面に立った方が企業財務課長でした。当時は事件のことは私は知りませんでした。私が教えていた山梨学院大学に、ハーバードから帰ってきたばかりの安井さんが講演に来られたので面識がありました。当時四十三年ごろ、大学は安保騒動など、学園紛争でガタガタでした。

大学に絶望感があるところにもってきて、安井さんが日本のためにやってくれと言うものですから、四十三年に大学などの教職を全部辞めて協会の役員になり商法改正に専念しました。税務の仕事は生活のため残し、監査の仕事も少し続けました。

租税債務の内容もわからない証券取引法監査は常識で考えてもナンセンスなのですが、当時の監査をやっている公認会計士たちはそのような感覚がない。監査業務中心のエリートたちは税務を一つ次元の下に考えていました。これは非常におかしいという私の抵抗感覚がありました。四十三年に外国に行って、英米法系の国では租税法律主義が徹底していて、要するに税理士制度的なものがない。ドイツの制度を見ても、日本ほどの徹底した税理士制度ではなく、そして政治的なものでもない。税理士制度は全く日本独自のものとして育ち、そして力を蓄えてきました。

昭和四十二、四十三年頃になると、今度は税政連が公認会計士協会を標的にして、商法改正反対運動を強力に展開しました。しかし公認会計士協会には政治連盟もない。それで、安井さんの後任の松本健幹課長等に話をしまして、ＣＰＡ政連を復活させました。それが昭和四十四年頃でしょうか。

次に税理士会の中に公認会計士の集まりがないのはおかしいということで第一税協ができました。しかし政治的に公認会計士協会は負け慣れしていて会員は政治活動に、あまり皆熱心ではなかった。

通知公認会計士会も組織されたのですが、どうも一つ皆のノリが悪いというのが当時の状況でした。国際的にも堂々と交流し、主張できる公認会計士協会に何とかならないかといつもあせっていました。

小見山　そうですよ。やはりそれが我々は原点だと思っていますからね。政治的なためだけではないのですけれどもね。いわゆる情報交換など、そういうものもありますし。それから我々は二つのところ、公認会計士協会、それから、東京の税理士会にいわゆる会費を払っているわけです。にもかかわらず、どうも我々は異端児

のように扱われている。どうしてほかの人たちと同じようなかたちで見ていただけないのかということがありますよね。

そうなってくると、我々としてもどのようなかたちで、これから税理士会の中でやっていけばいいのか。私は、税理士会の中で公認会計士がどんどん活躍していけばいいと思うのです。だから、私は税理士の先生に言うのです。あなたがたは本当に有難い会だと。なぜかと言ったら、税理士の試験を受かって来た人もいれば、ＯＢの人もいれば、公認会計士の資格を持っている人もいれば、弁護士の資格を持っている人もいます。このような豊かな経験を持っている人がたくさんいるのだから、それをもっと納税者に力強くいろいろ訴えていく、そういう組織なのではないのか。それをまず受け入れるところから本当はスタートすべきなのではないのですか、というお話をするのです。

税務というのは日本ぐらいが無償独占になっているのかもしれませんが、もっともっと広く行われるべきではないでしょうか。正直なところ、罪がアメリカに比べたら軽いかもしれないので、国税のほうがそれを盛り込もうとしているのかもしれません。

時代がだんだん変わってくると思いますね。まず、第一税協というものがどうしてあったのかという歴史から我々は知っておくことがとても大切だということで、少しお話を聞かせていただきました。

川北　最初からの私の持論なのですが、監査は誰のためにあるか、公認会計士のためにあるか、そうではない、経済社会のためにある。一時、そのような非常にプリミティブな議論が行われた。しかし、税法についても、税制は、誰のためにあるかと言うと、国民のためにある、日本のためにある。税理士のための税制ではないのです。税理士はいったい何のためにあるか。税制に貢献するためにあるのです。

今おっしゃったように、狭い職域から考えないで、公認会計士が大きい目でリードしていかなければいけない。税理士の中には非常に狭い人も見えますが、中には大変な人材もいらっしゃる。もっとおおらかな議論があってしかるべきではないか。税理士のための税制ではおかしい。職域の利益のために税理士が公認会計士と争うなど次元の低い考え方はやめようではないかというところから、我々の当時の運動はスタートしました。しかし、それはきれいごとであって、実は、表向き戦おうにも政治連盟の金庫にお金がぜんぜんなかったというのが本音だろうという人もいますが（笑）。

小見山　すみませんでした。話が逸れまして。

川北　いやいや、非常に大事なところです。ありがたいですよ。

松木　非常に重要です。

それで、今の続きを少し飛ばすようになるかもしれませんが、一局複数会の問題について、兼山さんから。



兼　山　金刀圀 氏

一局複数会制の必要性について

兼山　その前に当時の公認会計士協会の会長をされた宮坂先生、また当時政連の局長であられた岩崎先生方の御努力が、商法特例法を成立させ、その活動力は高く評価されてよいと思います。

また通知公認会計士制度が廃止された時の公認会計士協会の会長の尾沢先生は御心労のあまり入院されたことも思い出されます。

一局複数会制は簡潔明瞭に言えば、単位税理士会の適正規模は、会員のための団体としては、三〇〇〇人ぐらいがちょうどいいところだよと。だから、三〇〇〇人以上になったら、別の会をつくってやったらどうかと。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会とあります。あれは、やはりそういう必要があって分かれたわけで、そういう思想もあったのですが、最終的にここにおられる先生方、お世話戴いた弁護士の植松先生、それから亡くなった岩崎先生などを含めて、国会・国税庁などにお願いしたときには、同志を集めて三〇〇〇人以上になったら一局複数会制で結構ですよということでお願いしたのですが、当局がやはり一つの行政区画の中については一つの税務署という考え方が強いものですから、どうしても地域割りを当局は要望したわけです。

地域割りが入ってしまったものですから、三〇〇〇人を超えた場合には、その地域について複数会制にしていいということでした。この一局複数会制を利用されたのは千葉税理士会なのです。千葉税理士会がそれで分離した。私はあまりその辺りの経緯はよく知りませんが、二年ぐらいかかって千葉税理士会が独立されたと、そのように聞いています。

そういうことで、同一地域内で、自由な立場で同志を集めた税理士会ができるかと言うと、現在の税理士法ではできない。だけれども、規制緩和も進んでいるのだから、ぜひこの問題も引き継いで、将来に向かって話を全体としては持っていっていただきたい。こういう気持ちがあるわけですね。

東海、近畿税理士会は郵送投票で選挙をやっている

小見山　これは税理士会の問題なのでこれは第一税協の問題ではないかもしれませんが、こと選挙に関しましては税理士会の若手のほうからも大変な不満がいま出ております。唯一東京税理士会だけが選挙に際して本人が投票箱に入れなければいけないようです。それ以外のところは全部郵送という手段を利用しているということなのです。つまり、忙しい若手のバリバリやっている税理士たちの意思が反映されないということがございます。不在者投票のために、ある一定の期間だけほかのところで投票受付をしていますが、それも自分が行かなくければいけないというようなことがあります。やはり食べていかなくていけないということで、今の若手の税理士の先生は大変忙しいのです。

そのために、自分の意思を尊重していただける方たちにどんどん投票したいのですが投票に行けないということがあります。時間のある大きな事務所の先生方たちは、余裕を持って行かれたりすることはあるのでしょうけれども、全体として投票に行けないことが多くなりだんだん政治に無関心になってきていることも確かです。ですから、そういう意味で東京税理士会の選挙のやり方をここで論ずるべきではないかもしれませんが、多くの方たちがそういう選挙の仕方自体に疑問を持っていらっしゃることを私はよくお伺いします。

兼山　それともう一つ、東京税理士会の不在者投票が１日しかないのです。少なくともね。国民の選挙でも１日というのは聞いたことはないので、やはりその辺りは。平日で、しかも時間が９時から４時までだということであったら、とてもではないけれども働いている人は行けませんよね、不在者投票には。それから、急に用事があった方だって行けません。行こうと思っても、その日がだめだったら変わるべき日がないのだから。だから、そういう点は、やはり反映したほうがいいですね。

小見山　そうです。私は、第一税協の会員が多くなってくれば、一つの連合団体になっていくと思います。ですから、一局複数会制がすぐには実現できなくても、それが一つの目標としていくにあたって、まずは第一税協の皆さんの意見が反映される会長が税理士会の東京会でこれから出てくる。それから、東京会の意見が日税連のほうへ行くというような、そういうことはやはりあると思います。

まだ、確かな数字は出ておりませんが、全国でも六〇〇〇人、七〇〇〇人の公認会計士の方たちが税務に携わっているわけです。そして、今税理士登録しているはずですから、それは一つの意見として取り入れられるべき時代にだんだんなってきているのではないかと思います。

川北　それに、とくに監査法人系の税理士法人の税理士たちは、まったく政治的に無関心。選挙にも参加してもいない。そういうことも今後大きな問題になろうと思います。

もう一つ私はいまのお話を承っていて感じるのは、今の千葉の問題などはやはり地域性があるのですね。ところが、地域性を大事にしないと現在の税務行政はやりにくい。そこへもってきて、職域的に重層的な公認会計士のためのこういう税理士会を別に作っていくということは、税務行政の能率から言うと、国税当局はあまり賛成しないのではないか。その辺りを前提にして考えなければならないのではないでしょうか。

だからということで、放っておいていいかと言うと、そうではない。それには、今のような問題を含めて、まず公認会計士である税理士が、小見山さんのような、あるいは現在の東京税理士会の副会長のような人たちが、いろいろな意味で参加していくということが大切です。それからもう一つ、そういう人たちのリーダーシップを大切にしながら、公認会計士と税理士のお互いのコミュニケーションを深めることが大切です。

現性の高いものに持っていかないと、どうもいけないのではないかという点は強く感じています。一局複数会制の説明になったかどうかわからないけれども、松木先生、補足してください。

松木　今はどうかわからないのですが、一局複数会というのは、先ほどお話のあった中で、千葉県、神奈川県、三多摩などが東京税理士会と、東京地方税理士会とに分かれていたわけです。今でもそうではないかと思います。

言ってみると、それは歴史的な問題があってそのようになったわけです。公認会計士としては、できれば最終目標は弁護士のように公認会計士の資格で税務をやるのが一つの最終目標で、そこに一つの段階として複数会があればよいのではないかと。

だからそういう意味では、一局複数会問題というのはいろいろな意味での問題を含んでいる。やれる可能性はないとは言い切れない感じもあったのですが、その旗だけは降ろさずに現状になっているわけです。だからそういう意味での問題なのです。

私は現在、日本橋の税理士会の支部にできるだけ出るようにしているのですが、公認会計士の出席がとても少ないのです。

先ず税理士との語らいの場所を持つ、そしてこの第一税協のようないい場所にも参加してもらう、そうして公認会計士と税理士の垣根を越えないと、問題は前へ進まないのではないかという気がしております。

松木　ありがとうございました。公認会計士、税理士の人も、先ほどのお話の選挙問題について、特に監査法人にいるような方たちは、選挙で、なかなか現場に行って投票するというのがたぶんできていないのですね。だから、僕なんかもいつもよく聞く話なのですが、選挙のあれでは第一税協そのものは非常にある意味では圧力団体になれそうな感じがあるのですよね。ところが、意外と中を割ってみると、大して行かない。だから、そういう一つの解決策としても、今おっしゃった、投票を本人が行ってやらなくて公認会計士と同じように郵送していただく。これはずいぶん違ってくると思いますね。

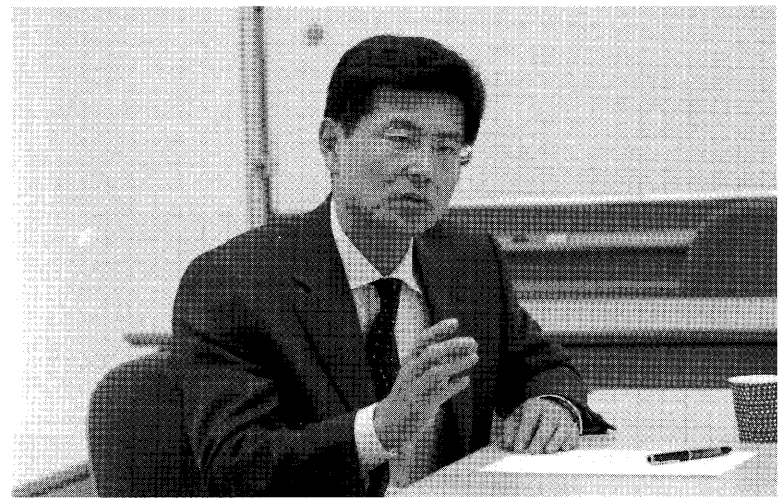
川北　地方会はそうですか。

小見山　税理士会の東海会、近畿会でも選挙投票を郵送でやっています。この点はびっくりしましたね。

川北　東京だけなの？

小見山　地方の方達は、東京会はまだ投票しに行っているのかと、こう言ってましたからね。

川北　それから改めなければ。



小見山　満氏

兼山　今は申告書も郵送のほうが、ある意味では好まれる時代になってきましたから。しょっちゅう来ていただいていたら、向こうだって処理能力がありますからね。だから、郵便投票はいちばんいいのです。

小見山　そのうちに電子投票になってきますから。

兼山　そうですね。

小見山　そういうことがあるということで、私は少しびっくりしましたね。

松木　それはいいことだと思いますよ。

柳澤　すみません、どうも、遅くなりました。

小見山　今ちょうど、いわゆる一局複数会がいいのではないかと。ただし、川北先生は、現実論として行政官の中ではどうしてもそちらは管理、監督ができないから、その辺りも踏まえた上で議論していかなければいけないというお話をいま承ったところなのです。

柳澤　もちろん今の制度の中では非常にハードルは高いと思いますし、いろいろ考えなければならないことがたくさんあると思います。ただし、一つのあるべき姿としての方向感として、別に日税連の枠から外れるわけではない。税理士として当然果たすべき職責はきちっと制度のために果たしていくわけで、当然ほかの税理士会と共に共存共栄していくのだと。別に公認会計士が税理士会に反発しようとするわけではなく、日本の税理士制度のために尽くしていくことは当然なのだけれども、その中に東京の弁護士会のようなたちの複数会制をすることによって、会員にとってよりサービスの高い会務運営というものが一局複数会制によってできるのではないか。そのような流れですよね。

公認会計士が個人でする監査と税理士業務の関係

松木　さらに進めていただきたいのは、個人の業務をめぐる問題。それからまた同時に、急激に変化する監査の状況。特に個人会員について、一般監査についてはほとんど監査法人形式的に五年とか七年とかという問題が付いて回っています。そういう問題もありますし、同時に税務のそういう問題が監査との関連において制限を受けているという問題もあります。

ただし、逆に言いますと、税理士業務をやっていることによって、かなり独立性を持てるということは我々の経験ではあったと思うのです。ところが、むしろそういうことはあまり問題にはされていないようですが、こういう問題についてご意見があればいしたいと思います。

小見山　実際に私がもし間違っていたらご指摘いただきたいのですが、思っておりますのは、公認会計士というのは幅広いいろいろな知識を持っていなくてはいけないのです。その中に税務が入っているわけです。

今の公認会計士の先生方、若手の方たちは、名刺交換すると税理士とどこにも書いていないですよ（笑）。自分で独立しても、公認会計士で食べている人も中にはかなりいらっしゃる。そうかといって、税務の知識がないのかというと、税務の知識はあるのです。なぜ税理士の登録しないのかというと、税理士の登録しないのかというと、会費が高いとか、拘束されるという話も中にはあります。

柳澤　公認会計士協会の上にさらに税理士会の会費となると、なにか二重に会費を払うような感じですかね。

小見山　実際、そのような若手の先生たちが多いのです。もちろん申告業務はやっていますし、税理士法に抵触するようなことはやっておりません。まったくやっていませんが、そういう方がいらっしゃるということです。そういう税理士登録しなくてはいけないという一つの事実が、彼らがやりたくてもできない業務の一つのハードルになっているという言い方はおかしいのかもしれませんが、そうなってしまってしまっている現実はあるかもしれません。ただし、少なくとも若手の方と名刺交換して、税理士の名称が書かれていない先生はかなりいらっしゃいます。

柳澤　いま小見山さんがおっしゃったように、税理士登録をしない、要するに会費がばかばかしいというのは、確かに偽らざる傾向ではありますね。だから、税理士業務に入っていくことを特に考えない若手が多くなったことも事実ですよね。それが本当にいいのかどうかという問題もあると思いますね。

松木　その場合はどうなのでしょうか。将来にわたって税務はやらないと思っているのか。その辺りのところはどうでしょうかね。

柳澤　たぶん食べていけるのだと思います。それで、将来的何かのときに、税理士業務に引っかかるようなことをやるのだったら、そのとき登録すればいいやというぐらいの気持ちかもしれないですね。

小見山　必ずしも監査法人を出た者が全員、税理士会が非常に恐れ登録するわけではないのです。税理士になってしまうのではないかということは考えられないことであり、監査法人退社イコール税理士開業と百パーセントは言い切れないです。それは税理士会の人たちにもお話をよくしております。

川北　税理士と関係なく、今の日本の公認会計士自体の問題で一番大きい問題。これは日本だけではなく世界の問題でもあるのですが、大小二極分化だと思います。現在、大監査法人は五千人規模です。そういう二極分化が起こっている。監査法人ではパートナーが六十五歳になって定年になる。定年になったときにどうするのか、税理士をやろうにも、またそういう勉強をいまさらやりたくない人が大部分です。

そこで税理士会の人たちに言っているのです。公認会計士試験を難しくして税理士試験の税法を入れるとすると年を取っても税理士を登録する人が多くなって、税理士の中の過当競争を誘発するだろう。だから、そういうことを長期的戦略で、税理士会の今の人たちが公認会計士試験の中に税法科目を税理士試験並みに全部入れろとなると強力な競争相手を将来たくさんつくるということになるのですが、いいですかと言っています。

半分冗談だけれども、半分本音です。しかし、いま監査法人を六十五歳で辞める中の大多数は、もうサラリーマンですっかり疲れたから今から楽をしようという人が圧倒的に多い。ですから、これは、いいことなのか、悪いことなのか。私は八十二になってもまだ働いているから（笑）、私はあまり判断できる立場にないのですが、実情はそうですよね。

松木　ただし、率直に言って、企業がいちばん求めるものは、やはり税務ではないかと思います。残るところはもう税務しかないのではないかなという感じはありますね。

個人の存立を少しおかしくするような状況というのは考えていただかないといけない。たぶん誰だって、また個人としてやることはありうるわけですよね。だから、そこのところをはっきり分けろとは言いませんが、ある程度人がやっているものは尊重していこうという姿勢は、大事なのではないかという感じを持っているわけです。

兼山　少し論点が外れるかもしれないのですが、義務教育というのは実務補習ですよね。三次試験までは義務教育。義務教育で立派に成人された人を、少し極端にいえばある程度、大監査法人なり、監査法人が、そこで就職の場を与えて、トレーニングして社会に役立てる。そうすると、定年になったらその後はどうするのかといったら、もうそれでおしまい。

そういうことになると、義務教育は協会を、いちばんいいところはどんどん使いなさい、と。最後に定年になった後は協会がどうやって面倒をみるのか、という話になると、今の区役所のようになってしまうのです、はっきり言うと（笑）。言葉は悪いですが。僕は経験があるから言うわけではないけれどもね。区役所のようになってしまって、それでいいものかどうかという問題は相当ありますね。

もう一つ、では、社会に出てからどうやって使うのかといったときに、社会的ニーズと合うかといったら。私はこの間京都で、私大連盟の監事研修会に三日行ってきたのですが、そのときに、ある程度の規模の大学の人で同じようなグループの人が九つぐらいありまして、その中でも公認会計士をよく知っている人が、「学校法人監査には公認会計士の人は来ないのですね。会計士補さんばかり来るのですね」と。それでいいのですか、ということは言わないけれども、言外には、公認会計士の、やはり責任者の人は多少顔を見せてほしいという気持ちで、こちらに訴えましたけれどもね。

「いや、そんなことはありません。個人の人にやらせればいくらでも来ますよ」と言ったのですが、その辺りの使い方が、使い分けろとは言わないけれども、学校法人まで大監査法人がやっていいのかということになる。これは例えが悪いのですが、逆に言うと、証取監査は厳しい。特に今は何かというと、要するに会計は評価の問題だから、評価の問題を間違えたら大変なことになるから非常に厳しい。そうすると、厳しさの中で証取はやるものですから、学校法人の監査に行くと少しホッとするというか、言葉は悪いのですが、その次の話だから。そうすると、会計士補にやらせて状況を見るのかなという感じもある。

そのような場合で、ところを之せしめることがある程度あるのではないか。個人の優秀な人は十分に成人して三次試験の義務教育を終わったあと、個人でやる人もいますから。あるいは監査法人と提携してやる人がいますが、そういう人の使い方がね、何でもかんでも組織の中に背負い込んでしまうと、その組織の中でやはり大きな問題点を抱えないかなという点が非常に危惧されますね。

それと、ある医者に、先生、どうですかと聞いたら、有名なプロフェッサーですが、「私は辞めても、自分の世話した患者さん、あるいは自分に関心ある患者さんは週に一回か、二回は午後でも診たいです。それがやはり医者の使命です」とおっしゃったけれども、その辺りのことをちらっと感じますね。公認会計士は引退してしまっていいのかという話です。

川北　私も、監査法人を辞めて今からゴルフだけや

るのだというような人（笑）については、僕はいったい公認会計士というのは何なのかと思ってしまう。しかし、海外では多いですね。

柳澤　余談ですが、だいぶ前に私がハワイでゴルフをしたときにワイアライカントリーで、メンバーが一緒でないとできないものですから、たまたま知らないメンバーさんに入ってもらったのです。アメリカ人でたまたま公認会計士だったのですが、名刺の肩書きがRetired CPAとなっていて、「何やっているんですか」と聞いたら、「いま僕は、○○社の理事をやっているんだよ」って、それは世界的な一流企業でしたが、ともかく公認会計士を引退後もちゃんと肩書きにそれを書いているところに驚きました。日本で言うなら「名誉公認会計士」ですかね。だから、文化が少しそういう感じになってきていることもありますよね。

川北　だんだんそうなのかもしれないですね。ですから、いい、悪いの話ではなくてね。

柳澤　この税務問題に関しては、公認会計士法の改正のときに取り上げるべきではないかということは。我々よりも、いま大法人にお勤めになっている方々は将来税理士になれるかなれないかの問題にも関わるわけだから、むしろ大法人にお勤めの方々の問題として、公認会計士法改正のときに議論すべきではないですかと言っても、ほとんど反応しないのです（笑）。

川北　反応しない？

柳澤　反応しない。「いいんじゃないの別に、それは議論しなくても」と言うのです。だから、いま現に税理士をやっている我々は構わないけれども、むしろ皆さんのほうの問題ではないかと言ってもあまりピンと来ないですね。

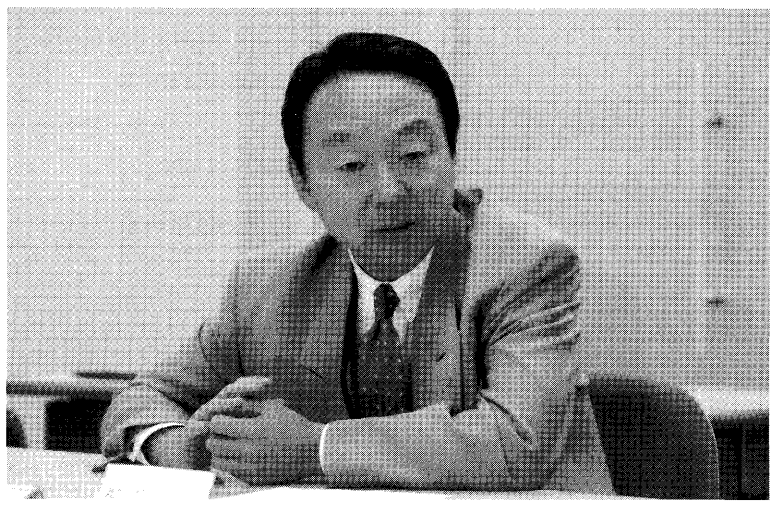
川北　ピンと来ていないよね。生き残って監査法人のリーダーになった人たちは特にピンと来ないかも知れない。

柳澤　そうなのです。だから何もその問題を公認会計士法のときに持ち出すことないという反応をされると、まあ、では、いいかなという話になるのですね（笑）。

小見山　ほかの問題だから触れるなというようなね。

柳澤　そうそう。

兼山　だから先ほどから出ているように、大きな問題としてとらえるか、ある一定の局面でとらえるかという問題は大きな政策テーマですよ。だから、今回の座談会の意味はそこにあると思うのです。



柳澤義一氏

協会執行部の中小事務所への重点施策

小見山　一つだけ、協会の執行部を保護するわけではないのですが、いま柳澤先生が担当していただいているところは、中小事務所等施策調査会です。私のときに始まったのですが、彼が全面的に今やりだして、いわゆる公認会計士の中小事務所のことを中心にすべてやっているわけです。ですから、監査もあれば、会計もあれば、コンサルティングもあれば、税務の問題も、全部彼のところで本来やってくださっているのです。そのぐらい協会も、執行部として中小の事務所、四大監査法人以外も、やはり重点的にやっていくべきだというところに実は来ております。

それと同時に、増田現会長は、個人の方たち、税務をやっている、いわゆる第一税協に入られるような資格のある人たちについても、より一層情報を公開したり、いろいろしていくべきだということを言っておられるのです。やはり監査法人にいる者だけが会員ではなくて、個人で税務をやっている者も大切なのだと。ですから、まずそこのリストを作れというようなことを事務局に言っているぐらいなのです。事務局としてもどうやってリストを作ったらいいのかということを、私や柳澤さんに問いかけております。ですから、それについてもいろいろな案が今あります。

いろいろなかたちの仕事をされている方たちが一つになって協会を盛り立てていただきたいということです。執行部は今年の7月に船出しましたから、その辺りの弁護をするというか、ご説明でございます。

柳澤　小見山さんがおっしゃった通りで、元会長の川北先生を前に協会の執行部に関する話すのはたいへん恐縮なのですが、今の協会の予算の使われ方というのは個人、中小に多くが使われています。ＣＰＥにしても大法人は自前の予算ですべて大法人の中でＣＰＥの研修がありますから、いま協会で使っているＣＰＥと、来るといっぱいになってしまうから（笑）。だから、中小、個人のために使っている。

それからいろいろな委員会報告でも、いま主任研究員とか、有給の方をたくさん入れています。それも、ほとんど中小のためにだけに使っているようなものです。むしろ大法人は来ないでくれと、来るといっぱいになってしまうから（笑）。だから、予算というのはほとんど個人、中小のためだけに使っているのです。

だから、監査以外の税務も全部加えたところで自分の総収入というものを見たかたちにして、分母を多くする方向に持っていかないと、とてもそれはクリアできないだろう。なぜならば、中小の事務所では、当然、税務業務というものも事務所のひとつ総収入の大きな柱となっていますから。

松木先生がおっしゃったように、税務できちっと食べられているから、監査のほうでそのような独立性が侵害されることはないというのは、いままさに言い出していいのではないかということもありますよね。

川北　それと、税理士法人業務と監査業務やその他の公認会計士業務との両立がなかなかしにくいということも関係するのです。ですから、全体のローテーション問題も含めて、今のような問題を皆で考えていかないといけないのかもしれませんね。

柳澤　特に金融庁の公認会計士・監査審査会のメンバーの思想が比較的監査専業論なのです。監査専業思想でして、中小事務所に来ると、うちも言われましたが、税務なんてやっているから監査が手を抜くのだという言い方をするわけです。

松木　それはおかしいな（笑）。

川北　いやあ、ありうる議論だな。

柳澤　税務なんかやっているからという見方なのです、彼らは。それは、そういうことも含めて、監査の独立性のためにも税務によって財務基盤をきちんと持つということで、もう一回、理論構築していかないといけない。

兼山　逆だよね。

柳澤　逆だと思います。

川北　切実だな。

松木　それは僕なんかの場合も経験上、税務をやっていたから、あのときに断ることができたなということは何度かありました。

柳澤　そうですよね。

川北　それはあるね。

松木　だから、そういう意味では税務というのは意外と大事なものだなと、今になってみると思う。

柳澤　独立性という面からも税務は今後大事になると思います。

松木　そうですよ。だから、もっと金融庁の考えを変えていただくように、皆さんでぜひ話してほしいですね。

柳澤　特に金融庁の中には大変高い見識をもたれている方もいて、中小事務所は大監査法人とは別にいろいろな方面に個性を持って、いわゆるブティック型の事務所を目指すべきでは、と大変うれしい発言をしてくれる方もおられます。ところがどうも公認会計士・監査審査会の一部の方だとは思いますが、どうも発想というのが監査専業思想で、公認会計士は監査だけしていればいい、しかも大も中小も判で押したような同じことをやれという発想ですから、よけいに困ってしまうのですが。

松木　それはいい話を聞いた。だから税務ができない人は多い。下手しているとね。

兼山　行政指導がそうだからね。

弁護士会との協調の強化

小見山　私から、まず弁護士会の話をしますね。この協調体制というのは対税理士会に対する協調体制だと思いますが、そういう意味ではなくお話しさせていただきます。

弁護士会と公認会計士はいままであまりお付き合いがなかったのですが、非常に最近多くなりました。弁護士会のほうが我々側に訪ねに来ているのです。これは皆さんもびっくりされると思いますが、特にいま私が担当させていただいている経営研究調査会に弁護士会の方たちがいらしております。

二つ、三つありまして、そのうちの一つがＣＳＲと環境会計という問題です。企業が一生懸命今がんばっている問題について、弁護士も何かタッチできないかというようなことで、我々に教えてくれということでかなり弁護士会の副会長までいらっしゃってお話をさせていただいています。今後も、我々が一歩進んでおりますので、そういう意味では弁護士会と協調路線を取りながら、いろいろな意味での社会貢献ができる企業をつくっていくことを考えていきましょうというかたちで、いま弁護士会と連絡を取っております。

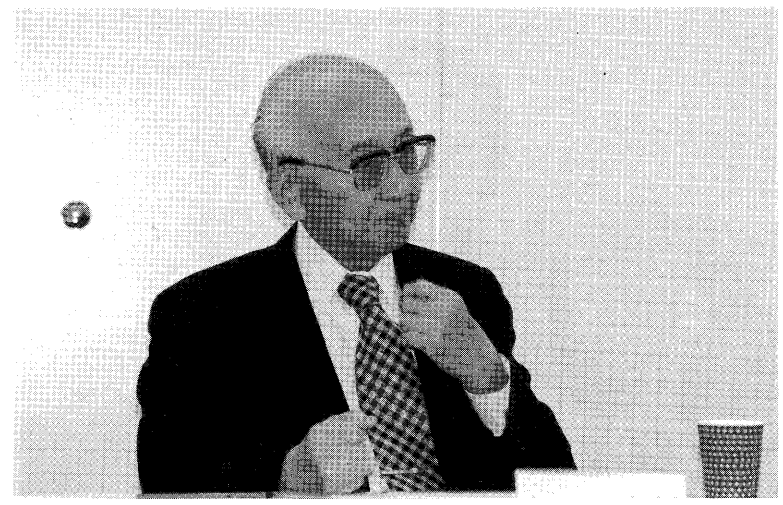
それから、弁護士会がやはりいま中小企業に目を付けておりまして、中小企業の事業再生と、中小企業の事業承継、この二点に絞ってかなり彼らが我々にアプローチしてきています。特に中小企業の事業再生に関しまして、彼らの間でも非常に大きな問題になっているのは、弁護士さんというのはやはり事業再生はお金になるわけですね。ですから、そういう意味ではいいのですが、ただし、会計のことはまったくわからないということで、どうしたらいいのだろうということがございます。

それから、中小企業庁の中には事業再生の全国会が

全体収入の十五％を超えるようなビッグクライアントを持っていたら、そのクライアントに対して独立性に対して脅威だと言うんですね。

いていたら、全部の収入の中の五割を超えていたら、それは独立性に反するということで5割基準というものがあります。ですから、中小の事務所が大きな上場企業の監査をやると、下手すると抵触してしまう可能性があるのです。

さらに、ＩＦＡＣの国際倫理規則の検討段階では、それを十五％だと言い出しているのです。そうすると、



松木正輝氏

税務業務における国際的動向について

柳澤　六番も、小見山さん、何かおありですか。

小見山　実は、税務業界は国単位で税務があるわけですが、国際税務をやっているのはほとんどが四大監査法人系の税理士法人なのです。国際租税の国際的な問題の研究をするところが私的なところではあまりなかったのですが、おかげさまで七年前ぐらいに、ＪＩＣＰＡの中で公認会計士の一つの団体を作ったような専門部会を作りました。国際租税専門部会というのを、租税調査会の中に作りまして、各四大法人から代表社員とか、社員クラスの人たちに参加していただいて、今十五～十六名でやっております。

今までに七、八本の研究報告を作って、国税庁にたいへん喜ばれているのです。いろいろな研究をやっては国税庁にこういうものを出したいのだけれども、どうかという意見聴取をして、国税側の話を組み入れて世に出しており、非常にレベルの高い、よいものができていると思っております。

今回のＣＡＰＡもそうですが、毎年、公認会計士の研究大会がございます。そこで、国際租税のことを取り上げて、いろいろなパネル・ディスカッションをさせていただいて多くの方たちに参加いただいているという現状です。ですから、そういう意味では、公認会計士の行う税に対する宣伝強化の中での国際租税の専門部会が果たす役割は非常に高いものだなと思います。

柳澤　これは本当に小見山さんの貢献です。

川北　それはいいことですね。

柳澤　小見山さんが二期連続六年、租税を担当している間にこれが成就したようなかたちですから。

川北　そうですか。これは案外知られていないですね。もっと知らせなければいかんな。

柳澤　国際租税の話をしても、まず大監査法人の人たちは興味が実はあまりない。個人の先生方は国際租税というのは、これはまた興味がないのです。自分の職と直接関係ないから。

川北　そうか、集まってこないのか。

柳澤　だから、心ある方はたくさん集まるのですが、世にパッと広まるかというとなかなか。むしろ国税庁などに喜ばれて。国税庁の政策にどんどん利用されるというかたちなので、意味はすごく高いと思いますね。

小見山　ですから、国税庁にたいするＰＲだと思います。ＰＲというのは、我々、公認会計士が税務をやっているということです。こういうところからどんどん入っていかないといけないということなのですね。これは小島さんが常務理事のときに確か私に言われて、私がいちばん最初の専門部会長をやったのです。ですから、そういう意味では非常にまだ歴史が浅いのですが、非常に活発にいま動いております。

各法人の連中たちも非常に喜んでいるのです。四大監査法人が調査を受けますでしょう。ぜんぜん違う意味で連絡が取れなかったわけです。ところが、ここへ来て四つが一つになって意見交換ができるようになかったたちで、いい場所にはなっているのではないか。移転価格税制のことについてもいろいろな情報交換ができるようになった。固有の名称は出てきませんが、そのようなことができてくる。こちらが要望して、事前の相談など、このようにやっていただきたいというようなことで提案がどんどんできてくるというようなことで、税理士法人を持っている大手の税理士の先生方にも力を頂けるようなものも必要ではないかと思います。

松木　実際に今までの第一税協の様子を見ていますと、過去の会長は長いことずっとやられてきたわけですね。確かに跡を受け継ぐ方も少なかったのかもしれません。ただし、それは逆に、組織を非常に弱くすると思います。しかし、これは、金をただ稼いでいるのだと意味がないのです。むしろ、全体に対するいろいろな問題を出していくことが非常に重要で、また意見を吸い上げることも重要です。そういうことをやることによって、皆さんも集まってくる。だからこういう問題について考えなければいけません。特に何かほかにあれば。

川北　小見山さんに来ていただいて。

松木　そうそう、よかった。知らないことがいくつもあった。

小見山　そうですか。私も先ほどお聞きして、どのような経緯で第一税協ができたかお話しいただいたのが。省庁のほうからも暗にこういう話し合いもあってつくられたという事実を知って、少しびっくりしてお聞きしていたのです。

松木　ある意味では、協会も東京会も非常に積極的でしたね。だから、かなり資金も出していただいたし。

柳澤　第一税協はうまくバランスよくやっていかないと。対税理士会の急先鋒に見られても困る。やはりきちんとした思想をかかげないとだめですよね。

小見山　本当に増田会長はいま一生懸命、どうやったら名簿ができるのだとがんばっていますから。いろいろな意味で、恩典を与えて手を挙げていただこうとかね。

兼山　今回は政策担当専務理事として小見山先生・柳澤先生を迎えて実行力のあるネットワーク作りをお願いしたいと存じます。読者各位におかれては、是非ともこの座談会のご感想をお寄せ戴きたくお願い申し上げます。

本日は有意義な座談会ありがとうございました。

税理士制度への希望

柳澤　今の小見山さんの話の延長になりますが、これからの第一税協のスタンスとして、「個人対大手法人」というかたちではなかなか限界がある。そうではなくて、いま言ったように、税務の世界でも大手法人系の税理士法人というパワーをうまく取り込んで、そこの組織力なり、人材なりというものを含めたところで公認会計士としての税務業務のクオリティーの高さというものをちゃんと世に示していく。そこが一つの軸になるのではないかなと。

川北　そうですね。大事ですね。

柳澤　だから、大手対個人のような発想で、この会をやっていてもなかなか難しいのではないか。

川北　これは税理士会ではできないからね。

小見山　私はそのことでお願いがあるのは、大手の監査法人系の税理士法人もそうですし、どこでもそうなのですが、税理士法人も有限責任制をある程度導入していかないと。唯一、税理士法人だけなのですよ。弁護士は確か、もう既に公認会計士と同じようなかたちにある程度なっていますから。無限責任で全部やっているというのは税理士法人だけなのです。

だから、第一税協は強くこれをバックアップしていくようなことを言って、公認会計士の先生だけではなくて、税理士法人を持っている大手の税理士の先生方にも力を頂けるようなものも必要ではないかと思います。

柳澤　だから、大手対個人のような発想で、この会をやっていてもなかなか難しいのではないか。

川北　これは税理士会ではできないからね。

小見山　私はそのことでお願いがあるのは、大手の監査法人系の税理士法人もそうですし、どこでもそうなのですが、税理士法人も有限責任制をある程度導入していかないと。唯一、税理士法人だけなのですよ。弁護士は確か、もう既に公認会計士と同じようなかたちにある程度なっていますから。無限責任で全部やっているというのは税理士法人だけなのです。

だから、第一税協は強くこれをバックアップしていくようなことを言って、公認会計士の先生だけではなくて、税理士法人を持っている大手の税理士の先生方にも力を頂けるようなものも必要ではないかと思います。

松木　実際に今までの第一税協の様子を見ていますと、過去の会長は長いことずっとやられてきたわけですね。確かに跡を受け継ぐ方も少なかったのかもしれません。ただし、それは逆に、組織を非常に弱くすると思います。しかし、これは、金をただ稼いでいるのだと意味がないのです。むしろ、全体に対するいろいろな問題を出していくことが非常に重要で、また意見を吸い上げることも重要です。そういうことをやることによって、皆さんも集まってくる。だからこういう問題について考えなければいけません。特に何かほかにあれば。

川北　小見山さんに来ていただいて。

松木　そうそう、よかった。知らないことがいくつもあった。

小見山　そうですか。私も先ほどお聞きして、どのような経緯で第一税協ができたかお話しいただいたのが。省庁のほうからも暗にこういう話し合いもあってつくられたという事実を知って、少しびっくりしてお聞きしていたのです。

松木　ある意味では、協会も東京会も非常に積極的でしたね。だから、かなり資金も出していただいたし。

柳澤　第一税協はうまくバランスよくやっていかないと。対税理士会の急先鋒に見られても困る。やはりきちんとした思想をかかげないとだめですよね。

小見山　本当に増田会長はいま一生懸命、どうやったら名簿ができるのだとがんばっていますから。いろいろな意味で、恩典を与えて手を挙げていただこうとかね。

兼山　今回は政策担当専務理事として小見山先生・柳澤先生を迎えて実行力のあるネットワーク作りをお願いしたいと存じます。読者各位におかれては、是非ともこの座談会のご感想をお寄せ戴きたくお願い申し上げます。

本日は有意義な座談会ありがとうございました。

ご案内

昨年十一月十三日に開催いたしました研修会「「プロの税務手法」～国税三法を駆使した不動産税務対策手法公開～」にご出席頂いた皆様からのご質問を受け付けております。

詳しくは、03－5226－3364までお問い合わせ下さい。

第一税理士協議会の目的と基本方針

【目的】

本会は、税理士の公共性に鑑み、税理士の道義を高揚し、税理士会の正常化を図り、租税制度及び税理士制度の発展並びに税務行政の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

【基本方針】

一、税理士会における指導的立場の確立
二、公認会計士たる税理士の全国的組織の確立
三、自由加入の一局複数会制度の実現
四、公認会計士の資格で税務業務が行えるための法改正運動の展開
五、会社法・税理士法改正問題に関する意見公表及び対策

随時、入会を受付中!!
〈お願い〉
詳しいことは、左記までご連絡下さい。
電話　03（5226）3364